

藩債の償却

あり格式物頭並是迄の通の寵命を蒙る、三年正月江戸上下藩邸焼延につき出府し七月二十一日明倫館藩立教授兼務の命あり、京攝及び武生近傍へ出張すること數回、嘉永三年正月又京攝信樂へ出張し、此年五月五日舊債の償却すること豫期のごとく八ヶ年間にて全く整頓せしは良休が丹誠盡力に由たるが故に留主居格に累遷す、五年正月十一日願により勝手方及び札場の兩用掛を免し更に先手物頭に任ぜられ、公近く良休を召し懇篤の褒詞を賜ひ且親ら佩用せらるゝ所の腰刀を脱して之を授けらる銘光明録案山子の彫にして題句あり幸公に影日向な賜あるは蓋し深意の存するあり、六年正月廿一日明倫館幹事兼務の命を受く、七月廿八日故ありて再び勝手方札場兩用掛兼務となり、七年六月朔日國産用掛を任ぜらる、七月八日主務物頭役の高直を免し専ら他の各兼務に従事すべきの命を受く、此年福井其他各地へ屢出張し十一月福井大地震にて松平侯へ使者を勤心、安政二年正月十一日取次並に昇進し勝手方幹理となり番頭格祿二十石加増あり、二月十七日親翰を賜はり蝦夷地割渡の開懸に付年寄役とし彼地の用掛として之を擔當此大業の勝手札場用懸等引請差圖取計の命あり、三月京攝地方へ出張し、十二月廿二日近習頭を以て軍服を賜はる、當春來京攝福井其他へ往復すること數回、公命

種痘に盡力す

勝木十藏藩主の命を帯て入城す

藩臣の極

を調へ國益を盡し、之が出費多きも相辨じたるを抜群の働を感賞せられし也、四年二月より京攝地方へ出張すること三回、十二月十七日種痘館創設以來厚く配慮せし故を以て衣服を賜はる、同年同月廿四日病院總督用掛に任ず、五年正月京攝地方へ奔命す、萬延元年四月十九日利忠公親書を與へらる下に、五月十五日公又近習頭を以て内殿へ召され懇詞及び刀一口銘大和守安定を下賜あり、八月擢て、執政となる、文久二年正月十一日數十年來抜群の功勞により祿五十石加賜す、此年十一月六日利忠公老を以て利恒公家督を襲ぎ玉ふ、三年三月福井藩より申越たる重要事件に關して奔命せり、四月又往く執政酒井外紀の宅にて處する所あり、廿九日利忠公より三幅等の軸物及び小袖一領を賜ふ、九月六日福井藩に奉聘す、勝木十藏來りて松平春嶽公の旨を告げ共に入城す、公延て優遇せられ且銀十枚を賜ふ、同月十四日利忠公佩刀を與へられ十二月奉書袖及金五十圓を與へらる、四年二月朔日福井城内に以て春嶽公左右を屏け近く延て以て時勢の密談あり、廿七日藩主より幣物を春嶽公及茂昭公へ贈る、翌日茂昭公に謁して懇詞を蒙り奉書紙一束銀三枚下賜の旨十藏旅館へ來つて述べ、慶應三年正月十一日數十年來丹誠を竭し忠勤せし功績を以て祿百石加増あり合て三百石となる是を藩臣

政治

朝川善庵
に學ぶ

越前人物志 上巻

六百八十四

の極榮なりとす、良休容貌魁偉、膂力人に絶し、一見畏懼すべくして、親く接するに及ては、一團の和氣油然言貌の間に溢る、幼より學を好み、經書を朝川善庵の門に受け、頗る經世の器量あり、元來大野藩、領知四萬石たりと雖も、地籍狹且瘠、隨つて歲入の實積名に稱はず、且南越の僻土なるを以て、財用常に匱しく、文政天保の餘藩債日に加はり、上公務より下領民の撫育に至るまで、實に困難を極む、之を救ふの道、只京攝の豪商に頼り、金員を借り、藩債を殖すも、一時の急を救ふに止まりて、更に之を償還するの期あるとなし、藩主利忠公、夙夜之を思ひ、大に財政を釐革せられんとし、當時の執政中村重助をして、其總理たらしめ、且良休に委するに、産物用懸及び銅山頭取等の事を以てす、良休其知遇に感じて、百事専ら勤儉を主とし、勞苦を厭はず、遠邇に奔走して、舊債の償却、日夜之務む、重助歿して、猶其重任に當りしが、藩士の之を忌憚し、民間亦讒謗し、到る處批難を聞かざる無しと雖も、報國の誠意争てか、顧慮するに暇あらんや、拮据黽勉、斷じて舊套を洗除し、弊政を釐革し、終に藩主利忠公に説くに、殷富を致すは商法に在るを以てし、公の賢明亦能く信任して、疑はざるに至る、安政二年五月首として、大阪北久太郎町に商店を開き、本郡の産物たる、刻賣を販賣す、尋て北海道函館灣、越前丹生郡織田村、足羽郡

國産を
販賣す大野
屋の開店

理財に長
ざるの名
揚る

春嶽公機
密の訊問

大久保村、美濃、岐阜、本郡は専ら、牧畜を以て、國産とす、是良休が又足羽郡前波敦賀港、大阪江子島、尾張名古屋、越前今庄及三國福井佐佳枝上町と、明治七年七月に亘る十八年間に、斯の如く各所に漸次商店を開設し、専ら朴實を旨とし、邊幅を飾らず、其業は糸布紡績の販賣、或は質貸爲替等に係り、小より大に及ぼし、微より著に至るの方針を取り、人を用ゆるに、其器に適用せしめ、各地の景況を考へ、時價の機變を察して、經畫せるが故に、失敗の憂なく、財政稍緒に就き、多年の宿債を全く償却することを得、後慶應二年八月、本店は年々の收得、莫大にして、良休の監督を要あるものに、從與として、譲り渡せり、故に、從前の如く、大野屋の號を用うと雖も、爾來良休の設計せし商店とは、關係を絶つに至れり、是を以て、其休の積んで能く、散する一端を推し、て知るべきなり、此、明治初年に至り、讓り渡す、藩力日に厚きを加ふ、是に於て、理財に長せるの名噴々として、四隣に傳播し、他の藩主に於ても、良休を景慕するに至り、藤堂侯遙かに、徴して、其意見を問ひ、頗る優禮せられ、嘗て松平春嶽公が、機密を訊問せられ、物を賜ふこと一にして、足らず、殊に、宜徳、火鉢は、徳川家茂公より、春嶽公へ、賜貴願の諸、美公以下、三十四通、志士として、は大久保一翁以下、三通、合計四十通、同是、優遇の賜もの、安政四年、濟世病院の總督に、任ぜられし時は、種痘の普及を謀りて、俗論の囑々するを、意に介せず、又藩主に、勸めて、領民をして、桑漆を、種殖せしめ、茶及び奉

政治

六百八十五

良休社設

病中
陛下の
後
に
應ず

大野福井
間の
道路
修繕

書軸を製する等の殖産興業に盡力し、各村に義會を設置して不虞の兇荒に備へ、
屢養老救貧の舉を行ひ、士族産業のまだ確定せざるを憂ひ、爲めに貸金會社を設
け其利を以て糊口の補助たらしめ、良休社藩主其政治を誦贊し、士民に裨益する
所の功を賞して金帛の賜與數回に及ぶ、明治十一年十月、天皇陛下北陸御巡幸
の際良休を徴し、今庄驛に至らしむ、時に病中起居に難む、親舊皆云ふ代人を往か
しめよと、良休肯んぜず、輿に乗りて往く、高倉右大臣より宣達あり

其方儀多年、通商ノ道擴充方ニ注意篤ク且ツ士族就産ニ盡力候趣、石川縣令具
狀ノ旨遂奏聞候尙此上殖産ニ勉勵可致事

良休常に儉素を尙び、衣食菲薄に甘んじ、一も他の嗜好なし、蓋し其志す所冗費を
省き、銖兩を積み以て社會公益を興すにあり、初め大野より福井に達する道路の
甚だ峻惡にして、貨物の運輸不便なるを憂ひ、公衆の爲に修繕せんと欲し、明治十
二年奮然自費を以て縣廳へ願ひ、地理土木の兩吏來つて検査せしが、故あつて中
止す、翌年八月に至り沿道の村落各自修繕するの舉あるを聞き、是宿志を遂ぐる
の機至れりとて、金三千五百圓を寄附す、人皆之を感ず、官其賞として三組銀盃を
下附す、其大なるもの口徑六寸八歩四合半を容る、十四年八月十八日壽を以て家に卒す、享年七十五、法

名天壽院殿誠忠良休大居士、曹洞宗清瀧村洞雲寺に葬る、岡島行次の次女を娶り、
唯一女あり、妻の甥岡島良次郎を義子とし、女を配して後を嗣がしむ、良休の弟は
則隆佐にして、次を鷹五郎と云出て、松浦氏を嗣ぎ、次は潜、大熊家を再興し、二女は
奥田加賀石川の兩氏に適す、

明治四十二年九月皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや、其十一日朝廷命あり、特
旨を以て正五位を追贈せらる

土井利忠公親翰(天保十四年四月十七日付)

其方儀去夏以來、勝手向改革申付置候處、誠に身命を抛ち、眞忠を盡し、公邊に相
拘り候莫大之名目金等過半、埒付追々取續も出來可致、欣然の至に候、右に付萬
一其功未だ全く成らざる内、其方を相嫉み、彼是申立爲退候様申者有之、時は直
に其方へ面談の上、篤と内存承り候て、其筋に相糺候了簡に候、其方義は實に我
等臆股の臣に候へば、たとへ譏者有之候共、我等へ任置候て一向無其心配、猶又
出精勵忠、勤吳候様頼存候功成り候上は、屹度取立子孫永く見捨間敷合に候爲
念、其方同志の篠島道忠へ極内使申付、此段申入置候事に候以上

土井利忠公親翰萬延元年四月十九日付

其方義寅年改年以來、身命を抛ち精勤致災候故、公務にも差支候必至難澁の勝手向も、數年の内に夫々趣法相立安心の場合に至り候に付、去丑五年暫らく休息爲致度と閑暇の勤筋申付置候處、問もなく英艦渡來に付ては莫大之入用筋も有之、勝手取組の程無覺束に付、尙又勝手取組筋申付、引續江戸兩度の天災、其他種々入用筋相審み、尤事務多端の折柄、今日迄取組來候儀は、全く日夜精力を盡呉れ候故の義と厚く満足に存候、就ては兼々退役致度旨申立、別て春以來取組内願申立候義至極尤に相聞候へども、當時不容易時節、夫是日夜心痛の折柄に付、乍氣之毒内願通り退役等申付候運ひには至兼候間、今一際踏込勝手取組の儀は申に不及、國産取扱等の儀は萬端致差配役柄には候得共、時宜に寄り候ては役柄を離れ、自身に手を掛け厚く致心配、吳度、吳々も二十年來日夜の苦辛不容易義、實以氣之毒と存候、内願通り休息爲致候へ共、前條の通無餘儀時節に付、厚く保養手當致し取組相勤候様頼入事に候。

良休翁碑

明治十四年八月十八日、故大野藩執政内山良休卒、年七十有五、從五位土井利恒誌其墓曰、良休眞曠世之翁也、其事蹟不暇枚舉、今且叙其尤顯著者、翁性忠直儉素、文武並嗜、嘗受經朝川善庵門、以經濟學自力、先考柳涯夙識其才幹可用、置諸左右、特親重焉、時藩債日加、財政甚窘、於是先考銳意釐革、藩政舉翁委以償債之事、實天保壬寅夏四月也、當是時、各藩概守舊套、無復所着手、翁百方計畫、以爲今也、殖財之

方在於各地開商店、於是大坂橫濱神戸箱館等凡般賑之地、則無不設其店、且資市民殖物產以交通有無、是以財政修舉、藩力頓復、時有内山隆佐翁之弟也、性豪邁不群、大圖進取、因說先考請幕府、開拓北蝦之地、且首製造洋船大野丸、此二項亦當時爲各藩之魁、而其費不貲、蓋翁善生其資、隆佐善用其資、俱爲社稷功臣、其在藩朝、二人議或不合、則傲抗爭、一坐捲舌、然其意互在爲公、故其退也、友愛乃復初、於是乎兩内山之名遍於四方、名公鉅卿欲大有爲者、往往通刺、而松平春嶽、於翁禮待特渥矣、元治甲子冬、常野浪徒之過池田郷而西也、翁督藩兵追躡之、而其怪德際、別派吏胥投其機、賤買絲布、頗得奇利、其胸中綽有餘裕、亦可以想見、後十年土寇蜂起、遂火翁第宅、此蓋嫉翁素行者之所致、其慘實不可言、翁年垂七十、從容謂人曰、此奇禍何足撓我志乎、操尙愈堅、翁常儉薄奉己、無佗嗜好、然學校病院之設、及道路修繕之類、凡可以利衆之事、一擲千金、不毫吝惜、其他濟貧恤災、無所不至、豈非所謂積而能散者耶、明治十一年、天皇北巡之日、岩倉右府召翁於今庄驛、賜以褒狀、旌從來用心之美也、初翁之仕於藩、纔爲近侍、襲父祿八十石、後歷典物頭番頭等諸職、然以其長理財、未嘗不旁兼財務、而事輒有成績、官終昇上卿祿亦增至三百石、然翁不以貴富矜物、言貌愈謙、當路之日、群小媚疾、屢致諷刺、尙且不顧敢行其志、其德器膽力之大、

人皆敬服焉。廣瀬旭莊與翁詩云：子產毀譽追日變，晏嬰節儉應時行。能悉其本領者，非耶卒之日。士庶無然歎曰：經濟翁既逝矣，自今其誰依翁。唯一女因養妻岡島氏之姪良次郎者配焉，以爲嗣。良次郎亦能勤儉幹蠱，有子女六人。家運振振，愈盛云。嗚呼！余際時之變去，彼大野住此東京，然而家計未告乏，得優游以度日。未嘗不由先考與翁之餘慶。今也纂次其行事，追慕極切，不禁淚之潸潸而墜也。銘云：知賢能任先考厥明，答其值遇，惟勵惟精，億則屢中。藩倉斯盈，舍己濟衆，衆推其誠，遺德所被，遐有令名。

紀元二千五百四十三年明治十六年四月從五位上井利恒撰併書

正二位勳二等 松平 慶永 篆額

千本久信

寡言にして善く断

久信初名彌三郎，福井藩士千本久備の長男なり。母は石原某の女。文政十年六月廿日を以て福井下江戸町の宅に生る。天保二年四月五日父の將に没せんとするに臨み、久信尙幼なるを以て小林久達を養ふて嗣とし、久達亦久信を嗣とす。久信資性沈厚にして寡言、事を處するに善く断ず、殊に經濟の道に長ず。父久二年擢られ

藩制盡力の賞典

て書院番と爲り五人扶持を賜り、父子共に勤仕す。是藩中罕に見る處の榮典也。時漸く多事、専ら機務に參し日夜鞅掌其功尠ならず、屢進班加俸の賞典あり。明治二年二月父久達致仕して久信家督を受く。十月十四日福井藩權大參事に任ず。三年四月廿五日藩賞典あり曰く、戊辰以來多端之折柄事務擔當格別盡力に付、慰其勞御賞典の内永世三十石終身廿石都合五十石頒授す。云々。四年五月福井藩廢せられ、七月朔日又賞典あり曰く、數年勤勞且御維新後藩制改革之際補助之功不少、依之當年限米三十俵被下候事と。十一月十五日廣島縣權參事に任ず。未だ任に赴かざるに廿五日足羽縣權參事に任ぜられ、五年十一月十二日正七位に叙らる。六年一月足羽縣廢せられて免ぜらる。後専ら一藩授産の事を盡力するを以て己が任と爲し、衆亦推選して銀行支配人及び桑蠶會社社長と爲す。時に櫻馬塲新屋敷町舊藩士邸趾の廣漠に歸するを慨し、此に授産の方法を案出して桑苗を繁植せしめて以て養蠶を獎勵す。十年一月三十日久達卒す。久達又久敬、東剛と號す。人と爲て學び大に得る所あり、是を以て意を胸懷に留めず、常に曰く有心之心、非心無心之心、心也。致仕の後園藝を以て消日の具と爲し、時あつて詩を作る。歿年六十八。法名靜雲。十六年久信偶中風症に罹りて癒へず。十八年十月十五日終に卒す。享年五十九。法名覺性院仁道。久信居士曹洞宗乘國寺に葬る。藩主松平春嶽公哀悼の歌を以て弔せ

殖産興業

政治

らる、室柘植某の女二男三女を生む長子貫一嗣ぐ

千本久信か身まかりしときいて

慶

永

なき數にいりしと菊の花のえにこぼるゝ露は涙なりけり

きのふよりよもへひらさかたとり行君か面かけしのはるゝ

正七位千本久信之墓

先君子氏千本諱久信。久備君長男。母石原氏。以文政十年六月二十日生。天保二年四月五日。久備君偶罹不治症。及其將終。以先君子尙幼穉。不能繼家。乃養久達君小林氏爲嗣。久達君復養先君子爲嗣。先君子資性沈厚寡言。處事善斷。頗長經濟之道。文久二年。擢爲書院番格別賜五口俸。父子相共勤仕。是舊藩所罕有之榮典也。而時漸屬多事。累遷知邸監察等劇職。專參機務。日夜鞅掌。功勞不少焉。此間屢有進班加俸之典。明治二年二月。久達君致仕。先君子承家。同年十月。任福井藩權大參事。同四年五月。福井藩廢。同年十一月。任廣島縣權參事。未赴任。同月。任足羽縣權參事。同五年十一月。叙正七位。同六年一月。足羽縣廢。後專以一藩授產之事爲己任。衆推爲銀行支配人及桑蠶會社社長。同十六年。罹中風症。同十八年十月十五日。遂以前症不起。享年五十九。葬于越前乘國寺先塋之班。謚覺性院仁道。久信居士娶柘植氏生二

男三女。二男二女皆夭。一女在家。男即不肖貫一也。

明治十九年十月 謹誌

高木惟矩

惟矩、通稱庄次郎、福井藩士高木庄右衛門延清の男なり、性學を好み、安政四年二月朔日、明道館の外塾助を命ぜらる從來の私塾を外塾と稱す、其塾則區々一ならず、故を以て館生をなして派出せしむ、惟矩則ら田川廉介塾に從事す、家督十五石三人扶持大番組入りたり、六年二月八日、外塾助を免じ、館役眾同様命ぜらる、熊本藩横井小楠の福井藩に聘せらるゝや、其寓館にて教を受く、文久元年十一月十一日、製造方見習を命ぜられ、坂井郡宿浦製方出張所へ派出す、同三年四月、藩に於て黒龍號船を長崎にて購求せし時、之が受取の爲、同僚勝山等一郎外廿餘名を伴ひ、藩船一番丸に乗じて三國より廿五日にして長崎に達す、歸航五日間に於て、敦賀に碇泊し、七月歸福す、十二月、製造方命ぜられ、元治元年四月五日、御趣意により免ぜられて大番組と爲る、六月廿九日、京都堺町御門警衛詰命ぜらる、長州の兵七月十九日、曉、堺町蛤下立賣寺町の四門に迫りて發砲戰端を開く、遂に利あらずして敗走事止んで歸る、十二月、水戸藩武田耕雲齋の黨徒美濃より越

黒龍號受

堺町御門の警衛

前に入る、依て出張を命ぜられて大野に至る、黨徒等木本こもとに着し池田郷を経て新保驛に至る、是より先幕府の兵山中驛に陣す、耕雲齋等事の成ざるを知り葉原の軍門に降を乞ふ、同月歸り翌慶應元年正月廿五日遠慮申付らる、惟矩先に三國友藏堀江鹿門中田懷藏等と共に勘定奉行岡島恒之助へ迫り、兵糧の儀に付意見を異にし議論遂に過激に涉りしを以てなり、四月十五日又堺町御門警衛詰を命ぜられ後歸りて十月再び同門詰と爲る、十一月藩主松平慶永公上京に付供役として長濱に迎ふ、此時徳川慶喜公大政返上に付咨詢の爲大小の侯伯闕下に招集す、十二月九日大政返上御召され、會津桑名あまがさの守護職所司代差許され、長州人并に脱走の七卿入京を許さる、慶喜公會桑の兵を纏めて二條城に入る、物議喧然、其方向に迷ふ、越尾土蔵殿階下を守護す、惟矩亦其衛中に在り、十二月廿五日慶永公に供して大阪に下る、明治元年二月歸藩し、閏四月十一日代官兼吟味役留守番組入命ぜられ、翌月勘定方と爲る、持五人口、六月越後表へ出張して輜重を督す、是より先徳川井に會桑征討、下野親王、東北總督として官軍各道より進む、慶喜公江戸城を渡し、水戸に退き、桑原を表す、旗大隊を出す、高田、柏崎等の各所に對し、十月權判事心得を以て若松民政向を勤む、十一月八日若松窮民救恤御下金の儀を具狀せんとて庶務兵衛あづま同道して上京す、成田八九郎越後本府より若松事狀具中の爲出京し、權判事山、時に由利公正軍用金を中野通會計官判事江藤新平島義勇に面陳せしむ事決せず

若松窮民救恤策

徵士高山大參事

鎮守府へ授與せんが爲に出京す、惟矩山利に面會して之を具申す、終に御川度の内十萬兩御下渡となり、翌春石高割拜借金を以て返納方云々の證書を出納司に差出す、若松へ歸り十二月九日又成田八九郎廣田平兵衛と高拜借金額として出發し、越後新發田在陣參謀松平源太郎正四條長岡府知事に面し着京す、同二年二月越後府知事判事總て免ぜらるゝに當り、成田の上京に依て進達書を差出す、私昨辰十月於若松表、總督宮様以御沙汰若松民政御用懸被下不肖靈力罷在今般彼地御用に付上京仕候處、若松領地之内二郡酒井徳之助へ下賜其餘は奥羽諸藩へ民政取締向被仰付候趣申越候に付、最早彼地御用濟、三月五日徵士高山縣判事仰付らる、先に同縣知事梅と相心得候に付、藩仕度云々、三月五日徵士高山縣判事仰付らる、先に同縣知事梅後助吉田文助等、藩民施政の道を失し、管内騷擾す、依て刑法官監察司官原大輔差向らる、同月八日京都より濃州美江寺に至る人あり來て曰く、飛騨國民蜂起し、萩原宿に於て梅村連水の旅宿に群集發地して、從僕先即死し、連水は負傷辛うして走つて、苗木口に難を遁ると、十五日高山へ着任し、四月宮原大輔知事を拜命し、管内畧鎮靜に歸するを以て、五月十二日惟矩上京、民了官へ出頭して騷擾の事情を具陳す、廿一日諸藩の邦土奉還外二條御下問に付參朝し、直衣神祇伯等と列席して、天顔を拜し、七月歸縣す、十月廿日高山縣大參事に任じられ、三年四月廿五日舊福井藩より賞典を賜ふ、
戊辰越後出張各所攻撃勉勵に付御賞典之内拾五石拾ヶ年授與候事、
五月一日大參事本宣旨を拜受し、十一月廿七日飛騨國租稅石代從來安直段を以

て上納の仕來を廢し正直段を以て取立べきの達あり然りと雖も一時其引直方
 行届難き事情あるを以て十二月八月上京して猶豫あらん事を具陳す此月能登
 國の内金澤藩預所管轄仰出され四月十六日同國鳳至郡大町支廳へ出張す大町
登領主長谷部信連の連嗣あり、廿二日正七位に叙す十一月高山縣を廢し筑摩縣
土人中今に其舊臣の遺族多しとと云縣廳は信州松本高五年正月參事永山盛輝權參事荒木博臣佐賀に面し
引渡の件を約す此日筑摩縣典事に任じ、二月三十日庶務課廳訟課を命ぜられ五
 月十二日教部省の召により上京し信州諏訪上下社權宮司に任じられ次で中講
 義を兼補し神事神寶取調に出張す十一月二日同縣七等出仕より六年六月廿五
 日權參事に翌年三月廿三日參事に任ぜられ從六位に叙す八年六月五日六等判
 事を兼任し地方官會議に列し永山知遠遼館にて拜謁酒饌を賜ふ、九年十二月東
 京青山南町に移住す翌春銀杯を下賜せらる是より先郷里湊町建家及宅地二百
 四十五坪を湊小學校用に寄附したるを以てなり又高山及松本大火に米穀金員十
 二年三月宮城縣黒川加美郡長に任じ翌年十一月廿九日新潟縣勸業課長に歴勤
 し是に於て大に國産發達に力を盡したるが十九年一月三日病卒す享年四十有
 九新潟日和山に神葬し男眞木彦其家を嗣ぐ

岡部豊後

岡部豊後千尋と號す福井藩士なり父を岡部左膳と稱す嘉永二年二月致仕して
 其家督千五百石を受け安政二年正月備組調練掛と爲り同五年城代役を勤め文
 久元年八月家老職を勤む時恰も幕末國家多事の秋に際し藩老の一人として庶
 政の樞機に參與し藩侯の所志を輔けて勤王報國の事業に盡瘁し且平常武備の
 一日も忽せにすべからざるを論じ自ら劍槍柔術の武技に於て皆其奥儀に達し
 又能く馬政を獎勵して邸内常に駿馬を飼養したり福井藩古來歳首に爆竹馬の
 式あり俗に馬お城の外郭柳櫻二門中の馬場より廣小路を其區域として數萬の
 壯者一方に併列す之を堰手と稱す藩士數百馬に乗じて堰手に向つて馳突櫻門
 を通拔るを勝とし堰手に追れて他の一方追堰るゝを負とし雙方決死の闘馬法
 式たりいかなる馬術家も苦心する處たり藩主佐野邸に臨みて之を觀覽せらる
 爰に一勇士の悍馬に乗る者あり疾驅風の如く忽ち群衆の堰手を蹴散らして過
 ぐ豊後見て大に之を奇として延見す顔容言動自ら識見卓拔なるを悦び藩主松
 平慶永公に推薦し尋常武術一偏の者に非るを説き遂に其驥足を伸張せしむ是

悍馬に乗
たる一勇
士を引見

則三岡八郎由利公正にして豊後の達眼ありしを知べし、當時異船渡來國論鼎沸し討幕又は佐幕を主張して海内爲に騷然たり、藩公夙に天下の形勢を察し今にして舉國一致せざれば紛亂多年或は外敵の爲に其釁に乗ぜらるも計られず、是に於て豊後は命を奉じて肥後薩摩に使し、密かに公の内意のある所を告ぐ、蓋し雄藩共に力を協せて勤王の事に盡さんが爲にして時正に文久三年豊後正使として之に赴き、三岡八郎隨行す、往て熊本より薩摩に入り薩藩重臣小松帶刀大久保市藏利等と對論し慶永公の所志を陳述す、且曰く薩藩にして討幕の揚言を棄ずんば福井藩は佐幕勤王を唱へんのみと、帶刀膝を拍つて曰く、余悟れりと、依て翌春薩侯と越前侯相前後して江戸に至るを約して歸る、此行や實に維新の鴻業を起す所の重要使節たり、或は一藩を代表して使者を勤め或は主侯に隨從して京畿に往來する等、東奔西走幾んど虚日なく、内外多端の時に當り藩政の蓋革國事に執掌せること舉て數ふ可からず、特に福井藩に於て横井小楠を聘用せることに力を盡し其退職後に至つても始終之が保庇を爲さしむ、又當藩の會津征討の軍に加はらんとするや、廣部鳥道及其門人等相討撃するは義に於て然る可からざる旨を極論し爲に塾居の譴を受くるに至る、豊後之を聞き深く鳥道の志氣を嘉

小松帶刀大久保市藏との對論

横井小楠聘用に盡す力

廣部等の奇禍を憐れみ

直言肺腑を抉る

し且奇禍に罹れるを憐れみて衣食を支給す、其情誼に厚きを知るべし、明治十一年十月八日 天皇陛下北陸道御巡幸の節橋本左内が王事に勤勞せし事を以て祭料の下賜あり、時に舊藩士等相謀りて祭典を執行せんとし豊後に向つて發起の一人に加らん事を求む、豊後其發起名列を一閱して曰く、此内に左内存生中反對して妨碍したる者あり、其人先左内の墓前に跪づきて曩日の過ちを謝罪せずんば我是等の人と共に肩を比べ發起と爲るを快とせずと直言す、其公明にして自ら欺かざる斯の如し亡父左膳は慶永公入藩當時より輔翼の功尠からず、没するに臨み君公に仕へて輔佐の任を完せよと云へり、豊後は實に一言の遺命を重んじ塞々の節を全うしたる者也、慶應二年致仕して長男に家督を繼がしめ爾來千尋を以て通稱とし専ら文墨を親しみ風月を友とし優遊自適、遂に明治十九年九月八日卒す、法名東嶽院殿清遊徐芳居士、曹洞宗乘國寺に葬る、明治四十二年九月 皇太子殿下北陸に巡啓せらるゝや、其十一日朝廷命あり特旨を以て従四位を追贈せらる

〔千尋詠草〕

松出谷

千

尋

政治

六百九十九

谷の巢は匂ひ出つも鶯のまた里なれす野邊に鳴らむ

立春

今日といへは霞の衣立そめてみよ長閑なる春は來にけり

近き世の新しき繪を見て

ふりし世の人に見せはやこまやかにかく新しき筆のうつしゑ

新雪染楓樹

さのふみし霜や染けん一しほに今日はみむろの山のもみちは

社頭霰

宮人よ朝さよめすな降りそめてあられ亂るゝ玉しきの庭

開化與年新

四方の海浪路もはれてほのくゝとあきらけき世の年は來にけり

〔岡部文書〕

薩藩小松帯刀よりの書翰

一筆致啓上候、寒向の砌に相成候へ共、春嶽様御機嫌克被遊御座、恐悦御義奉存候、貴様にも折柄の無御痛被成御勤仕候半と奉欣喜候、然は三郎様には先日

御懸合申上候通、先月十二日御國許御發駕海陸無御恙去三日御京着被遊候、借春嶽様御上京の義に付度々御細書を以被仰聞趣御顯志の程、辱奉存候、小生には御國許も御先に發足いたし追々の御書翰も掛違に相成、先日の御懸合申上候趾にて拜見致し候事共に御座候、三郎様には御懸合の事共一々被遊御承知、何共御氣之毒に被思召候、併最初より被仰談候通、何邊御示談爲天下御盡力被遊度思召にて御京着後何事も不被仰立、兎角春嶽公御出京の上に御賢考の程も被遊御承知其上何事も被仰立御諭意にて未何方々も御出無之被遊御待事に御座候處、昨日春嶽公御召の勅命相下り候段御承知、別て御満悦先々御祝儀被仰上度被思召候、此上は早く御上京御待被遊候、御着迄は何事も差控被遊候、間左様御承知被下候て、爲皇國片時も早め御登京、吳々も御依頼被遊候御事に御座候、將亦御火輪船御借用の事共、何哉と御叮嚀に被成進、其故御中途速に御通行に相成、別而御辱被思召候、右邊の御禮旁別段に御使者等も被差立、彼是被仰上候等に御座候得共、御着涯内外の多端にて其儀も御叶不被成候間、おのつから御中途迄の御使も被差上思召に御座候、間旁御推察被下候て御都合可然奉頼候、御直書を以被仰上候得共、貴公迄此段申上置候様被仰付候間、宜

敷御取計可被下候先は乍大畧繁雜中にて大亂筆不敬の事共御海恕可被下候
尙追々可得御意候勿々頓首

十月七日

岡部 豊後様

机下

副啓生端書

小松 帶刀

清原 花押

春嶽公え伺御機嫌申上度奉存候間以御都合可然御執成被下奉希候さて其御地御
發駕御日限御休泊等承知仕度候間近頃御繁雜中御面倒至極奉存候へ共一寸と御
申聞被下度御相談申上候乍末酒井様三岡様にも御序の折可然御申上可被成下候
一先々時候随分御保養被成御勤務度奉存候細事拜肩の上と懇と申上殘候早々頓首

吉田拙藏

幼名吉太郎後内藏太郎又欽次郎と曰ふ拙藏は通稱諱は俊章字は子明靜齋と號
す文政九年丙戌七月十日越前大野に生る生れて數月母大島氏は大歸し父吉田
理左衛門は性武を好み家事を顧みず祖母中山氏特に拙藏を鍾愛し後母藤井氏
も亦愛鞠所生の如し七八歳にして人の來りて小説を讀むを聽き以て樂とせり
十歳にして隣翁小早川某に依頼し始めて文字を習ふ天保八年大阪に大鹽平八

安井息軒
蘭谷岩陰
に入門す

杉田成卿
蘭に就て蘭
學を修す

共和塾を
開きて伊
藤玄朴を
師とす

郎の暴動あり父藩主に従ひ在阪の故を以て其難に赴かんと欲し之を祖母に切
願せしに聽かずして止む此秋小早川一平に就き讀書を初む十六歳の秋内山隆
佐の門に入る其學専ら經世達用を主義とす拙藏毎に其人と爲りを景慕し追隨
常に父とし事ふ隆佐も亦子とし視る天保十五年歳甫めて十九初めて藩主土井
利忠公に仕ふ公當時専ら文武を獎勵し特に蘭學を好み玉ふ弘化三年八月藩學
助教補となる嘉永元年公烈に陪し江戸に出て始て都會の景況を觀る二年の冬
土田龍灣に就き蘭學を修め常に漢學の弊を矯正するの微志を抱く五年利忠公
に隨ひ江戸に赴き安井息軒蘭谷岩陰の門に入り又旁ら蘭學を修む岡部の俗輩
其蘭學を修習するを目し單に公の嗜好に曲從するとし喋々誹議する者ありし
も恬として意に介せず益す奮發業を修めたり此冬祖母中山氏郷に在て歿す其
訃を聞き泣咽飲食を廢するに至る六年正月杉田成卿の門に入り蘭學を專修し
同門の親交肥田濱五郎鈴木勇三等と兄弟の約を爲す安政元年春一夕神田孝平
等と外出す歸れば則ち行李摒擋るを見る其故を問へは曰く師の命なりと翌旦
孝平と共に親しく師に面し審問する所あらむとす家宰其再入を許さず依て斜
橋の藩邸に歸る後神田及南摩網紀亦來り寓し共に共和塾なるものを開き尋て

政 治

伊藤玄朴を師とす。安政二年三月、是より先き、花街に沈溺し、自來酒色の債身を容るゝに地なく、窮迫の餘、先師隆佐に頼り、亡狀を自首せしかば、遂に郷里に護送せらる。時に一絶を賦す、

何若幽棲了此軀。小驢時向故園驅。知不四十登台客。曾是東山携妓夫。

歸途葦原驛に宿するや、自ら劍客と稱し、宿中の壯士を集め、大に武技を誇り、以て旅中の鬱を散す。磊落の狂態亦想ふべし。既にして飛驒山道に入る。途上の詩あり、
臨水傍山一逕通。崎嶇崢嶸步將窮。回首落日行人盡。伐木聲幽遙谷中。

四月十日大野に達す。翌日罰命を受け、閉居二旬、爵三等を貶せらる。同年五月、蘭學授業師となる。以爲らく、蘭學を聞き、舊習を除くは、當今の急務なり。余幸に其任に當る。機失ふ可らずと。是に於て、夙夜奮勵、大に藩士を鼓舞せり。藩士業を受くる者、一百三十餘人。三年正月、爵位故に復せられ。三月、先師隆佐に隨ひ、松前に航し、蝦夷地を探究す。一日、オンシャマンベに在り、善光寺の役僧隆快なる者に遇ひ、談蝦夷地處置の事に涉る。拙藏曰く、各處に學校を設立し、土民を教育するは、今日の先務なり。隆快曰く、然らず。先務は道場を建設し、以て衆生を化導するに在りと。互に抗議討論夜を徹するに至る。七月郷に歸り、再び學館に入る。此冬家債業積債ふ能は

大野丸乘
込

ざるを以て、官の貸金を請ひ、負債の一半を支償し、以て家政を改革せり。爲めに從來居住の邸宅を沒收せらる。四年六月命を奉じ、江戸に上り、海軍所に入り、航海術を修む。此時に當り、藩主隆佐等に命じて、二桅船を造らしむ。該事に關し、同所を退く。七月船成り、大野丸と號す。藩主又拙藏及早川釣叟をして、之に乗込ませしめ。八月品川解纜、郷國越前敦賀に航せん。とす。時に都下虎列刺病流行す。其浦賀にあるや、之に感染し、苦惱劇しく、醫藥効無からんとす。釣叟曰く、病篤し、宜しく轎に乗り、江戸に歸り、徐ろに治療を加ふべしと。拙藏曰く、否々死して魚腹に葬る固より、其所なりと。遂に發す。既にして遠州灘を過るとき、苦痛殊に甚し。舟中一律を賦す、

生無補事死無名。猶且幽冥按劍行。精氣歸天攘疫鬼。強魂入海逐鯨鯨。讀書已過蘭和漢。遊志難忘亞佛英。被惱病魔眠覺處。月明舳舻外急灘聲。

二十五日兵庫港に入り、九月五日同所を發し、同二十四日敦賀に達す。當時洋形の船多く有らす。人皆之を見ざるを以て、諸方有志の士、即ち長藩桂小五郎(木戸)等來りて、大野丸を見る者、日々踵を接す。六年三月、隆佐と同じく敦賀を發し、函館に航す。能登洋を過るとき、隆佐の韻を次て一絶を賦す、

東方欲白曩雲昇。回看故山山百層。想得家親倚門語。阿舟今頃過加能。

米國商船
の難を救ふ

五月函府の命を請け石炭を裝載し釧路に赴く、歸航中大に風難に逢ふ、八月亞米利加・ホストン^{ホストン}府の商船松前・オクヰ^{オクヰ}島の東南の暗礁に觸れ船遂に碎く、船主某救助を函府に乞ふ、函府之を大野丸に命ず、是に於て亞人と同航之に赴き其地に至り人員及器械等を收載し九月五日函港に歸碇す、此行往返十七日颶風に遇ふと三次、爲に船具を毀損する亦尠からず、但し同行の亞人・フレット^{フレット}なる者、久しく函館にありて頗る邦語を解せるを以て晴日には彼と對話するの興あり、颶風には我を扶助するの利を得たりと云ふ、船中一絶を賦し、フレットに似す

過雁聲聲更已闌、滿帆風露報秋寒、何圖今夜松前月、酌與亞人相對看。

此役官より拙藏以下を賞する各々差あり、郷に歸るの日藩公大に賞し賜ふに金若干を以てし且其實況を圖寫せしめ壁間に掲示せらるゝに至る、翌年函館に航する兩度其江刺港にあるの日、小倉藩士の介に依り該地の法華僧某の招待に應じ盛饗に遇ふ、醉に乗じ佛の非道を説破し特に法華宗の不可を極論す、歸るの後僧小倉藩士に語つて云ふ、彼は我が饗を受け乍ら口を極めて我宗旨を罵る亦奇士と謂ふべしと、此年十二月官債漸く償却し父理左衛門身上復故の命あり、萬延元年正月司船の功を以て位格給人並に叙せらる、文久元年四月父病に罹り遂に

國事探偵
の苦辛

没す、初め大野丸の司乗たるや、各港に滞在する毎に放蕩無頼、殊に敦賀に於ける如き其亡狀實に筆す可らず、加之ならず負債山積支消に術なく自ら逃脱を圖ること數回、然るに藩公及び先師の殊恩に感じ且つ老父の病羸を思ひ一旦翻然意を決し耻を忍び蹙々家に歸る、其秋母を舅氏に托し獨り洋學館に入り窮居三年、爾後痛く自ら懲艾す、文久三年六月長藩英艦と馬關に戦ひ長軍大に敗るゝの報あり、藩即ち命じて往て其虚實を探らしむ、二十三日命を蒙り翌曉早發西湖より大阪に出て、山陽を獨歩し深く防長に入り、遂に馬關に達す、途中頗る難苦況んや該地の如きは擾亂の餘人々殺氣を帯び、殊に津吏の誰何最も嚴幾んと屠殺せられんとす、乃ち從容辨白他なきを陳し幸に吏の認可を得直に渡舟に乗り日暮小倉城に達す、時に福井藩士加藤^藤高木^{高木}、既に此地に在り、蓋し亦藩命を承け探索に従事せるものなり、直ちに之に面晤せしに頗る其要領を得たるを以て、即夜揚帆七月二十二日大野に着し、公に復命す、公慰勞し賞するに物を以てす、此冬十二月利恒公に扈從し京都に祇役す、翌年五月歸郷し七月再び出京す時勢を探索するに由る、十二月武田耕雲齋美濃路より越前に入り、大野木本村^{木本村}に至り左折池田郷に出づ、此役亦奔走事に従ふ、慶應二年七月文武兩塲の監督となり嵯峨の

營所に赴く、翌三年十二月再び嵯峨に祇役す、時適々維新革命の機運に瀕して公武の間罅隙驟りに生じ、薩長の二藩は禁中を護し、徳川慶喜公は會桑二藩の兵を以て二條城に據る、都下騷然將に事あらんとす、拙藏直に戒嚴令を布く、然るに其夜慶喜大阪に下り、京都嚴を解く、長防二藩罪ありて入京を禁ぜられ、是に至て之を許され、其兵隊我守衛する嵯峨天龍寺に屯せんとす、吾藩在營の庶員相謀りて曰く、是異日彼我の間に動もすれば喧鬪を生ぜん、且つ我は方に彼を防衛し、彼既に寛典の命あり、今彼の來るは、王命に隨ふなり、我之を守るも亦王家に務むるなり、何を事の曖昧たるや、即夜所見を綴り、翌旦參典局に入り、之を執事に呈進す、拙藏亦之に與れり、朝廷其事を嘉し、遂に嵯峨の守衛を免ぜらる、翌年三月監察となり、利恒公に隨ひ出京す、既にして公函館裁判所副總督となり、拙藏其附屬を命ぜらる、四月發京、敦賀に到る、公病により行を辭せられ、拙藏獨り清水谷總督に從ひ、函館に下航す、着館の後釋太に趣き、七月歸函、總督に申請し、遂に大野に歸る、明治二年二月權少參事に任ず、三年十月少參事に進む、四年七月大屬となり、藩救蓋革の事に參畫す、明治六年内山良林翁に勸め、良林社を設け、以て士族に益せしむ、爾來閣撤、以て日を消せしに、五年是羽縣學區取締に採用せらる、後該縣廢し、敦賀

時務を盡して權參事を説く

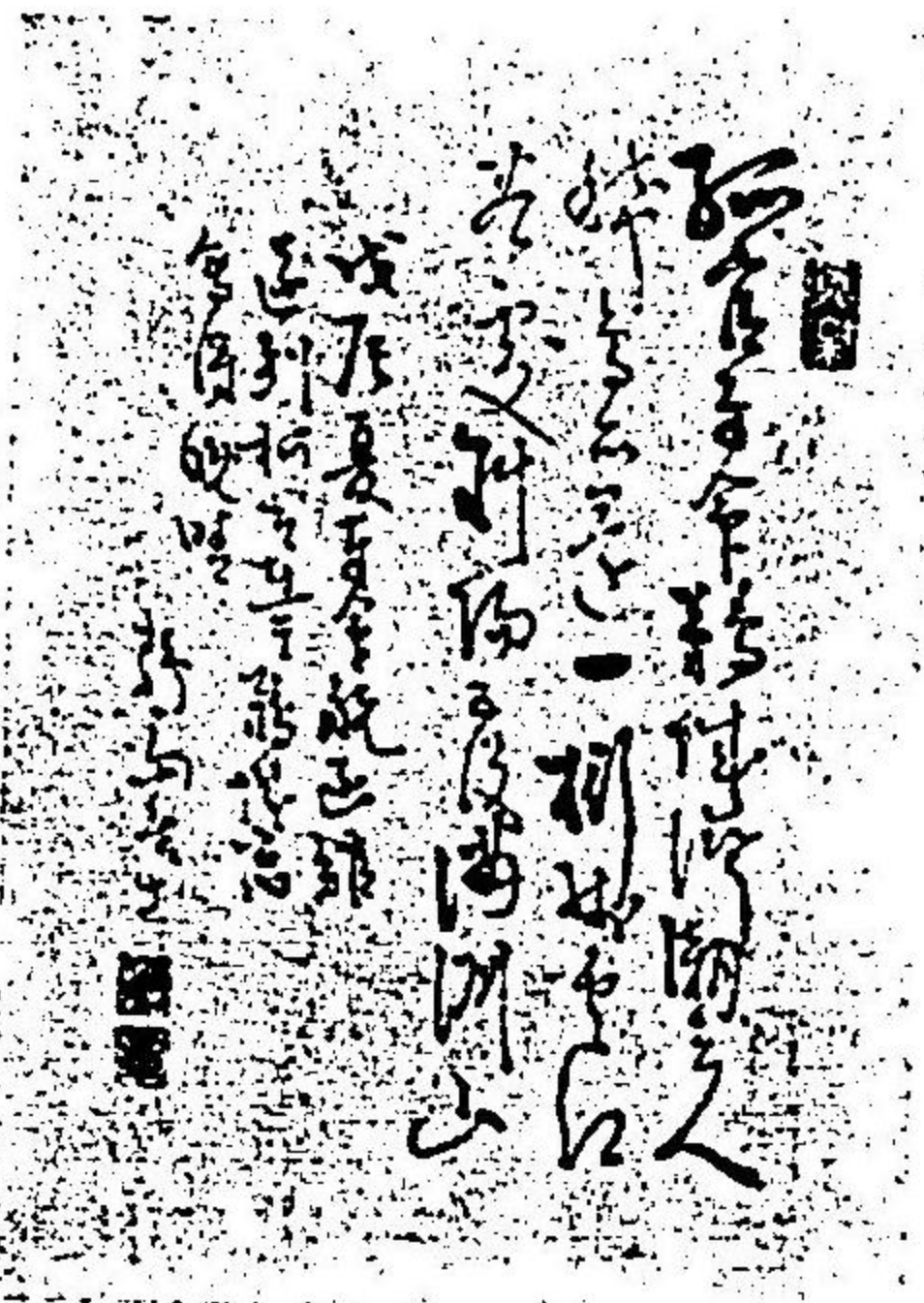
縣となる、時に其權參事寺島直に書を呈す、其文に曰く、抑往年維新の礎日に定まりしより、陋習日に俊まり、文明月に進む、富強の日期して待べし、然り而して文明に夥多の品階あり、固陋も亦夥多の品階あり、故に固陋の初と文明の盛とを比較すれば、黑白相反するが如くなれども、陋より文に變ずるには幾時月を經、又幾品階を踰へざる可らず、況んや地に都鄙の別あり、人に智愚の差あるに於ては、施設の方適宜斟酌せざるべからず、即ち當郡の如きは山間の僻土に偏在し、俗習の陋なる人性の頑なる、當春の暴動是れ其證となすに足れり、今時月を經す品階を論ぜず、概して一時に之を開化の域に驅らんとせば、其實効未だ擧らずして、其弊已に生ずるに至らん、是れ早計の誤と謂ふべし、請ふ今日目撃する所の大器を言はん、當郡の人民蓋し己れの分限を知らず、其衣を華にし、其食を美にし、其四肢を惜たり、而して其智識工藝を問へば、曾て昔日に異らず、徒に自由開化を以て口に籍き、禮讓を迂濶とし、勤儉を痴愚とし、官長の命所部に信ぜられず、父師の教子弟に行はれず、伶俐を才と呼び、荒淫を達と稱し、眼前の快を貪り、明日明年あるとを知らず、是に於て室に反目の争起り、家に鬨牆の聲喧しく、殆んど放恣の極に至らんとす、其間亦良善勤勉の人ありと雖ども、終に之に化誘せられ、到底相率ひて破産

喪家に至り然して後已まん、臣愚甚だ之を患ひ之を防ぐ所以を念ふも亦更に良策なし、蓋し此弊の生ずる所以は、無智の人民相競ふて開化假面を摸擬するに在り、所謂沐猴而冠者比々是なり、是に由て之を觀れば、不如現今人智の品階を視て漸々序を逐ひ不知不識開化の域に入らしめんには、此其跡因循に似たりと雖ども決して然らず、聞く英佛諸國も數百年の久を経て終に今日の文明を致すと、且夫れ事急進して却退せんより徐歩して已まざるの功あるに若かず、此説以て取るべしとせば、自今同僚は勿論學校教員等と相謀り、政教一致實効を主とし浮華を抑へ、即ち無禮不義の者を譴責し、特に人を遊蕩に誘く技藝の如きは品位と相稱ふの日迄適宜に之を操縦し専ら智を開き業を勉め所部の人をして、大にしては報國盡忠、小にしては慎獨修身、異日眞の文明の樂境に俾せしめんとを、是臣の區々企望する所也、云々奉職五年拮据勉子弟を驅て學に就かしめ、庶民を獎勵し學舎を新築せしむること大小二十有五、訓導を配置する三十名、九年十一月縣廳其功を賞して金若干を賜ふ、時に宿痾篤く起り上表して職を辭す、十一年八月書を文部少輔神田孝平に呈す、其略に曰く、目下教育の事一に地方縣官に委せるが如し、愚を以て之を視るに、若かず別に文部直轄の教育事務局なるものを各

明倫中學校設立の
首唱の
立柳迺社建

地各所に開設し、日に下民に親接して勸獎督責以て其擴張を庶幾せんには、と此年再び學區取締となる、十二年五月石川縣大野郡書記となり學務を擔當す、十四年三月福井縣大野郡書記に任せられ、同年四月以文會を設け郷俗を淳素にするを以て主意とせり、十五年五月病を以て敢て官を辭す、是に於て官衙其願意を許可し、更に爾後尙ほ學事上に注意し意見あらば忌憚なく輒ち建言すべきの特旨を賜ふ、同年六月大野に明倫中學校を設け以て青年を教誘す、其首唱者たり、同年十一月柳迺社を建立し先藩主利忠公の功徳を顯はす亦其首唱者たり、十六年夏移りて豊前小倉に居る、十七年四月文部省從來の功勞を賞し賜ふに本朝六國史及硯箱壹個を以てす、初め其職を辭するや區内教官戸長相與に連署し固く請ふて之を止む、拙藏曰く不肖何ぞ久しく職を奉ずるに堪へん、今年已に五十宿痾日に加はる此の如くにして職を奉ぜば、上朝廷興學の聖旨に負き、下は人民に對して何の辭あらんや、是吾斷然之を辭する所以なり、又曰く我少壯遊蕩を事とせしも先人を喪ふてより痛く自ら悔悟し爾後奔命の爲め西湖往返二十三次、或は京大阪其他東海東山山陽西海及北海の諸道花柳繁華の地到らざる處なし、然れども一も妓樓の燈を見ず、且つ家族をして曾て歌舞音曲の場席に出しめず、服食の

類に至ても敢て華美珍羞を服用せしめず、只常に先人昔日の貧困を回想し自ら省み自ら儉せしに、今や一家の宿債既に之を全償し、聊か先人を地下に慰するこ



筆蹟

會等の際出張先に於て酒饌を供せしも敢て杯を把らず、竊かに曰く余の飲を嗜むを以て今之を慎まざれば學事を擴張するに甚だ弊害ありとて一滴も唇を沾ざりしこ

麴町區元園町の寓居に没す、絶命の詩に云ふ

六十二年如夢過、衰殘今日忽罹痾。國恩未報身先斃、獨對藥鎗遺憾多。

謚して文忠と云ふ、曾祖諱は有俊、祖諱は俊成、考諱は義俊、通稱即ち理左衛門、妣を大島氏とす、妻小菅氏唯一女あり、因て同藩井村勇の弟迂一を嗣とし、女を以て之

に妻す、今從軍二等 拙藏歿するの日郷里の人にして苟も教育に志あるものは皆其死を愛惜せざるは無し、横田秀は其知友なり、其人と爲りを稱して曰く、穎敏豁達頗る氣概あり、一旦酒色の失ありしと雖も、其斷然奮勵するに及ては舊態一洗、恰も人を異にするが如し、爾後教育を弘むるを以て己が任となし、終身倦まず、迂儒を排斥し、俗僧を嘲罵すること、寇讐番ならず、蓋し其天性然るなり、孔子の所謂善を見ては及ばざるが如く、不善を見ては湯を探くるが如しとは、其れ斯人の謂ひ乎、

(吉田拙藏略傳)

〔吉田拙藏詩抄〕

歸郷初逢親知

數畝鄉園亦可居、雙親况復促歸歟。柳花春過夢初覺、泉石朝來情自舒。避俗寧疎入世事、在家無恙國恩餘。休言囊底黃金盡、別有胸中彼此書。

丙辰三月將赴蝦夷留別大野同盟

驥有千里脚、鵬有萬里翅。生爲一男兒、可無四方志。況今騷擾時、豈可懷無事。一身爲粉塵、功業始可遂。蝦夷元北陲、舊屬不毛地。開墾其令新、憶是天之賜。眇少無他能、報國欲無二。獻策盡微忠、概舉陳其利。其一得土田、耕種生嘉穗。富饒由此成、可以賑困

置其二得民人。訓練演。破騎。精強。由此成。可以充邊備。其三得器材。作用極精緻。利便由此成。可以服遠異。成否雖難期。事應戒慢易。遂辭讀書門。遠從持節使。祖宴春風宵。花邊把酒觴。獻酬盡離情。不須厚贈遺。片言訣諸君。願爲千城器。分行五洲中。遂建吾國幟。

舟發越前浦

死是鴻毛義泰山。征帆曉出大樟灣。陰雲蔽海海心暗。激浪浸天天色殷。萬里遠航幽邃外。半宵假寐渺茫間。英雄志願人知否。奉節無功不復還。

丁巳正月送內山大夫赴江戶

元和自一脫蒙蔽。士庶馳虞事耕墾。自來三百真太平。千門萬戶窺烟燐。陰霧一朝豁海天。英帆魯檣影出沒。假有國辭推古先。奈他貪暴逞猖獗。今日何人可懷安。心可盡兮力可竭。况復志士抱國憂。孜孜須是勞筋骨。夫子遠征年幾回。東馳西走杖節鉞。却憾天下事猶非。處置都與時勢悖。海門守備未全修。廟堂籌策或有關。名義偶欲問豺狼。昏盲恐被蛇蝎噴。信陽老父猶伏辜。長關壯夫未免罰。錢基待時實知言。功名未可與倉卒。只能培養不懈功。遂有梅花發秘辭。君行矣我待南風宜。扁舟先是瓜哇月。我大野丸成初放品洋。

四方環海可無船。新造初浮武品川。雨氣全收雲入岫。晴烟一髮水連天。波當舫外柁聲碎。風觸檣頭帆影圓。好矣遠航遂如意。西英北魯向何先。

步佐久間象山翁送吉田寅詩韻

環海會獨立。百蠻時來群。情態非不審。廟議奈多人。微臣戰且競。天賦或是因。發言忽譴斥。悄悄訴蒼旻。魯亞非絕域。英佛亦近隣。何處逐名師。疑義欲習聞。昨來今日去。南火又北辰。萬里學航海。獨作洋中賓。

劍路歸航遇颶

波間幾日阻風霖。船底潮痕三尺深。佛力神威雖不待。人功器用欲難任。山空近遠付龜卜。天暗西東依磁針。困苦偏要得晴好。歸帆無恙達函灣。

病中作

去歲失吾父。母疾猶未痊。祖母與伯母。易簣亦同年。吳天且不弔。孤獨有誰憐。一朝罹痼疾。湯藥手自煎。攝養臥窓底。痛苦廢食眠。一日加一口。稜稜瘦如研。三方非誤術。二豎尙專權。萬死無所禱。賦命既在天。只憾君恩大。微報竟難宣。悲歎切胸裏。雙淚成血連。

山陽途上

殘炎赫赫夏秋間。孤轡鞭行赤馬關。虛實先從三備察。敗成終檢二豐還。風光入看新村落。杳渺縱情巨海山。更怪攘夷有何策。一墩未見百餘灣。

觀棋限東

專心對奕互爭雄。不管旁人說拙工。但恐世間當局者。却輕一着誤全功。

聞警限賴

神后親征截韓后。豐公進軍彼益懺。悲歎豈唯在一隅。貢獻多年表歸降。一夜邊警果何事。忽報韓寇暴無双。毀傷又聞及我館。憤慨何人不滿腔。方是士臣致命日。不忍坐視此紛囂。根據况復蠢爾國。土地偏小人駭惑。今我陸海軍備整。現兵十萬艦幾艘。一舉直向釜山浦。進討欲衝鴨綠江。是膺是懲殲全地。死骨作阜血作瀧。只懼開戰若如此。豈限或至輟耕耨。廟堂有策派一介。不用堂堂翻旗幟。使臣專對責其罪。立縛兇徒滿囚窓。自餘償金五十萬。且約六款見信愴。君不見不戰而勝善之善。何必觀兵威遠邦。

牧野 幹

幹幼名幹吾。長じて主殿介と稱し。後幹と改む。文政八年乙酉十二月十七日福井堂形に生れ。父を牧野主殿と稱す。弘化二年福井藩寄合席千石の家督を相續す。幼より

横井小楠の教を受く

出兵の準備

り。備極細事に拘束せざるの風あり。嘉永の末當時の形勢攘夷開國或は勤王佐幕の論盛んにして天下爲に騷然たり。此時に當り大御番頭の職を以て。御軍政改正の議を參し。大に軍務の擴張を謀る。安政年中松平慶永公横井小楠を招聘す。幹之に就て經綸及道德の教を受け。得る所亦妙ならず。小楠大に其才幹を愛し。懇篤に薰陶せしを以て。情誼互に親密なりしのみならず。後年藩政上の畫策經營は。主として之が素因を爲したりき。當時海内の形勢容易ならざるを以て。大に國是の議起り。當藩は勤王報國を主眼とし。各藩に於る開國又は攘夷にして。其主旨に合ふものを助け。之に戻るものを黜くるを以て國是とし。松平主馬本多飛騨三岡八郎長谷部甚平村田巳三郎等と共に。之が國是を遂行するには。兵力を要するは勿論なるを以て。大に農兵を募り。一朝事あるに當り。二萬以上の兵を繰出し得るの準備を整ふるの議を決し。其實行に着手す。尙其合從を謀らんが爲め。隣藩若州小濱へ松平主馬酒井十之丞長谷部甚平を。金澤藩へは本多飛騨を正使とし。三國八郎と幹とは副使と爲り。特使の命を受けて同藩に至る。此行や金澤にては頗る驚惧し。疑議百端。急に護衛の番士を列せしめ。甲冑を着せ。刀槍を閃かし。以て城内を警戒せりと云。時に文久三年四月なり。爾來屢京師に往來し。薩長土肥其他各藩の志

政 治

國事の爲に隠居す

武田徒黨の鎮撫に盡す

笠松縣知事の任命を辭して藩に盡す

士に交を結び天下の大勢を達觀して、士氣を振作し、産業を開發して、國是を鞏固にせむことに盡瘁す、然るに元治元年二月十四日突然藩命あり、曰く、大御番頭勤中、臣子の名分を忘却致し候儀共之あり、心得違至極、不調法の事に候、依て急度も仰付らる可きの處、格別の御憐愍を以て、隠居の上、逼塞仰付ると、是則曩に確定したる國是の決行を傍觀したる、反對派は國力不適當の方針とし、私に畫策する所ありて終に事此に至る、松平主馬本多飛騨三岡長谷部村田等所謂小楠派は皆斥けられ、藩政是に一變す、幹隱居して田内源介と改名す、同年十二月水戸武田耕雲齋の徒黨國內に竄入したる時は、主として鎮撫に盡瘁し、尙國務を擔當し、明治元年五月二日、朝廷より笠松縣知事の任命あり、時に慶永茂昭兩公より、目下非常の時に當り、従來の抱負と實驗とに基き、福井藩の爲盡瘁すべしとの内命を受く、依て之を辭す、六月四日命により小笠原丹後と改稱し、更に幹と改名し、中老役又は副執政となり、藩籍奉還並に祿制の創定を始め廢藩置縣に關する一切の政務を村岡巳三郎等と共に刻苦經營せり、同二年十月福井縣大參事の宣下を蒙り、同三年同姓給祿の内百四十五俵分祿の上一家を立らる、四年八月十八日本官を免ぜられ、大藏省七等出仕仰付られ、其十一月七日秋田縣參事に任ぜられ、更に十三

日入間縣參事に轉任し、同五年九月本官を免ぜらる、爾來民間に在て優遊自適す、同九年四月愛知縣令安場保和は舊友なるを以て、囑託を受け其縣廳病院を建築するに擔任し、又十二年十二月より宮城縣名取郡長、宮城郡長、仙臺區長を歴任すること八年間、後東京に移住せしが、明治廿七年三月九日麻布市兵衛町二丁目の自宅に病卒す、享年七十、法名臺雲院祥譽南窓行幹居士と云、芝區西久保淨土宗天德寺に葬る、

酒井歸耕

初め忠溫、又直道と稱し、後歸耕と號す、通稱彦六、後十之丞と云、世福井藩の世臣にして祿八百石を食む、大番頭用人の諸職を歴、萬延元年四月擢られて側用人と爲り、後中老に進む、是時に當り、幕府の政漸く衰へ國威萎靡振はざるを憂ひ、同僚中根雪江毛受洪等と共に慶永公を輔け、大に力を國事に盡し、屢京師及び大阪に出、或は貴紳に謁し、又は幕府の重臣且諸侯の名士に接し、以て藩公の本志に達せしめ、文久三年六月慶永茂昭兩公の京師に出るや、諸藩の同志と共に戮力して國家の爲に大に盡す所あらんとし、藩の執政岡部豊後奉行三岡八郎山利等と共に歴

薩島廣島の二藩に使す

長防再征
の跡を非
とす

鳥熊本の二藩に赴き、告るに藩議のある處を以てし、協議を遂げ、元治元年十一月
 茂昭公の征長副將を以て豊前小倉に出陣するや、酒井は其軍に従ひ長防伏罪解
 兵の議あるに方り、本多敬義等と共に藝州廣島尾張征長總督の本營に赴き其議
 を賛し、慶應三年六月慶永公大阪に赴き、長防再征の非を幕府に論難し、尋て家茂
 將軍薨去一橋中納言其喪を秘し、將軍に代て自ら長防再征の舉を遂げんとする
 や、慶永公愈之を非とし力を極めて之を争ひ、遂に此舉を止めしむ、時に酒井は本
 多敬義、月等と心を協はせて之を輔翼し其功勞已に尠ならず、同三年王政革新
 の時に至り中根雪江毛受洪と共に參與職拜命し、更に中興の大業を翼賛し、明治
 元年正月北陸道鎮撫使高倉三位四條大夫の京師を發するに方り、參與職を辭し、
 兩使に従て事を賛助し、越前加賀越中の三國を経て越後に到る、事畢りて歸藩し、
 明治二十八年二月病卒す、明治三十六年十一月十三日特旨を以て従四位を追贈
 せらる

田邊良顯

良顯姓は菅原、世福井藩士にして秩祿百五十石を食む、天保五年四月を以て生れ

難路の大
開鑿

覆面の賊
人に殺され
んとす

宴會に彈
藥を投ず

父を田邊在善といふ、弘化四年十二月年甫めて十四、父歿して其後を嗣ぐ、明治四
 年二月藩の常備兵を率いて東京府第一大區取締と爲る、夫より累進十年一月に
 至り小警視たり、二月西郷隆盛亂を作す、三月警部巡查三百五十人を率いて京師
 禁廷及び府下を警衛し、次で戦地に向ひ陸軍中佐兼少警視に任じ、薩隅の間に轉
 戦す、事平ぐに及び功を以て勳三等に叙し、旭日中綬章及び年金二百六十圓を賜
 ふ、夫より數官を歴勤し、十六年三月高知縣令に任じ、次で従五位に叙し、十九年二
 月縣知事に任ず、其牧民の任に當るや地形を觀、土宜を察し、以て民産を殖すを以
 て急務と爲し、先づ山道を開鑿して阿讃豫に通じ、又港灣を濬治し、以て海陸の運
 輸を便にせんとす、期するに七年と爲す、此時に方り縣會議員、國民、自由兩黨常に
 相反目排撃す、論議紛擾數日に涉り終に起工に決す、其期を改定し十年と爲す、實
 に十八年十一月廿五日也、十九年五月一夕更闌け邸内浴室の傍に人有り、布を以
 て面を覆ひ、白刃を手にして下婢に問ふに、主公の臥房何處に在るか、を以てす、婢
 大に驚き、賊有りと叫ぶ、男政之助刀を提げて之に趨く、賊狼狽を踰えて逃ぐ、二
 十年一月良顯新年の宴を高知の某樓に張る、會する者三百餘人時に樓南鏡川原
 に方り忽然として電光雷鳴、丸忽ち良顯の左右に迸る、座客相顧みて色を失ふ、良

元老院議
官勳二等
瑞寶章

武官の服
を重んず

恩賜金を
分與す

顯從容として警官を呼び往て之を視せしむ竹筒火藥石彈を盛るもの三を得たり以て還りて之を報ず其二既に發す衆疑懼將に辭し去らんとす良顯神色自若晒つて曰く鼠輩何を能く爲さんやと衆心乃ち定まり相共に歡を盡して歸る既にして之を索む終に獲る能はず前の抜刀闖入せしもの及此等の舉蓋し亦黨類の所爲と云ふ任を去る後七年工事成を告げ國人太だ其利に頼る後元老議官に任ず院廢するや錦鷄間祇候と爲る其在職勤勉を以て金八百圓を賜ふ又正四位に叙し次で勳二等に叙し瑞寶章を賜ふ寢に元老院議官たるや常に陸軍中佐の服を着く人其故を問ふ良顯曰く議官の如きは循資を以て得る者中佐に至つては差武功を以てこれを得故に予武官の服を以て重しと爲す終身勅任官の服を用ひず平生親戚故舊に厚く毎年受くる所の恩賜凡一千圓内戰功に由て賜ふ所の二百六十圓を以て悉く親族及び舊婢僕等に頒ち與ふ三十年二月八日病篤し是より先中風を患ひ居を京都に移して病を養ふ是に至つて特旨を以て從三位に叙す越えて一日薨す臨濟宗南禪寺に葬る享年六十又四戸田氏を娶り男子なし從甥片山政之助を養うて子と爲し女を以て之に配して後を嗣がしむ

工事落成謝狀の寫

謹啓愈御健勝欣喜此事ニ奉存候、扱貴下御在職中ノ創築ニ係ル、四國新道工事モ此頃漸ク落成シ、東西全通致候ヲ以テ、四縣知事一同送迎視候處、往時ノ嶮山峻阪モ今ハ變シテ坦道トナリ、車馬自在ニ往來シ僅カニ二日程ヲ以テ、多度津又ハ松山ニ達スルノ愉快ヲ見ルニ至リ候ノミナラズ、古來山間濶限ニ埋没セル産物モ之ニ依リテ生氣ヲ顯シ、社會ノ需用ニ供シ得ラルベキニ付、是ヨリ四國ノ殖産興業モ次第ニ増進スルコト、確信致候、抑該工事ノ儀ハ前後十年ノ久シキニ亘リ、其間數代知縣ノ配慮モ有之管ト存候得共、起工當時ノ狀況ヲ回顧スレバ、今日ノ成功全ク老寮ノ御英斷ニ依リ候儀ト存候、依テ新道全通後ノ概況ヲ報シ併テ前日ノ御勤勞ヲ拜謝仕候、早々謹具

明治廿七年五月十日

高知縣知事 石田英吉

田邊良顯 殿

田邊君之碑

君諱良顯字士順菅原姓。田邊氏。世福井藩士。食祿百五十石。考諱在善妣蟹江氏。天保五年四月朔生。弘化四年考歿。襲祿。明治四年率藩兵警衛東京府。任典事。尋遷邏卒總長。十年西郷隆盛作亂于西南。更率京阪巡查向肥後。四月任陸軍中佐兼少警視。爲出征別働隊第三旅團參謀。將二大隊向鹿兒島。爲參謀長。轉戰薩隅間。事平。以功叙勳三等賜旭日中授章及年金二百六十圓。十二年兼權中警視。叙正六位。既而

政 治

歷兼一等警視巡查總長內務權大書記官爲警保局長十四年扈衛 皇駕北巡賜金百五十圓十六年任高知縣令後改縣知事叙從五位始行部觀地形察土宜謂宜以殖產爲急務而著手在開鑿東西山道通阿讚豫及澹浦戶港以便海陸運輸於是與愛媛德島兩縣令商議稟准內務省其費無慮四十餘萬圓以縣稅及富豪乘捐充三分二請官助三分一期七年成功爲設臨時會議之時議員有國民自由兩黨常相軋國民大贊之而自由反抗激論數日始決起工實十八年十月也翌年夏一夜有賊覆而手自刃窺臥內子政之助覺之提刀直趨則既逃後逮捕鞠之知爲黨民又翌年新年宴酒酣飛彈蕪然迸君左右座客失色君自若盡歡警吏搜索得竹筒盛火藥石彈者而不獲賊亦黨民所爲云君去任後土功告竣果如期縣民大賴其利二十一年任元老院議官既而院廢爲錦鷄間祇候賞多年勤勞賜金八百圓後累叙正四位勳二等賜瑞寶章晚患中風移居京都木蘭街療養三十年二月特旨叙從三位其八日薨賜祭糝料金五百圓帛二匹享年六十有四葬南禪寺塋君爲人寬恕家人未嘗聞呵叱聲平生厚親故所愛恩賜金多分與之其亡者每忌辰請僧誦經祈冥福數十年之久概以爲恒娶戶田氏生三女長適加賀山某次聘堤某爲婿別成家養從甥政之助爲嗣以第三女配之政之助任警視四十年七月亡嫡男良忠承後銘曰 民難謀

始 果如古言 頑黨結託 論駁紛紜 君試利器 破碎盤根 新開山道 更修海門 舟車來往 貨物賑般 澤及四國 名垂萬年 前有野中 後有田邊 口碑噴噴 奚待貞珉 明治四十年十二月

從三位勳三等侯爵 松平康 莊篆額

東宮侍講正四位勳三等文學博士 三島 毅撰

青木 脩書

青山貞

青山貞姓は源氏交政九年丙戌九月三日福井毛矢町に生る同藩士青山等恒の男なり母は杉始名を治六と稱せしも故有て小三郎と改む七歳にして書を讀み字を習ひ十四歳にして鎗術を山田博繩に劍を出淵盛親に學ぶ後幾もなく共に免許目錄を授けらる嘉永五年三月十八日藩より賞與あり曰く年來鎗術厚相心掛け重き手數にも相進み候に付花葵御紋附御扇子被下猶以響古所へも罷越師匠と申談引立候様被仰付云々嘉永五年の頃より近隣父兄の依囑により其子弟に素讀の教授をなせり此時に當り藩主松平春嶽公國中に文武二道を督勵し明道

政 治

館なる直裁の學校を起すと同時に尙市内にも外塾數ヶ所を設けられたり、安政二年五月二十九日藩より、今般學問所建設の所全備候迄外塾の趣きを以て是迄通り致世話候様仰付らる、故に其入門の子弟七十名の多きに達せりと云ふ、同三年四月二十一日藩より又賞與あり、兼て心掛宜生徒も有之に付外塾の趣きに被仰付候處引立出精候に付御袴地一反被下置、六月十九日明道館句讀師に仰付らる、四年四月朔日明道館勤方宜に付き小學一部下さる、同五年十月五日同館學諭となり、萬延元年九月二十六日進んで訓導師仰付らる、當時其訓導師と稱するもの五名あり、日を定めて松平茂昭公へ論語の會讀資治通鑑の訓讀を教授するものなり、二年二月十三日製産方御用として函館表へゆく、是春嶽公深慮のある處にして函館表とは表面上の名義にして、其實は樺太地方に於て殖産上取調べをなさしめんが爲なり、同月廿七日福井を發し敦賀より土井能登守の手船スクーナ型帆走船に乗組む、同行は千本久信、長谷部傳、四月十六日樺太ウシヨロ港へ着す、當港に於ける漁業の狀況を取り調ぶると共に土人に糧食天幕等を擔はしめて案内となし、深く内地に入り、地形其他の狀況を調査し、六月朔日發程、函館より北海道内部の調査を了へ、青森より陸路七月廿日福井に歸る、文久元年九月

明道館訓導師

製産方御用
樺太地方
殖産取調

福井小楠
の歸國に
同行す

英國士官
と擊劍試
合に打勝

福井小楠
歸國を勸
む

廿日横井小楠肥後表へ歸國に付修行旁々同道すべき様の仰を蒙り、十月五日共に出發す、途次豊後津守村に残れる松平忠直公の靈廟を參拜し、且つ到る處に當時の所謂志士なるものと會し、互に意見を交換し、廿八日沼山津横井小楠と經書の研究をなす、其間長崎に於ける福井商店の景況を探知せんと欲し、之を小楠に談ぜしに、大に其行を賛成したるを以て十一月十日沼山津を發して十九日長崎へ着し、三十日まで滞留す、時會同港に英國軍艦碇泊し居たるが、同日其士官水夫等來て頻りに擊劍の試合を爲さんことを迫りて止まず、依て已むを得ず之に應じて勝ことを得、彼等大に怒り船中多數の者を誘ひ、來りて前敗を償はんとするの形勢あり、小曾根乾堂等之を聞きて大に心配し外人に對する幕府の禁令は頗る嚴なれば速かに立ち去るの勝れるに若かずと勸む、依て即夜急に旅裝を整へ翌十二月一日拂曉出立して文久二年正月廿一日沼山津塾に歸れり、時に討幕論頗る盛にして九州の形勢恰も鼎の沸くが如し、是に於て横井小楠貞に告ぐるに、此の如き形勢に趣きたる上は遠からず天下に一變動あらん、速に歸國して君公に此旨を報ずべし、猶豫すべきの場合にあらずと、依て四月上旬肥後を出發し晝夜兼行同七日福井へ歸着し君前に於て具さに九州の動靜を陳述せり、七月十

京都の動靜を
探索す

三日御合の御用にて出府仰付られ廿七日出發し、八月廿六日歸國す、九月八日召出され御勘定吟味役仰付られ留守番組と爲る扶持五士族以上にして親子勤を命ぜられしは此時より始まる、同年十月初旬昨天下の形勢穩かならざるに付殊に京都堂上方の風聞等を探索致す可き旨の内命を受く、依て京都に滞在せしに早驅打にて東上の命あり、十一月廿二日出發し、廿六日江戸へ着し、君公に拜謁して京都朝野の形勢等を陳述す、十一月朔日江戸を出發し早打にて京都へ着す、文久三年四月廿一日命に依つて歸國す、五月九日御用あり加州表へ御直書持參の命を仰付らる、是近日夷人攝海に乗り込み手詰めの談判を開かんとするに就ては、或は容易ならざる事件を惹き起すやも知られざるを以て、其場合に臨み協同の行動を採らんことを協議せられんが爲めなりしが、廿日に至るも未だ其答を得ざるを以て、廿一日加州出立して廿四日復命す、同月廿六日支度出來次第上京を命ぜらる、此行たるや天下の時勢日一日と切迫し來り公家武家の不和甚しく、何時事件爆發するやも知らざるを以て、春嶽公茂昭公に於ても上京の上國家の爲に盡方せられんが爲に、前以て在京各藩の有志者に其旨を傳へ、共に盡力せしめられんとの内意なりしなり、六月三日出發して六日着京す、翌月廿八日又京

加賀侯へ
の使命

京都堺町
の變

都を發して八月朔日福井に着し、直に京阪其他各藩の近況を復命す、同月十三日更に出京す、十一月三日宰相春嶽公福井發駕、同十八日着せらる、十一月七日公の滯京中御用向取扱を命ぜらる、十二月廿四日京都頗る不穩の形勢あるにより御守護仰出され、越前家へは御築地へ人數繰込み守護を爲せしが事なく濟みたるを以て、朝廷より褒賞として二百五十疋下賜せらる、翌年二月廿九日父彌五右衛門老年に付休息仰出され、家督二十五石五人扶持下され御番組と爲る、三月八日御勘定吟味役見習仰付られ御留守番組と爲る、同年四月十日御含み御用あるを以て當分滯京を仰付られ月々銀三枚宛下さる、五月十七日歸國す、六月二十五日、昨冬以來宰相様御上京中は格別の勤務大儀に思召るゝの旨を以て御酒を下さる、同月廿七日又御含み御用の仰を以て翌廿八日出立上京せしに、昨今長州人頻りに京都に入込み、堂上方と謀る處あるを以て、各藩の有志蟠集し、同月十九日には堺御門蛤門にて戦争ある等の形勢容易ならざるにより、右等の事情を陳述せんが爲め七月二十五日出發晝夜兼行にて翌日歸城し復命の上又二十七日折り返へし出京したるに、先般春嶽公の歸國なりしを誤想し、殆んど朝敵の如く見做し各宿驛に於ける人馬の繼立及止宿等も拒絶せらるゝの有様なるを以て已を得ず飯之

福井藩を
朝敵と誤
想せらる

奔走苦辛
疑國を水
解せしむ

浦より近江の湖水を渡り、大津に上陸したるも頗る不穩なるを以て、更に澁谷越をなし、十五日夕漸く六條の本陣へ着したり、又是福井藩を朝敵視され其宿所を凡て拒絶せるを以て二條邸へ引移りたり、此の如くんば春嶽公の御誠忠も水泡に歸せんことを憂へ、國事掛並びに薩州の吉井幸介會津藩人等へ赴き老公の御誠忠に對し朝廷に於て御誤りなき様一同にて盡力したるの結果未だ旬日を出でずして全く妖雲を一掃する事を得たり、元治元年九月朔日賞與あり曰く、今度長州人入京、京師亂入堺町御門前御固場所戰爭の砌、差配行届相働候段、格別の事に被思召候依之爲御賞、御紋附羽織並に御料の銀煙管被下置候云云、同年九月十日御使番役仰付られ、御充行拾七人扶持と爲り役料五十石下し置かれ格式は末の番外となる但し御含み御用の儀は是迄の通りたり、斯て同日御含み御用有り立歸り出府仰付られ、同月十二日江戸表へ出發し、同廿七日歸京す、此行たるや征長一件の御内用なり、十月京都表にて征長御供仰付られ軍事目附と爲る、茂昭公御出陣の御召船に乗組仰付らる、十一月二日大阪港橋より小早丸へ乗船天保山沖にて汽船發機丸へ乗換じて晝後八ツ時出帆し十一日夕七ツ時小倉城へ御着陣なり、同月廿九日八雲丸に乗組み藝州總督府へ御用として出帆す、其主旨は長

腰刀を抜
斬んとす

州大膳父子謹慎して歸順を表し居る上は速かに解兵然るべしとの建言書を持參せんが爲めなり、執政本多修理正使にして小三郎は則其副使たり、三十日拂曉藝州へ着し、十二月二十日迄滞在す、其間屢總督府に出頭して解兵所置の曠日彌久に涉りて遅引するを責め、終に田宮如雲より先きに藩情視察として遣されたる大小監察も一兩日には歸陣すべく、不日解兵仰出さる事に大抵は内決し居たれば、此旨小倉の御陣へ内陳然る可しとの答を聞き執政と談じて同日夕七ツ時小三郎一人旅宿を出立し、江場と云へる處より押切船一艘を雇入れ出船せしも六七里行きたる頃ひ忽逆風に變じて船進まず、されど猶豫すべきの場合にあらざれば是に於て陸行と決し、舟子に命じて近港へ船を寄せしめんとせしも皆敵地なれば寄港し能はずとて其命に従はず、即勵聲一番刀を抜きて斬らんと擬す、舟子等恐懼已むを得ず上之關に船を着す、依て一名若黨に鎗を持たしめ直に上陸して役場に至り其他の形勢を探るに、上之關は別に不穩の事もあらざる可きも、是より小倉に至る其間彼地奇兵隊の出没すれば危険なしとは言べからず、然れども解兵の事已に内決したれば奇兵隊恐らくば之を知るなるべく隨て危険も甚しきことにはあらざるべしと、是に於て微行却て策の得たるものにあら

危地に
入る
て
恐
懼
せ
ず

茂昭公の
歸城

征長役の
賞與

すと考察し、副總督松平越前守使者青山小三郎と認めたる人足先觸を役場に出
し人足を雇ひ垂駕籠に乗て出發せり、二十九日中郡驛に宿するや、數士樓下に來
りて樓主と問答するを聞くに假令如何なる理由ありて旅行するにもせよ敵地
と知りて來れるは大膽不敵の者、速に切るべしと喧嘩すること少時、遂
に散じて事なきを得たり、翌年正月朔日小郡を發す、途中奇兵隊を見る二三十人
宛各隊をなして小三郎を見て之を怪みたるの狀ありしも別に危険を感ぜざり
き、下之關より乗船漸く小倉に歸陣し具に其旨を復命せり、同月十二日小倉より
茂昭公御引上となり同月下旬福井へ着せらる、二月十二日江戸御聞番役見習仰
付らる役料五十石御増四月十七日江戸へ着す、此年五月慶應と改元あり、同元年
六月二十五日藩より賞與あり、昨秋征長の役別段心配致したるを以て手綱并に
御紋付小柄笄を下さる、閏五月十六日父病氣に付對面願の上歸省す、六月二日諸
色高直に付雜用相嵩迷惑の趣に付別段金貳拾兩年に下さる、同年六月六日出發
二十一日着す、慶應二年二月十三日奉行勤問兼帶と心得べき様仰付られ、四月廿
四日堺町戰爭一件に付公邊より配當金千疋且又戰功により二千五百疋下さる、
七月七日御用あり、同月十日出立二十一日京都の藩邸へ着、同夜伏見より淀川船

にて下阪す、二十二日春嶽公に拜謁す、當時將軍家御大病に付公御見舞の爲め下
阪中なりしに二十日將軍御他界あり、同月三十日至急上京致すべき旨仰付られ
たるにより本多興之輔福井藩主と同道して八月朔日着京す、此日老公御引入
の内決と成りたるも今一應十分の建白を差出さるゝことに決せり、依て其直書
及び藩の改革等數ヶ條を以て國許へ立歸り急行御用仰付らる、但し近來他國御
用度に相勤候に付失却として金拾兩下さる、八月五日京都を出立し晝夜兼行同
七日福井城内へ着し、直ちに君公、執政、參政、主計、執法等の列席にて當今京阪切迫
の事情、征長不穩の件々且つ老公御決心の次第を開陳し夜に入りて私宅に歸る、
同十二日君前に於て御見附見習仰付られ御使番順序となり御役人並當分京都
詰すべき様仰付られ至急京都表へ出立を命ぜらる、十三日出立晝夜兼行にて十
四日京都着老公へ拜謁の上國許の返書答案等を上申せり、十月朔日當分外接方
の儀心得べき様仰付らる右御用中見附且又非常の節は御目付と談じ御用相辨
ずべき様仰付らる蓋し見附役と外接方とは兼帶なり勤慶應三年八月二日昨年當
分外接方の儀相心得右御用中御見付見習の義は免ぜられたるも外接方其儘御
見付見習是迄の通り且又今般宰相春嶽公歸國の御供仰付られたるにより同月

六日京都へ出發、九日福井へ着し十月十四日征夷大將軍徳川慶喜公上表して政權を奉還せられんことを乞ふ、同月十五日朝廷其請を允るし大に國是を議定せられんが爲め十一萬石以上の諸侯を召集せらる、是則ち大政復古維新の初政なり、十一月三日朝廷より春嶽公を召されたるにより、上京御供仰付られ、八日着京す、四年正月三日伏見鳥羽の役あり、同年二月十五日徴士參與職内國事務局判事仰付られ、四月十八日辨官事仰付られたるも其任に堪へざるを以て辭す、同月廿三日京都府判事と爲り右命を拜し、直に京都府に出頭し府知事長谷信篤に面す、當府應は舊幕府の町奉行所にして過般奉行引拂に際し必要書類を焚捨てたるを以て府中の戸數人口は勿論在來の施行方針一として據るべきものなし、依て舊與力にして成規に熟達せるものを選んで舊規の取調をなさしめたるに約二ヶ月にして取調べを終れり、同年九月八日明治と改元あり、同元年十月十日至急の御用有り、十一月十一日東京へ着す、同十五日是迄の職務免ぜられ會計官判事仰付られ、東京在勤となりしも其任に耐へざるを以て辭表を提出の旨を申出たるに、同廿日前の辭令返納の旨申渡さるゝと同時に當官を以て東京在勤仰付らる、四年正月十五日岩鼻縣知事に任ず、同三月初旬東京出發任地に赴き直に其會

岩鼻縣知事
と爲り
大に屬す
か大に屬す

計の不整理なるを發見し直に取調べに着手し、監督廳に上申すると同時に大に屬官の淘汰を行ひ、漸く整理を行ふことを得たり、同年十月二十八日岩鼻縣を廢し群馬縣を置き縣廳を高崎に置かるゝや同日群馬縣權令に任じ更に同日群馬縣令に任ず、五年六月十二日高崎市は縣廳を置くべき地にあらず、前橋を以て適當なり云々との建言をなしたるに、政府之を容れ移廳令達を得たり、依て直に前橋舊城内を以て縣廳となす、十一月二日本官を免せられ、御同六年十一月二日奈良縣權令に任ず、十一月十七日中判事に任じ臨時裁判所詰仰付らる、七年一月十五口司法大廳に任じ職員課長仰付らる、十年一月十一日職制改革の結果司法大書記官に任ず、十一年十二月二十八日御用有て長崎表へ出張仰付らる、十二年八月六日病氣老衰の故を以て辭表を呈したるに十一月十四日依願本官を免ぜらる、同日維新以來奉職勉勵に付特旨を以て位一級を進められ金七百圓下賜され、正五位に叙す、十三年四月十三日福井へ歸郷し米作試驗所を稻津村の所有地に設け有志と講習をなす、十七年九月二日内閣書記官より御用に付早々上京致すべき由申來る、即其三日上京せしに九月三十日司法省三等出仕に補せられ元老院議員に兼任す、十月二十日從四位に叙す、十九年一月廿九日出仕を免じ元老院

男爵を授
らる

錦鷄間祇
候

勳二等瑞
寶章

議官に専任す、二月二十五日秋田縣令に任ず、三月廿五日赴任、七月十五日官制改革の爲め秋田縣知事に任じ、敕任官二等に叙し、下級俸を賜ふ、七月二十八日會議の爲め出京、八月二十二日歸任す、二十年二月十日會議の爲め、上京、此際畜産改良の爲め陸軍省より、アルゼリヤ種の軍馬九頭を拂下げ之を種馬として有志に分配す、三月十五日歸任す、五月廿四日勳功に依て特に男爵を授けらる、五月廿六日特旨を以て華族に列せられ、十月廿五日勳三等に叙し、旭日中綬章を授らる、九月二十日臨時會議の爲め上京、十月四日歸任す、廿二年四月廿六日元老院議員に任じ、敕任官一等に叙す、廿三年一月九日任地を發して上京す、七月十六日同爵の投票により貴族院議員に當選す、十月二十日元老院閉院仰出され、在職中格別勳勵に付其賞として金千圓下賜、同月二十日錦鷄間祇候仰付られ、十一月二十五日明治廿二年八月三日敕令第百參號に依り大日本帝國憲法發布紀念章を授與す、明治廿七年大婚二十五年祝典の章を授與す、同年五月廿一日正三位に叙し、廿八年四月古稀の祝に付御紋附御盃并に酒肴料を下賜す、廿九年三月廿九日第七回帝國議會召集の際勳精に付き銀杯壹組下賜、三十年七月十五日同爵者の投票により貴族院議員に當選、三十一年十一月二十一日勳二等に叙し、瑞寶章を授かる

新維

以來公共事件に盡力或は獻金をなした同三十一年十一月二十二日薨去す、法號顯徳院殿挑苑日馨大居士、事天聽に達し、同月二十五日御輿に於て祭料金千圓下し賜はり、同年同月二十六日青山共葬墓地に葬る、此日敕使大久保村邸に臨み白絹二疋を下し賜ふ、

村田氏壽

氏壽、字は子慎、初名已三郎、文峯又懋堂と號す、福井藩士村田氏英の男なり、母は鈴木清子、文政四年二月二十四日福井城之橋町今云豐中町に生る、其先は清和天皇九世足利義康三男上總介義兼小新田孫岩松遠江守時兼新田岩松の長男村田太郎頼兼の後胤、村田圖書助吉近の妹萬子天文十七年生と稱す、永見淡路守吉英の養女となり、徳川家康公に仕へ、結城秀康公を産みたる由緒ある家系にして、氏壽は則吉近十代の孫なり、藩主松平春嶽公に仕へ、食祿四百五十石を受く、天性穎悟、夙に秀才の譽ありて、連歳褒賞を賜ふ、嘉永六年六月米艦來航の報、福井に達するや、慨然として公に説き、藩士中精銳の士五十人と共に、武術修業と稱して江戸に出たりしが、米艦既に本牧を抜錨したる後なりき、依て江戸に在て専ら銃隊及び砲隊訓

政 治

米艦探偵

練に従事し、其頭取を仰付らる。此時より旗下及び諸藩の有志に會合し以て國事に盡力す。安政元年正月米艦の再び浦賀に来るや、幕府は福井藩に命じて品川を警衛せしむ。時に大砲方諸事見計役の職を以て品川に出張し、同年三月米艦内探偵役を命ぜられ、藩士杉浦幸右衛門佐々木權六長と共に神奈川に赴き飲料水の輸送船に搭じて米艦に近づき、遂に艦内に入りて仔細に觀察を遂げ、具さに之を復命す。是より先き幕府は命を各藩に下して海防上の意見を徵す、公専ら攘夷を唱へ其議を献言す。氏壽の意見亦一意攘夷にありしを以て幕府が其議を容れんことを冀ひ、旗下の大久保一翁及び藤田東湖、吉田松陰、長岡監物等の諸士と交を結び相共に奔走周旋する處ありき。安政三年明道館師助仰付らる。四年三月公は横井小楠を招聘して明道館に教官となさんと欲し、氏壽に命じて肥後に赴かしむ。依て直ちに旅裝を整へ九州に下り、先づ小楠の高弟柳川藩士池邊藤左衛門を訪ひ、共に携へて沼山津なる小楠の宅に到り、右の内旨を傳ふ。小楠快諾し、相共に時勢の大變を嘆じ、經綸の底蘊を叩き、益を得る事あつて遂に分袂す。夫より佐賀を経て鹿兒島に赴き、公の直書を鍋島島津兩侯に致せり。猶此行を好機として、途次先づ京都にては梁川星巖、梅田雲濱等の有志に會し、又長崎にては勝麟太郎薩

横井小楠を招聘す

建儲の策を翼く

堺町の役監軍となりて諸隊を指揮して百傷す

州にては西郷吉之助等の名士に面して大に談ずる處ありしなり。同年七月橋本左内江戸留守中明道館幹事局御用取扱命ぜらる。十月公の幕府の儲貳を定めんが爲めに大に盡す處あるや、橋本左内と共に心を協せて其策を翼く。翌年正月目附役となり、爾來藩の政務に參與し士氣を鼓舞し、學事を督勵して大に振作する處あり。安政五年正月目付役命ぜらる。文久二年藩主茂昭公書を幕府に致して建言する處あり。執政本多敬義と共に其書を齎らして江戸に出て、閣老板倉勝靜に謁して書中の意を述べ、又屢京都に赴き中川山階兩親王前關白近衛卿及び中納言一橋公等に謁し、大久保市藏、吉井仲介、坂本龍馬、佐久間修理、其他諸藩の名士と交を結ぶ。元治元年七月長州人等福原越後を將として京師へ闖入し、其一隊は御所の一方堺町御門に迫るや、氏壽監軍を以て馬上に在て諸隊を指揮し、堺町門外に於て開戦、大砲小銃にて敵兵を打靡かし、門内にては應司邸へ潜入の敵と大小銃打合の末、劍槍の接戦となり、首級數多打取り、敵敗走す。此日蛤御門に於ても戦争あり、長兵悉く敗れて翌日洛中洛外共に靜定す。此時身に數創を被る。即ち敵砲に被り、左股を貫し、今一彈は右膝を貫く。彈實數拾八、文目は同十月に至り復常せり。藩主其戰功を賞して祿百石を加賜せり。同年九月目付役兼郡奉行を命ぜらる。同三年八月

征會の役に激戦す

參政大坂縣令に任す

御側物頭命ぜらる、慶應元年軍制並明道館御用掛命ぜらる同三年十二月春嶽公議定職を以て朝廷の内旨を奉し徳川内府に勸めて大政奉還の實を擧げしめんとするや亦京師に出て終始斡旋する處ありき、明治元年正月討幕の令下るや、春嶽公の命を受け馳せて國に歸り、藩士に説くに大義名聞を以てし、茲に一藩の方向を定む、此年六月藩の參軍を以て越後口に出陣し、各所に轉戦して度々激戦大に功あり、遂に九月會津へ進軍し、同月廿三日若松落城し、事平ぐるに及んで大總督仁和寺宮の命を奉して若松地方の民政を司り、大に民心を安んじ、同年十二月國に歸る、同年五月町郡會所頭取命ぜらる、翌二年二月藩の參政職に擧げられ、同年十月福井藩權大參事心得を仰せ付けられ、同十二月朝廷より戊辰征會の戦功の賞として金參百圓下賜せらる、同年産業頭取命ぜらる、翌三年福井藩大參事に任ぜられ、其後福井縣參事、敦賀縣參事、岐阜縣權令等に歴任し、從五位に叙せらる、同八年三月藩主松平家の家政を改革す、正二位春嶽侯より左の直書を賜ふ、

足下舟水ノ舊契ヲ遺忘セス公務倥傯ノ際敢テ其勞ヲ厭ハス屢協議ニ參シ遂ニ家政ヲ釐正シ將來安全ノ方法ヲ確立ス即チ足下輔贊ノ力ニ之レ頼ル島ソ感謝ニ堪ヘン仍テ其意ヲ表シ贈ルニ所藏屏風一隻ヲ以テス幸ニ之ヲ晒納セ

暴徒の巨魁を捕て刑に處す

藩主授爵の宣旨に依り老翁の勤勞状

ヨ尙爾後舊ニ依テ家政ヲ裨補シ以テ啓沃アラシム事ヲ希望ス

同九年熊本神風連の亂起るや、内務大丞兼警保頭を以て即夜春日艦にて出發し、林友幸内務少輔大山巖陸軍少將等と共に熊本に至りしが、暴徒は既に熊本鎮臺の討滅せし後なりき、此時恰も筑前秋月及び長州萩暴徒の殘黨再び亂を起さんとする報ありしを以て直ちに同地に出張し、其巨魁を捕へて刑に處す、同十年各省大小丞の官を廢せらるるに際し、非職となり爾來又官職に就かず、六月春嶽公同茂昭公氏壽の邸へ來駕されて曰く、足下近來閑散に付ては吾等家政の事は前日よりは一層配慮致す可く、且又従前長勝院殿村田吉近の妹にして秀康公の縁母君なること前に在りの縁故も有るが故に親族同様に心得呉る様にとの格別の仰に及ばずながら精々御一家御爲宜き様仕るべき旨を御請したり、同二十一年松平家特別相談人を囑托せらる、此年茂昭公侯爵の宣旨を賜ふに依り春嶽公より左の御書を與らる曰く

「本年一月十七日茂昭陸軍侯爵の宣旨を賜ふの聖恩を蒙り當家の名譽を子孫に貽す實に感泣徹心肝就ては足下嘉永の頃より無息にて江戸に駐在す中根雪江翁と謀り東奔西走盡力す福井學校及び武事砲術等に關係し進歩の業を奨勵す、特に鹿兒島へ旅行し熊本へも參り横井先生を招請す、其他藩政の制度を組織整

頓す、今日に至るまで無怠家事を輔贊し其功勞不淺今般の陞爵を賜ふ祝意と其勤勞を慰するを表する紀念のために縁故ある珍藏の物品を送進す永世保存あらん事を希望す、却説余は無比の幸福を享くるものなり、祖先以來これなき徳川家の興廢に遭ひ叨總裁職其後紛亂に接す、又官中納言に昇任し民部大藏の兩卿に任せらる職原抄以來これなき大學別當にも任せらる遂に辟香之間祗候を命せられ位正二位に叙せらる祖先以來これなき名譽のみならず 天皇陛下の敬慮貴重なる直衣を賜ふ況や今般の昇爵言語に盡し得かたき身に餘り感佩の至りに堪へざるなり如之衆庶の知らざる幸福を享く余は田安從一位齊匡卿の男なり、此田安の地は昔松原小路と云田安門の内にあり結城黃門秀康公御館を建られて木立の御館と呼けると或書に見へたり然らば余は公の御館跡の田安第に生れ松平家養子となりしは實に奇遇と云ふべし」と

同二十五年五月、特旨を以て正五位に叙し、同三十一年八月再び特旨を以て從四位に進められ、同三十二年勳四等に叙し、旭日小綬章を賜はる、同年五月八日卒す、享年七十九、朝廷より祭祀料若干の恩賜あり、又松平家にも痛く哀悼せられ直ちに祭祀料金七百圓を賜りたり

從四位勳
旭日小綬章

毛受 洪

幼名戸作、彦一、寛洪、後鹿之介、將監、晩年洪と稱す、文政八年酉乙七月十七日福井に生る、藩の寄合席六百石、毛受傳三郎福高の嫡男なり、母は狛帶刀澄誦の女、嘉永七年に異國船渡來す、父と江戸に出て白備指揮頭仰付られ、安政二年二月大砲方となり、同年四月三日學問所御取立の詰役、五月明道館講究師より訓導助に、翌年訓導師となる、同館外塾師取扱掛他國學問修行取扱を勤む、同六年父隱居して家督を受く、同年五月大御番となり七月訓導師免ぜられ、萬延元年御書院番頭格御用人奏者兼仰付られ、御軍帳掛秋江戸詰を勤む、八月二日登城御老中臨坂淡路守返書御渡紗綾二卷拜領す、文久三年八月壯年子弟五人と同道京都へ出發、同月十八日堺町門變動あり、廿二日早駟を以て藩公參府に大垣の止宿へ出て福井に着し、夫より廿五日出府し御臺場御用係仰付られ、十一月七日慶永公出京に江戸を出立し廿六日着京す、御内用向取扱仰付らる、十二月廿八日京師騷擾の守衛の褒美として御所より六百匹拜賜す、元治元年二月十五日公御役蒙られたるにつき公用人兼仰付られ、四月十六日宰相御官位記受取の使者を勤む、五月八日將軍家滯

明道館訓
導師

堺町役の
補兵隊長

阪御機嫌伺の使者となり、六月朔日本丸鐵砲之間に於て御用骨折御満足の旨にて短刀平安城住を賜り七月十九日堺町門守衛補兵隊召連れ出張し各戦功あり、十月三日御側用人見習仰付られ、同月廿一日征長御供と也、十一月二日汽船發機丸に同乗す、九日豊前鶴の島へ着す、其夕一騎駈にて小倉表へ使し、慶應元年正月十二日凱旋瀛船八雲丸に同乗す、十五日兵庫港へ着、十七日大阪尾州總督御本陣へ使し、十九日尾州總督より小倉高橋地及金三百匹拜領す、二月二日御總督本陣智恩院へ召され大納言公より征長盡力致たるを以て羽二重吳絹服給地頂戴す、中奥にて御料理下され、四月晦日出發す、御内用大早駈にて出府す、五月廿五日御側用人本役仰付られ、七月廿日將軍家御機嫌伺使者大阪城へ勤む、小倉出發以來所々へ往返奔走せしと四十二回、慶應二年十月十三日御中老仰付られ御道中上京中御家老御用取扱と爲り、同十二月十二日禁裡御所參與仰付られて、日々出勤す、慶應四年正月二日大阪城變動す、四日御所より斥候の爲淀邊まで進み戦況を觀察す、十九日太政官代九條殿に於て參與役所掛仰付られ、二月六日太政官代二條城に於て徵士總裁局史官仰付らる、參與免ぜられしとき判物頂戴す、同三月朔日太政官代に於て徵士參與職辨事仰付られ判物頂戴す、同九日二條城へ行幸龍

參與職と
爲りて禁
裡に出づ

徵士總裁
局史官

天顏を拜
賜し酒を
賜はる

朝廷より
賜り賜
品の

顔を拜し酒饌を賜はる同閏四月廿日議定參與皆御所へ召れ小御所に於て天顏を拜し還幸につき酒饌を賜ふ旨達しられ同所御入頭に列坐即ち御前にて酒肴を賜はり、一人宛天顏咫尺へ召出され中御門殿御酌にて御酒下さる、山階宮以下岩倉副總裁及公卿方頻りに御酒を勧められ、入御後御島臺御肴頒賜且飾花一枝づゝ下さる、毛受は杜若を頂戴す、同月廿二日従前の三職八課を廢し五月三日小御所にて又天顏を拜し御廊下にて中山大納言卿初御列坐徵士參與職免ぜられ服を賜はるの御達別紙を以て、

兼而勤王之志不薄就中御政務御一新に付官代出仕勉勵之段神妙之至被思食候依之爲勤勞之賞賜此品候猶何時被爲召候モ可有之候間此旨可相心得事

大和錦 壹卷 絹張御文庫 壹 内菊御紋付三ッ組御陶器 金蒔繪御印籠緒

占青玉根付象牙牡丹花鹽瀬帛紗包賜之

四日岡崎邸にて御役前是迄の通心得べき様仰付られ、十月廿四日御世譜掛十二月十五日朝廷御模様あり、東京登上す來月十日前後出立す、同廿日京都へ罷出様仰付られ同月廿八日將盛と改名す、明治二年正月廿四日岡崎邸にて公儀人仰付られ福井にて參與職仰出さる五月廿七日中納言慶永公名を洪と改むべしと直

筆にて仰付られ十月十四日參朝江戶城し福井藩權大參事宣下あり、同日常磐橋邸にて東京移住仰付られ廿九日家族着京す、十二月七日集議院幹事を勤む、出精につき金員下さる、三年五月七日藩邸にて丁卯以來時務多端の精勤慰勞の御賞典あり、同月十六日老公御簾中青松院君稻荷堀の御小屋へ御招請にて品々拜領す、同九月十四日集議院にて幹事を勤む、出精にて賞金下さる、同十月十三日公議人廢止につき歸藩仰付らる、同十月十一日家族歸郷す、十一月廿二日内願權大參事免ぜられ御留川御改札を始め懇意の御取扱及び年金下され、七年十二月七日泉水邸にて佐佳枝廼社創建格別盡力に付白鞘御刀光兼を賜はる、十年銀行創設請願の後東上し、十一年陛下御巡幸につき十一月八日行在所福井東本願寺別院召され咫尺拜謁仰付られ御一新の際盡力の廉に對し金五拾圓白縮緬壹匹を賜はる、十二月五日御世譜編修成功につき兩公御直書の謝辭下さる、三十二年五月二十日特旨を以て從四位を授けられ明治三十三年四月十九日逝す、享年七十六、信受院釋真海洪如居士坂井郡田谷村大安寺に葬り、東京谷中安立院に遺灰を收む

送毛受某之江戶序

庚子之役。我 照祖遣村越直吉於清洲。賜密書福島等諸將。諸將感激決意。攻岐阜

城。遂拔。余每閱關原史有感於此。何則。拔岐阜其功在諸將。然實出於 照祖方寸之運籌。蓋 照祖若遣他人。則諸將拔城之功。不能成。歷然可知也。然則關原之役。所以開二百餘年之基業者。其亦謂之直吉質素朴直不務巧佞之所致。豈不可乎。孔子曰。使四方不辱君命。可謂士矣。可與焉者。惟直吉一人而已。方今有國議遣使江都。欲上一奏。劄於幕府。選汝充其使。余雖不忍勞於汝。一年兩度之役。非汝則不能暢我父子之情於幕府。故也。汝介然之操。不為勢利阻屈。余所素知。是所以此命也。汝為余深憶孔子之定與直吉之行。其勉旃乎哉。以斯言為贈。

于時文久癸亥秋孟十八日

春嶽撰併記

一筆申入候時。是梅天陰晴未定。其地如何。帝京御靜謐。恐悅明日者。御上洛と存候。爾後之形勢如何哉。と關情寒心罷在申候。此表所存並評議之趣。此は彌三郎へ申。含置候間。同人より委曲聞取有之度候。外記友四郎へもよろしく可申候。扱者。陽明前殿下内府公。山階宮へ今鴻御請書差出申候。右下書爲心得。相廻候間。落手留置不苦候。將又。山階宮より先頃御書來り。要文左之通り。毛受鹿之助九日入來何も。承り候。同人京地と申。江戶と申。段々心配周旋

政治

七百四十七

苦勞千萬折角御賞既被成進候様存候云々

右之通之御書中ゆへ 山階宮へ差出候事も候は、御禮申上候様致度候只今
頃は無々繁務之事と想像大儀氣之毒之至に候委細心緒彌三郎へ申合候ゆへ
渾而不贅候時下愛重爲國是祈不一

閏仲八夜初更

榮井逸人(春嶽公花押)

鹿之介

下書之通にわかには爲認候故書損落字判取有之度候本文呈上は同遊落字書損は無
之候以上

渡邊洪基

諱は龔字は伯建、幼名静壽、孝一郎と稱し、後洪基と改め、浩堂、後且堂と號す、武生の
醫師渡邊静庵の長子なり、弘化四年十二月二十三日武生郡名に生る、母は芹川氏、
名は葛野、洪基年甫めて六歳習字を増田登馬、鯖江の大山陶齋に學び、漢學を立教
館教師竹内四郎左衛門、沖菰齋、谷口蕉陰に就て修む、十三歳にして外遊の志あり、
屢父静庵に請しも家政上之を許さず、伊豫松山人森余山、邑主本多侯の聘により

尚義塾に
學ぶ

福澤塾に
入學す

防戦隊に
加る

尚義塾を開きしかば、僅かに外遊の念を抑へて之に入塾し、大に愛重せらる、余山
去るに及んで福井に趣き、大岩本立主一の家に在りて漢學を井上剛介、岡田準介
に、蘭書を橋本彦也、全琢磨、高桑道準、宮永典豊、益田宗三に就きて修習す、時に文久
二年なり、翌年遂に志を決して江戸に出て、夫より下總佐倉に到り、佐藤舜海を師
とし、専ら理科の書を講ず、翌年冬東上して本所松坂町の本多邸内に居りて開成
所及び其他の諸塾に通學し、傍ら英語を箕作麟祥に學ぶ、固より大志ありて醫業
を喜はず、常に意を政治と兵學に注ぐ、慶應二年福澤塾に入學し、こゝに断然醫學
を捨て政治兵術を講ぜんとす、時に天下の有志長崎に集合すと聞き之に趣き爲
す所あらんとせしも、果さず、翌三年春舊幕の醫學所に入り、始めて教授の職に就き、
粟米五人扶持を得、又本多家より幾分の扶持を給せられたり、戊辰年四月會津に
至り學校を開き、英書を以て諸生を教導す、九月會津落城に際し、米澤藩に聘せら
れ、同藩にて初めて英學校を開く、其藩有望の士人を選び、理化及び政治經濟の學
術を教諭し、兼て藩政改革に従事せしが、維新の事起る、上杉家は佐幕黨に伍して
官軍に抗す、故に其藩政改革も水泡に歸せり、依て防戦の一隊に加はる、東北平定
の後、明治二年一月竊かに江戸に歸る、當時脱走人の搜索嚴重なり、依て身を置く

政 治

の地無く後數月にして待詔局に建白書を提出し僅に嫌疑を避くるを得たり當時外務省に出仕すべきを勸誘せられしも辭して郷里に歸り舊邑政の改革に就て計畫する處あり學に就くの後本多氏大に望を囑し前後學資を給し又新に祿を給して士班に列す後益ます蘭學を研究し大學南校に入りて得業生となり尋て大學少助教に任せらる三年正月中助教と爲り醫學校學制を草す六月外務省に轉じて大祿に任せらる當時英佛戰爭に際し局外中立を守るの事に従ひ好果を得たり是歲九月會々郷里武生暴動の事あり本藩の嫌疑を受け爲に本藩より乞て本官を免し歸國を命ぜられて福井城に幽せらる後福井中學校に入り教授に從事し遍に天下の大勢を論じ専ら國政統一の必要を説き先づ隣國と聯合して交通を便にし物産を蕃殖し他日全國統治の模範たらん事を時の有司に説き兼て武生人士の幽囚にある者を宥宥し國用に供せん事を勸む未だ幾くならざるに再び外務省より出京の命あり十二月廿日を以て復大祿に任じ四年正月進て文書權正に任じ外務省制度改正の事に従ふ又廢藩の後士族俸祿處分の事を建議し條約改正下調の命を受けて條約改正延期大使派遣等の事を建言す是歲十月特命全權大使の二等書記官に任じ歐米に派遣せらる時に米國に於て論議

大學少助

歐米派遣

集會條例
の起草者

合はざるものあり五年遂に職を辭して歸朝の途に上る八月外務省六等出仕に補し琉球藩處分の事に與り又臺灣事件に參す六年二月公使官書記官に任じ伊、埃、兩國在勤を命ぜられ尋て伊國在勤を免ぜらる埃國維也納府駐在を命ぜられ次で臨時代理公使となり居ること三年傍ら兵事を講じ其報告をなし自ら亦私に士官を備ふて兵學を講習す九年自費を以て英蘭獨露土及び英領印度支那を漫遊し六月を以て歸朝し七月外務權大丞に任じ記録局長の任に當る翌十年一月外務權大書記官に任じ西南の役に際して神戸長崎兩港に出張し居留地及び居留外國人の處分を擔任す歸京の後内國博覽會御用掛兼勤を命ぜられ記録局長舊の如し十一年二月を以て外務大書記官に任じ三月大政官大書記官に任じ法制局專務を命ぜらる西南の役盡力せしを以て賞あり尋て法制局主事となり十三年局を廢して部を置くに際し法制部主事となり集會條例を起草す當時世論囂々新聞に演説に誹議するもの多し然りと雖も尙諸縣有志の國會を請願の爲其門に来る者少なからず尋て司法部主事となり外務大書記官を兼任し會社並組合條例審査委員を命ぜらる又外務省記録局長を命ぜられて外交志略編成の賞あり十四年五月を以て官を辭し内國を周遊し十五年五月歸京元老院議官

東京府知事となる

帝國大學
校長となる

に任ず、在官二年此間徴兵例改正、地租條例、國立銀行條例改正爲替手形條例等の調査委員に當り、又會社條例編纂委員を命ぜられ、十七年七月工部少輔に任じ、官工鑛山を民業に移すの處分をなし、破産法編纂委員を命ぜらる、十八年六月東京府知事に任じ、亞細亞大博覽會組織取調委員を命ぜらる、是歲七月隅田川出水し、千住大橋及び東橋の落去に際し之が新設を計畫し併せて柳橋、鐵橋を鐵橋となす等の事を決す、十九年三月帝國大學總長に任せられ、二十年九月文官試験局長官に兼任す、同年東京府工藝共進會を開設するに當り農商務省の囑托を以て其審査官長に當る、二十三年特命全權公使に轉じ、埃國に駐劄す、還るに及んで衆議院議員となり、七年を経て勅選貴族院議員となり、錦鷄間祇候となる、其他明治二十二年市町村制の實施に當り芝區選ぶ處の市會議員となり、又市會の選を以て市參事會員となる、次て芝區會議員の選に當る、又公益に關する私立の事務に於ては外交及び貿易の擴張を計るより、明治十一年に於て東京地學協會を創立し、又農工商の事務を獎勵せんが爲に萬年會を統計の事を整理せんが爲に東京統計會を、政治經濟研究の爲に國家學會を創設する等枚舉に遑あらず、一時三十六會長の名天下に轟しかりき、三十四年春腎臟炎に罹り四月特旨を以て位一級を

三十六令
長

正三位勳
一等瑞寶章
勳章
大學名譽
教授

進め正三位勳一等に叙し瑞寶章を賜ひ大學名譽教授を授く、五月廿四日終に薨す、勅使邸に臨て幣帛及び祭案を賜ふ、年五十五、法名正定院釋且堂不退居士、曹洞宗麻布長谷寺に葬り墓側に碑を建つ

〔渡邊且堂君之碑〕

正三位勳一等貴族院議員渡邊君墓表

大勳位侯爵 伊藤博文題額

明治三十四年五月二十四日貴族院議員渡邊洪基君以病薨、君固強健、一意經世利民、未曾見疲勞態、故人識與不識不意其遽至此、豈唯人乃雖君亦自期久在於世、盡其力之所能爲者、以裨補皇化而終不可得、嗚呼命乎可哀也、已君好學夙成、明治二年任大學少助教、轉外務大錄、旋徒少記、從大使赴歐洲、六年以書記官補臨時代理公使、駐劄埃國、先是使臣出外者不挈妻孥、君獨攜室赴任、後終爲例、居三年還任、外務大書記官、編外交志稿、徒太政官法制局、兼攝外務、以謂學習院之設在、教華族子弟、而入學僅僅二百餘名、難以副聖旨、十一年具案呈、岩倉公公納之、聘君爲次長、明年建議增歲費、改學制、男生首課體操、習兵事、次以政事經濟、定服制、督衛生、女生以材適、內助爲主、是時未教女生、而君言及此者、豫爲華族女學校之地也、當時諸學、

政治

七百五十三

生員衣服毫無檢束。動流奇邪。及君意見行諸校爭傲之。十四年車駕臨幸。召院長與君手詔褒賞。既歷任元老院議官。工部少輔。東京府知事。陸帝國大學總長。叙勳二等。廿三年轉特命全權公使。駐劄奧國。及還中。選衆議院議員。越七年勅選爲貴族院議員。錦鷄間祇候。初在外務創立萬年會。地學協會。研究內外地理物產。設支部於各地。講其所產得失。以勸獎之。十年紅茶本色茶利害議起。判其可否。以公示之。明年砂糖輸入超額。我業受挫。屆購清種。蘆粟米種。琥珀甘蔗。和地試植。迨爲會長。招致內外學博與實業家。討論質疑。就物分析。知適否。而趨舍。願老農以佛國蔬菜種及栽培法。設蠶事通信法。豫防微粒子蠶病及蠶蛆害。其爲事。逐年浩繁。費糜不貲。各自釀金無能辨之。偶有恩賜。尋得有志寄贈。乃設修身規金法子。母增殖。以備不虞。督務二十餘年。至聲譽播海外。其長統計協會。建議人口調查施行案。及再赴奧國辭會長。其歸也。國家學會。帝國鐵道協會。工學會。殖民協會。富士觀象會。帝國大學運動會等相踵起。非君創意。則爲贊助。不爲會長。則爲社長。所以三十六會長之名。噪於時。若其兩毛鐵道。不賴官而成。工手學校。雖奉使在外。爲管理長。如故。最後爲政友會總務委員。董成大倉商業學校。嘗在法制局時。議紛紜。禍變不測。與僚友謀草集會條例。果遭嗷嗷。之。乃厥然去。周游四方。審郡國榮瘁。他年振興民業。蓋胚胎于此云。三十二年伊國皇

帝賜王冠章賞。其會盡力伊學協會也。君諱龔。字伯建。號浩堂。晚改且堂。幼名孝一郎。越前南條郡武生町人。家素巨農。世居氏家村。祖新兵衛君。有二子。長繼家。父等君。以次子業醫。徙居武生。母葛野君。以弘化四年十二月廿三日生。弟三人曰。悌二郎。曰忠二郎。曰信四郎。姊妹興末。弟皆夭。君少而穎悟。有大志。擢班士藉。歲十八。負笈東游。就佐藤舜海學醫。受英學於箕作麟祥。慶應二年入福澤諭吉塾。明年以幕府辟爲西洋醫學所句讀師會。皇政維新起。身大學初娶。莊司氏無子。先卒。繼室以堤氏。始有身。一日語予曰。頭顱如許。弄璋可期。較諸世人。猶是盛銳。當事之時。吾之經世。自此始矣。未幾罹腎臟炎。四月特旨進位一級。叙正三位。勳一等。賜瑞寶章。授大學名譽教授。五月終不起。賜祭資及幣帛。年五十五歲。君狀貌肥壯。滿腹經綸。觸事迸出。毫無窘迫。遲疑因循之態。與人交披瀝精神。而短於辯論。其方急言竭論。訥訥不能盡意。及筆錄之。則整整乎中肯綮。有所施設。多取法於歐洲。銳意率先。規畫愈多。德精漸甚。所謂自此始者。終止于斯。今述既施於世者。表諸墓道。庶幾以慰世之學士及執業者之心焉。

明治三十五年五月

友人石幡貞撰并書

本多鈞月

敬義銳次郎と稱す、通稱四郎右衛門、又修理、大藏と云ふ、釣月は其號なり、後名とす、家世福井藩の家老職にして祿二千八百石子源四郎に分與すを食む、父を菅沼左門と云、福井に生れて本多修理の養子と爲り、嘉永二年正月家老職となる、常に藩政を執り、松平慶永公の藩政を釐革し、大に士風を振作せんとするや、文武の掛となり、中根雪江、鈴木重榮と共に銳意之を輔翼し、學を奨め、武を勵まし、其成績亦大なり、同年六月米艦浦賀に來り、請ふ所あり、幕府之を處するに當り、列藩に諮問するや、鈴木重榮と共に江戸に出、膺徴の典を擧げ、以て外侮を禦ぐの說を主張し、藩侯の幕府に諮詢に答ふるに、斥攘の議を以てせしもの、釣月大に與りて力ありとす、安政元年軍制を釐革し、兵器を改造せんとするや、改正職となりて盡力す、其事を擔任したる成績亦尠ならず、同時松平慶永公幕府の政漸く衰へ、國威萎靡振はざるを慨し、賢長の儲貳を定め、以て時運を救濟せんとす、釣月村田氏壽と共に又江戸に出て、中根橋本と謀り、相共に之を贊畫す、文久二年慶永公政事總裁となり、大に皇道を尊崇し、其他更新の政を施さんとするに際し、釣月又氏壽と共に江戸に出て、輔翼の任に當り、元治元年藩主松平茂昭公征長副將を以て、豊前小倉に出陣せらる、釣月軍事總奉行となり、某軍務を管し、長防伏罪解兵の議あるに方

軍制改革

建儲の議を贊畫す

征長役の軍事總奉行

長防再征の議を留するに盡力

大久保一翁に説く

り、酒井十之丞等と並に藝州廣島尾張征長總督の本營に赴き、其議を贊し、慶應二年六月慶永公大阪に赴き、長防再征の非を幕府に論難し、尋て家茂將軍薨去、一橋中納言其喪を秘し、將軍に代つて長防再征の舉を遂げんとす、慶永公之を非とし、力を極めて、之を争ひ、速に其舉を止まらしむるに當り、釣月始終之を翼賛し、功勞最多きに居る、三年王政維新、慶永公議定職を以て、別に内旨を奉じて、徳川内府公に、勸告するに、辭官及政費獻納の事を以てす、釣月又之を輔賛し、明治三年正月伏見鳥羽の一舉既に敗れ、内府東退、人心定まらざるに方り、禍亂の大ならざるを靖定せんと欲し、馳せて江戸に赴き、大久保一翁等に説くに、條理のある所を以てし、徳川家をして翻然依義の實に擧ぐるに至らしめたるなり、同二年二月福井藩職制改革の際職務罷免し、其年九月願により、隱居す、爾來高雅飄逸、吟詠自ら樂む、明治三十二年五月廿日特旨を以て、從四位に叙せらる、明治三十九年五月廿五日神戸の自宅に卒す、年九十二歳、神戸春日野に神葬し、男精二其後を嗣ぐ

〔釣月詠草〕

今年の春四位の冠り賜はりけるよろこひを舊主のおまへにも聞えけるついで越の國にも歸りて親そくその他むつまじき友とち

政 治

あひかたらひ酒たしへうくけしける日よめる

うれしさは身にこそあまれさく花のにしきの袖をふるさとの庭
梅花を瓶にさしけるを見て

鶯も今や來鳴む我宿に咲やこの花春は來にけり

一花開而天下春

さく花のひとへなれともいろにかにかすみわたれり四方のやま
冬嶺秀孤松

しら雪のふりにふりぬるときは山まつにそ千代の色は見えける
秋田かるところ

かりてほす千町の稻葉おしなへて民ゆたかなる色も見えけり
早稲田に雨ふるところ

さなへとる田のもの水はあさけれとめくみあまねきあめのしたかな
立春

いつる日のひかりをそへてあたらしきかすみのあるはきはきにけり
野遊

駒とめてこゝに遊はむ陰もよしはなおもしろし若草もよし

寸陰ををしむといふころを

しはしとてたちとまりしを道のへの柳かけさへよそになりけり

主一無過といふ意を

ひたみちにわたらはわたれ飛鳥川あすの淵せを誰かしるべき

或人九十年になりぬといひおこせけるにおのれはひととせおく
れたりければかへしに

月を見は過こし秋をおもひいてよわか身ひとつは露ならねとも

還曆寄松賀

布引の瀧のしら糸くりかへしなほ幾千代をまつの下庵

十一月十五日は生産日なり歴にける年月をかそふれはこゝのそ
なほおほしと傍人のいふを聞て千塙白雲耕不盡一潭明月釣無痕
てふ詩句を用てよめる

月に釣り雲に耕し我をれば百とせちかき冬は來にけり

由利公正

公正幼名石五郎義由、後三岡八郎と改め、更に舊姓由利に復し、公正と稱し、雲軒と號す。父は三岡次郎太夫義知、實久津見源五左衛門の男なり。養はれて三岡氏を嗣ぐ。家祖は由利八郎維平十八代の孫、瀧澤兵庫介、羽後由利郡瀧澤の城主となり、一萬石を領す。因て瀧澤を氏とす。數代後母方の姓三岡を氏とす。世々福井藩士にして知行百石、家富ならずと雖も、家例神佛を崇敬するの美風あり。公正文政十二年十月十一日福井毛矢町の自宅に生れ、稟性剛直にして、勤勉忍耐に且つ獨歩の氣象あり。十七歳の頃四書五經の素讀を受けたるも、其趣味に適せざるを以て、斷然之を廢し、専ら心を武術に留め、劍槍各免許の域に達し、砲術は西尾十左衛門に皆傳を得たり。弘化二年熊本の横井小楠來福し、大學三綱領を講説し、堯舜孔子の道を國家經綸の學と爲し、大に斬新なる刺激を與へられ、爰に始て讀書の深味を覺へたり。是より實務實益を研究せんとするの思想を惹起し、藩の勘定場にて歳出入米穀産物を取調るも、統計粗雜の爲に判然せず。故に自ら各町村に就き、調査五年にして始て其詳細を知り、之を算するに年々二萬兩の不足と爲る。依て勘定奉

歳出入調
を五年
に費す

兵制の建
白

長崎出張
物産通商
を調査す

行長谷部甚平連に就て、之を如何なる方法を以て補足せらるゝやと問ふこと數回、遂に明答を得ず。嘉永六年ベルリ軍艦浦賀に來り、江戸灣に入る。藩主松平春嶽公品川御殿山防禦警衛に少壯の藩士の子弟數十人を召さる。由利亦其中に選ばれ、始めて江戸にゆく。時に年廿五なり。安政元年藩は軍備の爲大砲小銃火藥製造及び船舶砲臺兵制を實行する事と爲り、藩士佐々木權六長と共に御製造所頭取を命ぜらる。創業一年を出ざるに職工千二百名の多きに至り、技術大に練達して其の閉鎖に至る迄銃砲のみにて六七十挺を製造するの盛況を極む。此時藩主は橋本左内中根雪江等と幕政に干渉し外交問題に憤慨し將軍建儲に盡力す同五年三月京都及江戸にゆく時に藩公の塾居せらるるを聞き、驚て直に伺候するに、藩邸寂然人影を見ず。夜九つ時十二時君側より戻たる中根雪江橋本左内に面會す。兩人に次第を叩くに喜んで其秘密を洩し、共に將來計る處あり。更に幕府の財政を取調るに最早紊亂の極に達せり。されど市中の商業隆盛なるを感じ、爰に物産通商を以て國を富さずんば武備文物一として振起せざるを悟り、斯謹慎中にも拘らず、其取調の爲長崎へ出張せんとの命を請ひ、中根橋本等の採用を得歸國して長崎にゆく。是より先熊本の横井小楠賓師として聘せられて福井にあり、恰も歸省を願ひて出發するに際して同道す。

政 治

七百六十一

楠公墓前の感慨

物價騰貴の原因

時に十二月には平瀬儀作、原幸八、隨行す小楠先大阪を経て明石に着くや、拂曉小船にて湊川に楠公の碑を拜して旅館に歸る。小楠其感情如何を問ふ、由利云く斯の如き忠臣空しく戦死す、他策なかりしやと追懐去る能はずと、小楠色を正うして低語すらく、余も同感、規模甚小なり、但し他言すべからずと、既にして下ノ關に着す、小楠は熊本へゆく、六年正月熊本に小楠を訪ふ、門人、各答辭す、由利獨答へず、猶熱考を請ふ、門人等曰く、生等の答辭、一も先生滞る六十日餘、熊本の取調を了へ、三月長崎の意に充たず、其答辭に慎重なるを感ず、に抵り、取調の結果金貨流出物價騰貴の原因を發慮し、長崎奉行岡部駿河守に而して其始末を訴ふ、岡部曰く、外人シーボルト氏よりも過日精細の建言書を提出したり、早速幕府へ具狀したれば、遠からず此金銀物價の差を改正するの通報あるべしと、又製鐵所を參觀し、物は百倍の力を以てせば、能く堅牢の網鐵をも紙の如く細斷することを得、人の邪惡も亦正善の人を嚙殺すは此理に外ならずと、其他新智識を得ること尠なからず、和蘭商館に至つては、越前生絲及醬油產物販賣の特約を爲し、爰に官貿易の端緒を開きたり、之を本邦生糸下之關にては爲換取組法の發達せるを觀る、されど一方正貨の準備を要す、若之なき時は物產の引當に紙幣を發行し、以て信用を堅固にせざるべからず、藩札發行を他日藩に建言し

五萬兩の資金總所の設立

たるは此時に決意したりと、其福井を出發する際藩に向て資本金五萬兩を調達すべきを約す、今歸國して其準備なきを憤慨し、議論數日に亘る、從來の慣習として文武節儉を以て富國を謀るにより、商業萎荒衰廢し、進取貨殖の道を異端とせるが故に、資本調達に苦むも宜なり、依て大に物產の公益を説き、小楠亦雙方に仲裁の勞をとる、十一月大評定となり、製造所の切手五萬兩を發行するに決す、藩札は抵當なき不換紙幣なるが故、斯る紛擾を経て資金を調し、先商人年寄の重立たる者を招き、贊同を求む、父老曰く、御趣意謹んで感謝すべきも、政府の殖産事業は古來成功の例なし、寧ろ事を起さざるに勝れりと反對す、由利云く、從來は儒者學者の立案、今は君命を奉して我其任に當り、斃れて後止んのみ、自今實施上に異見あらば忌憚なく忠告せよと、遂に其細目を説かずして止む、夫より自ら草鞋を穿ち、各町村の大庄屋年寄老農等を呼集めて、此趣旨を説諭し、苦心の結果、物産總會所を設立し、資産ある商人を取締とし、藩よりは會計吏一名を遣して監督せしむ、則商人の自治體なり、物產は生糸、布、苧、綿、木綿、蚊帳、地醬油等、其廉價なるものは、繩草履、蓆、蓆の如き、各其適する所の業を奨励す、幾萬人の勞働も積つて、初年北海道に販賣したる惣額、繩蓆のみにて廿萬何千兩に上る、之が爲めに倉庫の必用にし

て商家の倉庫を借て物産を預置ければ、人氣大に振ふ其販賣したる七萬兩許の正貨を札所の金庫に納むるに、倉庫の床俄然墜落したり以て從來正貨の多くあり又長崎へゆき蘭館へ販賣したる代金二十五萬弗餘にして之を一步金に兩替して越前に送るに、長崎奉行に願ふて御金荷物の先觸を以て驛馬四百駄驛路送進として運搬す、各驛之を觀て大に驚き貿易の必用を感ず、斯の如き大手柄の歸國にも餘り歓迎せられざりき、三年目は百萬兩に達す又長崎に醫生を遣して研究其他有志と提携して公を補佐し、尊王の實を舉ぐ、然るに公の賦策により上洛の事となり、天壽の間立て盡力せしも其言行れず、公其職を辭して歸國せらる、是同志の諸侯を糾合し、京都に大會議を開き攘夷開國并に施政の方針を決定せんと、の準備の爲にして、小楠も大兵を引率せしめんと、の説を持し、由利又建言して、松平主馬長谷部甚平を尾州若狹に、本多飛騨牧野主殿介由利は加賀に、岡部豊後酒井十之丞及由利に肥後薩摩に、使し、大久保市藏小松帶刀に會す、小松は討幕勤王を主張して議合はず、遂に旗鼓の間に相見んとして別る、由利之を聞き岡部の承諾を得て夜中小松に而し、藩公の意志を陳述せしも、同く前説を以て止まず、是に於て越薩の間戦争せずんば非ず、國家の惑亂は兩公の意志に非ざれば我等使命を全せんと意氣頗る激昂

春嶽公の
總裁辭職

小松帶刀
との對論

國論一變

坂本龍馬
の來福

岡本健三
郎同道

す小松其死をするを見て曰く、能く調和すべき法やあると、云く佐幕勤王討幕勤王との表面に相違あるも根底に異なる所無し、幕府の倒るゝは天下の大勢なれば討幕に偏せざるも早晚倒れむと、是に於て釋然我説を容れ、越薩相聯合し維新經營の方法を聞く、夫は島津公と春嶽公と相謀り、十萬石以上の大名を京師に招集し國政改革を謀り大に勤王の意志を貫徹せしめんと答へ、大に同意し島津公に申上て後回答すべしとて袖を分つ、此時を以て維所の端緒を開きたり、遂に各藩大會議となれり、茲に藩にては俗論家此計畫を危険とし、藩論沸騰の際、將軍京師にありしか俄然東歸の報あり、歸途捕縛せられて、由利始同志皆蟄居の嚴命を受く時に文久三年九月なり、此時幕府は大政奉還の奏議を爲すに及たり、是より先き坂本龍馬或内命を奉して越前に來り深夜戸を叩く、開けば則ち小楠坂本を拉して入る、三人炬を擁して大醉時事を談して曉に徹す、翌朝坂本は勝大久保に會せんとて直に江戸に向て出發す、再會は慶應三年十一月の蟄居中なれば立會人を附して旅館山町に會す、到れば大政返上の始末より其善後策を問ふ、由利云く天下の事はより成らん、されど目下戦争將に起らんとするの兆あり、坂本曰く戦争は爲さしめざる方針なり、云く善し、されど朝廷人なく亦金穀なし、況んや

整居四年
私て朝命
を受く

彼より戦を挑むるには之に對するの準備なかるべからすと、即ち金札を發行せざれば天下の計畫は出來ぬ云々と經綸策に及び、夜半に至つて辭し去る。是他日札を發行するの端緒となれり、旅宿を出るや立會の一人山淵傳之丞山利の肩を打ち、此不屈者目附役を立合て謀叛の策を謀す、由利即此大第を藩主へ官上を頼む豈岡んや十五日坂本の時殺されしを聞、坂本京都にて岩倉公に山利を推薦し、春嶽公へも談じたる山にて朝命ありて上京を命ぜらる、時正に十二月十五日嚴雪風雪中荒血山を越るとて

春嶽公の
苦悶

君か爲いそく旅路は荒血越衣の雪をはらふまそなき
十七日着京先春嶽公に謁す、曰く朝幕の間に立ち心事最も苦しむ、之を處するの道如何と答て云く艱難は立身の基、何の憂る所ぞ、今や革新の氣運成熟し戦争將に起らんとす、是千歳の一遇、朝廷は父、幕府は宗家、公此間に處する日月の父母に仕ふるが如し、至誠其身を報するの外、大道の存するものなしと答ふ、中根雪江傍に在りて感泣す、十八日騎馬にて参内す、暫く玄關に待つ、大津の探偵來つて告く、十七日此言を聞き、覺えず、然、齡正に三十八垢面蓬髮の田舎漢、公曰く長髯は人に目せらる、速に剃返上したるも實權未だ歸せず、威令固より各藩に行はれず、随つて租稅用度の徴

維新政府
の窮境

紙幣三千
萬兩發行
の議

收するの途なく唯從來の御料三萬石のみ長多くも御膳米賜ふに至る故に自ら牙籌を執り帳簿を點檢して商人と應接し、伏見戦争開始の際は酒屋米屋に出張す、此窮境に小野組四村勘六三萬兩を玄關に屢公卿縉紳と會議し、岩倉公曰く大に節儉以て諸費を省略すべしと、由利云く今や王政の御稜威を萬國に發揚せんとなす、非常の制度を立て上下相一致すれば非常の財源を開拓するを得べし、此大規模を達せんには全國民一人一兩とし、金札三萬兩を政府より民間に貸與し、以て物産を興し通商を開き上下の流通を円滑ならしむるの法ありと、嘗て坂本龍馬に談せし經綸策を陳述す、幾くもなく禁闕に召さる、烏丸卿密に告て曰く歳末の拂金高廿六萬兩あり、宜しく調達方を依頼すと、由利云く固より當然なり、遠からず御用度は全國民より上納せしむべし、配慮を要せずと、此時有栖川宮征討總督を命ぜられ、錦旗將に東に向はんとす、畿内關西四國九州東海北陸諸道の各藩皆勤王軍に屬して、軍氣大に振ふ、是に於て二大問題起る、一は軍事費、一は王政復古の大綱領宣言なり、明治元年正月八日大政官會議を開き、由利大久保廣澤後藤福岡岩下等の諸參與集る、岩倉公を議長とす、廣澤曰く軍事費二十萬兩、焦眉の急たり、調達せざるべからず、云く些額の金員一口を支ふるに足らず、若大計を定め

五ヶ條の
聖約

ずして事苟且に出づれば他口の大き害を貽さん、少くも資金三百萬兩を準備すべし、或は曰く粗悪の貨幣を鑄造すべしと、由利云く新政府にして信を天下に失はば人心離反せん、國民三千萬兩を政府に納め維新の大業を翼賛し奉るの法として金札を發行し之を民間に貸與し、一定の年限内に返納せしむるの制を立て勞力殖産を以て富國の源を開かば、一舉して政府人民の利益ならむと群議沸騰深更に至るも決せず、遂に宿題となり先三百萬兩の基金を調達することに決す、三月十四日天皇二條城に幸し諸侯を會して天神地祇を祭り、王政復古に伴ふ國憲五箇條の聖約を爲し玉へり

誓文

- 一 廣く會議を興し萬機公論に決すへし
- 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふへし
- 一 官民一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まさらしめん事を要す
- 一 舊來の陋習を去り天地の公道を行ふへし
- 一 智識を世界に求め大に皇基を振起すへし

非常基金
の發給

我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んし天地神明に誓ひ大に斯國是を進め萬民保全の道を立んとす衆皆此旨趣に基き協心努力せよ
是公正自ら筆を執て起草したるものなり、此時江戸未だ靜謐に屬せず會津奥羽の諸藩主師に抗するあり、此宣言問題の起るや岩倉邸に會し深更に至るも決せず、退邸の途次熟思ふ、若之が起草を命ぜられんには如何すべきかと、岡崎屋鋪の長屋に歸り矢立墨を以て塵紙に之を認めれば夜明く、時に福井藩士村田氏壽毛受洪來る之を示して假名違無きやを問ひ、參内して制度掛福岡孝弟に示す、一見妙と賞賛す、共に末文を附記し遂に發布せらるゝに至る、右誓文は 天皇自ら誓約し玉ふのみならず各藩の諸侯亦其誓約に加盟するにあらざるよりは輒ち歸國すること能はざるものとせり、同時に内治并に對外政策の方針を宣言し、二月廿日會計事務兼制度寮仰付られ更に徵士參與職會計事務局判事に任せらる、是に於て京坂及び近國の豪商豪農中重立たる者を招集し、懇篤に非常基金徵發の理由を説明し、辛うして基金募集總額に達するを得たり、財政の困難一時の窮迫を凌ぎたるも軍事費日々數萬兩内外を要し、並に諸改革に伴ふ事業費蝦夷問題徳川家處分問題公正此時建白を遷都問題等の重大事件、彰義隊の殘黨江戸に

跳梁跋扈し、明治元年正月より五月に至る、京都中央政府支出總額は六百四十萬兩に上り、此金は三百萬兩の基金及び大阪造幣所の製造に係る二分金より成れり、かゝる財政多難の時代に際し、嘗て越前にて實行したる官貿易の一たる生糸買占を此處に斷行す、一方には幕府の注文に係る甲鐵艦横須賀製鐵器械及び元込の連發銃百挺大砲數門の代價を急速に仕拂ひ以て目下の戦争に使用せしめ、地方には萎靡衰廢せる民間の通商貿易を獎勵せんとしたり、然るに其産地は重に關東の戦争地にして通路閉塞し農商競ふて財産を隱匿するの際なりし故、尋常の商人にて能くする所に非ず、即ち御用金徵發の命により大阪出張中の知己たる岡田平造をして其任に當らしむ、平造膽材あり處々戦争地域の危険を冒して、大に生糸を買占め之を洋銀と交換し、以て悉く維新政府に引渡さしむることを得たり、されど以上皆政府の臨時歳入にして到底軍事及び諸事業に伴ふ費用を持続し得べき經常歳入に非ざれば、困難はいよゝゝ絶對絶命の秋となれり、是に於て公正が多年の經綸策たる太政官札發行問題は再び起りて、愈明治元年五月廿五日より實施する事となれり、四月從四位下に叙し太政官札は兵馬倥傯の際にも猶殖産事業の資本に充て、其物産販賣より得る處の正金銀貨を増殖せし

金札發行問題の再

二條城を

燒打すべし

西郷隆盛の嚴命

居御造營掛命

むる方法なりき、今政府は三千萬兩の紙幣を發行して人民に貸與し之に利子を附し、以て十三年間に取立るの政策、其實は政府の借金なり、斯くして金融を圓滑ならしめ殖産貿易を獎勵して富國の源を涵養せんと欲するに出で、準備既に整頓せるに、廿四日に至り早朝岩倉公より封書來る、曰く紙幣發行の件暫く延引せしむべしと、蓋し薩長有力者間の反對運動かく踟躕せしむるに至るなり、公正大に驚き馳て岩倉邸に抵り其故を問ふ、公憂色あり曰く、發行他に延引の途無き歟、答て云く今日に迫んでは最早他の善後策なし、止むを得ずんば今夜中に二條城燒拂ひ所藏の太政官札を灰燼に歸せしめんと辭色共に厲し、公感奮する處あり、爲に再評議となり遂に其議行はる、此時白川口の官軍は四ヶ月に亘り、秋田地方へ進軍の參謀桂太郎山田市之亟の一隊は滯留數十日に及べるが故に、此金札は迅速の勢を以て早く戦地に流通せられ、殊に征東軍の大將西郷隆盛は部下に令して、金札發行は朝廷の大命に出づ、若し紙幣拂に故障を申立るものあらば斬殺せと嚴命するに至る、八月御即位式係仰付られ廿七日御即位の盛典を舉る、天下の人心是に於てか始て定る、式了りて御祭器の下賜あり、下條神社、神社、又皇居御造營掛命ぜられ十月五十萬兩の軍用金を鎮守府へ授與せんとて江戸に至

る當時肥前藩士多く江戸の要路に立てり江藤新平反對の領袖たり依て江藤と
 日を期して立會を附し論難七日に及ぶ八日目江藤出來らず即規約に基き江藤
 の敗となり太政官札通用を府下に令達せしむ、又大山惣太酷町來つて議論し紙幣
 の如し公正三千萬兩の反古て天下を買ふこと豈安からずやと酒を備十二日東京在勤
 む大山共奇言に驚き殺氣忽ち尖て歸去る後重と改め吉田郡長と酒を備十二日東京在勤
 す二年榎本鎌次郎松平荒井函館に據れり之が爲め征討費五十萬兩鎮守府參謀
 大村益次郎より調達方を申込む府下の兩替屋數十名を招集し太政官發行の趣
 旨方法を説明し右金額を年内に調達して總督府に引渡すの手續を了へ造幣局
 掛兼治河掛兼大阪府知事御用取扱仰付らる正月朔日會計權判事長谷川三郎兵
 衛を立會人として横濱に赴く英國公使パークスに面す曰く日本は賈造貨幣を
 鑄造せり我商人損害少なからず正貨を以て交換すべしと公正云ふ是は政府の
 鑄造したるに非ず受取らざる様注意ありたしと曰く賈造を糺さず其者を處罰
 し得ざる政府は信を置に足らず賈造者は重罪なり専ら探偵中なり目下内地百
 般混雜の中察知せられたし次に紙幣の事を問ひ且軟弱の紙質と云ひ引裂んと
 すれど裂能はず則嫣然一笑して曰く可なりと此紙幣の原紙は越前今五月徴士
 參與職を免ぜられ三年一月下旬上京の途次静岡に勝安房を訪ふ勝曰く當地移住の士
 族幾萬人皆活路に困窮す救助の策如何と公正言下に反問して

英人パー
クスの詰
問

越前紙の
歴史

曰く貴地の士族は鐵をせざるやと勝忽ち悟る所あり拍十二月二日
 手大笑それより製茶の殖産を起し初て其生活を得たり

大政復古之時ニ方リ度支ノ掛ヲ率シ今日之丕績ヲ發ケ候臣奴感不斜依テ貴共勤勞

祿八百石 下賜候事

一 高八百石 依勤功永世下賜候事

金札は此頃東京にては流通不良にして不景氣を唱ふ金を持參して縊死する者
 あるを以て太政官に之を訴ふ西郷隆盛大に怒て臨時の處置を謀る公正先兩替
 屋を呼集め御用金を命じ出金する迄白洲に拘留し一方には府の金百萬兩を以
 て金札を買占むるに忽ち金の相場下落し紙幣の流通圓滑となれり是咄嗟の頓
 策なりし當時紙幣發行惣額四千八百萬圓に上り當初の豫定より一千八百萬圓
 を増加し新政府の基礎なを確定せざると各藩に流通する藩札の制大に亂れ情
 實上阻害運動を爲し政府は租税金納の諸上納を紙幣を以てすべく府藩に嚴命
 を下して紙幣流通に盡力せざるものは朝命を拒むものなりと斡旋に努めたり
 しが遂に反對派の抗議を採用し公正及び會計官に交渉をもせず此年十二月四
 日爾來紙幣は時相場を以て流通するを公許したり是に於て公正勃然として參
 與職を辭職し自ら嘆じて曰く這は政府自ら始末に窮するの法令なりと果して

紙幣の相場高低度なく人民厭忌して流通の途梗塞す、是に於て俄に狼狽し僅に五ヶ月を経ざるに再び紙幣相場通用を一變して一の告諭を發し、純然たる不換紙幣則民部省札を發行するに至る、十年之役には五千八百餘萬圓夫斯の如く彙に五ヶ條の誓言を草案して維新の基礎を堅固にし、紙幣を發行して財政難整理の實効を奏し、一方徳川氏に對しては處分問題の建白を爲して以て我越前藩との信義を盡さしめ、朝幕雙方の間に立ては國是を定め安寧を全からしめ殊に王政に對して以て滿腔の經綸を施したるは則宿志を遂たるものと謂つべし、四年三月福井藩に出仕し、六月大參事心得となり、七月東京府知事に任ぜらる、時に廟議廢士族論に決し三條大政大臣岩倉大久保木戸西郷等の諸卿列坐にての諮問に公正答て云ふ、是では早速御救小屋を建ねばならず三條公曰く己も其小屋に入ねばならぬ歟と云く、第一に御這入にならねばなりませぬと西郷傍に在て哄笑す、其後廟議一變士族の給祿に對して公債證書を下附する事となりし、又銀座通の設計に付道幅廿五間と發議せしが皆笑ふ、公正答て云く爾來外國の天子が參朝さるゝ時の馬車汽車の利便に必用なりと、されど斯ては往還が林になるとの説多數にて終に十間と極りたり、五年五月二日岩倉特命全權大使に隨行して

銀座通の幅取擴の件

洋行中の歡迎

福澤諭吉の西會談

歐洲へ差遣さる、其府の資格を取調に先銀行家に會して農工資金の運用に付大に所見を述べしに、一同之に賛して曰く、日本には斯の如き運用機關の設けあるやと云ひ、此際國家財政を調査し更に蘭英佛に於ても其意見を述べて到る處款迎を受けたり、後に日本興業銀行期成會長として第一議會に其設立の建議を提出し、十六議會に同法案を提出したるは全く此時に素志を胚胎せるものなり、年五七月本官を免せら
れ六月二年二月歸朝八年議官に任ぜられ、九年福澤諭吉兼て公正に面談したくて酒井良明を紹介す、公正も望む處とて板橋の公正の邸に來會す、福澤曰く、日本の租税は重くすべきや軽くすべきや、公正云く、重くせねば發達せぬと其理由を述べ、曰く私考と一致す面白い且曰く、鐵道を四通八達に架設せざれば發達せざれば新聞雜誌に鐵道論を掲げ世に警告して根氣強く遣る算りと公正時に手を拍ち賛成を表して意見を述べ互に快論して分る、十八年一月元老院議官に任ぜられ、七月勳二等に叙せらる、廿年特旨を以て華族に列せられ勳功により子爵を授けらる、十二月正四位に叙せられ廿三年七月貴族院議員に當選され、辭香間祇候仰付らる、廿五年八月臨時製鐵事業調査委員會委員を仰付られ廿六年六月從三位に叙せられ、三十四年六月正三位に進む、四十年九月三十七八年戰役の功に依

り勳一等瑞寶章を賜はる、四十二年四月廿八日特旨を以て從二位に叙せられ、旭日大綬章を授けらる、同三十日薨去す、年八十一、品川曹洞宗海晏寺に葬る、正眼院殿圓通雲軒大居士と云、孫公其後を嗣ぐ



筆蹟

是は神寶神社の建設表にして由利子爵の筆蹟也、抑當社は明治元年八月廿七日、今上天皇陛下御即位の時公正命を奉じて御式典の事を司る時に徳川の兵潰へ城を開きて順に歸すと雖も、不逞の徒槍總野の各地に嘯集し、東北の諸藩之と連合し

各其封土に據りて勢甚猖獗なり、宮中此際亦多事なりと雖も、王政復古の即位の盛典を擧げずば死すとも尙憾ありとし、爰に力を盡し用度を支辨して此大典行はれ、天下の人心此に於てか始めて定る、式了りて、御祭器の内、御鏡御劍幣帛五色の御旗御簾鋪物を賜る、感泣の餘御旗棹を用ひて宮を造り、天照太神を祭り神寶神社と稱して福井毛矢町自邸の庭内へ配りたるが、同四年命を奉じて出京するに及びて、足羽神社境内へ移したりき

〔由利記録〕

建白書

唯仁人能人ヲ愛シ能人ヲ惡ム、故ニ暴ヲ去リ殘ヲ除カセラレンガ爲ニ、既ニ去冬 王政復古萬機御一新被遊候折柄慶喜反逆相顯候ニ付、今度 御親征不仁ノ責并ニ反逆ノ罪ヲ御糺シ被遊候處、自反恭順謝罪ノ實行相立候ニ付、御處置ノ義公議被聞食召候御儀、御誠意首尾貫徹難有奉感戴候、就而波去冬以來既ニ二百餘日ノ御政事ヲ被遊、追々難有被命セ出等モ御座候得共未タ 帝都ノ人情モ折合兼 御仁政ノ御實行更ニ無之、全ク重大ノ御用ヲ蒙リ居リ候者ノ不調法ニ可有之哉、又ハ人材御撰ミ遠ヒニモ候哉、兩様ノ中可有之奉存候右ニ就キ目今ノ御模様ニテ慶喜ノ罪被爲問候時ハ、慶喜元ノ儘ニ被命セ付可然哉ニ

奉存候、若シ又被命セ出候通り 御一新ノ御仁政被爲届候御儀ニ候波婆、徳川血統ノ者ニ家名相續被 命セ付、舊知駿遠參ノ三箇國被下置候ニ婆、相當ノ御處置ト奉存候、百年ノ後公論相立テ候節ハ、仁不仁ノ輕重分明ニ相見ラハレ候義ニ御坐候間、深ク御自反ノ上公論ヲ御決シ被遊候様奉仰願候、謹言

辰四月

三岡 八郎 敬白

今般被爲召列候候ニ付テハ、選邑僻陬迄政法一定可仕ハ勿論ニ御座候得共、即今ノ職ハ全ク至仁ノ發路與隆ノ基本、萬世ニ關係仕候根要ノ礎ト奉存候ニ付、邸見ノ次第左ニ奉言上候

一、舜ノ政ナスル葛藟ニハカルトハ即チ衆知チ集メ公議ナトルナリ、聞ニ萬民ノ耳ヲ以テスルヲ聽ト云、視ルニ萬民ノ目ヲ以テスルヲ明ト云、聰明ニ非スハ國ヲ起ス事アタハス、公大ニ非スハ聰明ヲ開ク事アタハス、徒ニ一己ノ聰明ヲ恃ミテ自足レトスルモノハ、所謂愚而好自用、賤而好自尊シテ裁及其身モノ下愚ノ極ナル事可知、國君賢明ナリトモ有司或私知ヲ用ヒテ政ヲ失スルヲアリ政ナスルニ私知ヲ用ユルハ罪ノ最大ナルモノナリ、一大事ヲナサント欲セハ必ス衆情ニ法ルヘシ、堯舜ノ政ヲナスハ乃チ衆情ニ法リ倫理ヲ明ニスル耳、聖賢ノ法皆然リ、一ノ智術ナク、一ノ隱險ナク、高明誠實、只衆ニ謀リ私智ヲ容ル、事ナキハ聖主ノ所爲ナリ、一入サトレニ要アリ、必ス、其事實ヲ觀ル行實アルカ、百忠アルカ、誠見貫徹スルカ、度量恢廓ナルカ、守ル處常アルカ、施爲道ニ當ルカ、材能アリテ信義心ニ根サスモノハ必ス

數タノモノアリ、利ニ走リ智ヲ工ミ、才ヲ用ヒ目前ヲ補フモノハ利口ノ邦家ヲ覆スモノナリ、如斯モノニ國家ノ大事ヲ委ント欲スルハ、賤工ニ廟廊ヲ制スル事ヲ命スル如ク、手ヲ下サ、ル前キ功ノ遂サル事知ヘシ、不知ノ甚キナリ、一人ハ三オノ一ナレハ萬事造化ヲ贊クルヲ以テ職トス、故ニ造化ヲ贊クルモノヲ職トシ仁トス、造化ヲ害スルモノヲ殘トシ賊トス、一國ノ君アルハ造化ヲ贊クルカ爲ナリ、有司之ニ加ルハ其職ヲ分ツカ爲ナリ、一事ヲ以テイヘハ、古ハ所謂兵部アリ、民部アリ、ソノ下ニ伍長アリ、邑長アリ、各其等級アル事綱ノ綱アルカ如キハ萬事趣向ヲ定メ、造化ヲ贊クルヲ以テ旨トスルナリ、其道ハ倫理ヲ明ニシ、眞實ヲ崇ミ、利ニ走リテ目前ヲ計ルヲ賤ム、各部職掌ノ規律ヲ定メ、所思其分ヲ不踰、萬民ノ方向不致シテ定ルヲ以テ主トシ、百事實務ヲ要トス(圖アリ略ス)、一、右ノ圖ノ如ク國君ヲ知府事ニ充レハ、判政參政ハ判府事權判府事ナリ、余ハ右ニ準シ自ラ大小ノ辨アル事大藩小藩シアルニ同シ、參政分科ノ下ニ各補助アリ、庶務補助營造補助ト云カ如シ、其他皆同シ、又局中其寮ヲ設テ庶務寮營造寮ト云カ如ク而筆算ノ下吏ヲ備フ、又寮屬ノ員總テ「閣下」分ニ應ス、專ラ其職掌ノ制ヲ明ニシ、幹事ノ指揮ニ應シ、諸事速ニ辨シ、上下共ニ便ナルヲ要ス、又其趣向總テ記錄ヲナシ、幹事ノ點檢ヲ受ヘシ、一、庶代ハ市在ノ中ニ事ルト雖トモ、格式並ニ月給ヲ與ヘ、常ニ國君ニ何候スル事ヲ免許シ、親ク是ヲ愛シ、下情上ニ徹スル事ヲ要ス、又事機ニ應シ諸士ヲシテ此任ニ充ツル事モ有ヘシ、一、國君一朝命ヲ奉シ萬民ニ布令シ、庶民所ヲ得サシムルノ任ナリ、一、國家ノ萬機關ニサレ事ナシ、有司ヲ進退シ、事務ヲ裁斷シ土地ヲ自由ニスルノ權アリ、一、專ラ人ヲ知リ、有司ヲシテ其任ヲ終ヘシムルヲ要ス、大事ニ至レハ必ス 朝廷ノ裁決ヲ受ヘ

政 治

判政 一國君ノ作爲悉ク關知セサル事ナシ、君ヲ輔ケ有司ヲ鼓舞シテ偏固ナカラシムルノ任ナリ一國君企望スル處ト雖トモ、判政ニ議セサレハ行フ事能ハサルノ權アリ一又方向ヲ定メ有司ヲ使令スルノ權アリ一君ニ代リテ有司並ニ衆庶ニ交リ、事務ヲ裁斷スルノ權アリ

參政 一萬機ニ參謀シ、文武ノ補助ヲ資シ、下ニ臨ンテ其職ヲ果シ、其功ヲ奏スル事ヲ掌ル一下ノ職ヲ上ニ通シ、上ノ決ヲ施行スル事ヲ掌ル一其職ヲ四科ニ分ツ、司農、司市、司計、總兵、而シテ各其局ヲ設ク外ニ、公議人參政ノ内ヨリ撰出ス一新ニ始ムルノ事件ハ、小事ト雖モ必ス四局ノ職ヲトリ、判政國君ノ決ヲトル

司計局幹事 租稅、運上、出納、金穀、營造、工作、一貫收納並ニ國中ノ入費悉ク關セサル事ナク又國中農商ニ至ル迄金穀ニ付テノ趣法ハ關リ聞カサル事ナシ、總テ年々ノ出納ヲ算計シ、過不及勿カラシムルヲ要トス一國入ヲ算計シ金穀ヲ自由ニスルノ權アリ一出納ノ制ヲ定メ國益ヲ起スノ權アリ(但シ國益ノ割、必ス農商幹事ニ歸セサル事ナシ)一工作ヲ起シ物産ヲ開クノ權アリ一總テ諸分科ヲ興起セシムルヲ主トス(但シ出納ヲ司ルモノ吝嗇ナレハ諸局ノ元氣衰フ故ニ直裁裁實ナルモノヲ撰ンテ此任ニ充テ隱ス事ナキハ萬機一致ヲナス所以ナリ)

司農局幹事 庶務、戶籍、生産、水理、堤防、鹽訟、捕亡、一耕作、水理、堤防、開田、開作、戶籍等關リ知ラサル事ナシ一百姓ヲ管轄シテ降命ヲ布令スルノ權アリ一郷中ノ會社ヲ興起シ、衆議ヲ判斷スルノ權アリ一百姓ノ生計ヲ條理スルノ權アリ一百姓ノ貧賤ヲ行フノ權アリ一金穀ヲ出納スルニ至テハ司計局幹事ニ歸スヘシ總テ萬民業ヲ統

へ忠貞ノ道ニ歸シ善ニ勤ムヲ主トス

司市局幹事 商法取締、編伍取締、鹽訟、捕亡、一市中ヲ管轄シテ降命ヲ布令スルノ權アリ一市井人民ノ生計ヲ條理スルノ權アリ一市中ノ貧賤ヲ行フノ權アリ一惣會所並ニ市井ノ會社ヲ興起シ衆議ヲ判斷スルノ權アリ一金穀融通ノ權ニ及ンテハ、其制ヲ明ニシテ司計局幹事ニ歸スヘシ、其意總テ國中ノ融通ヲ辨シ、禍福偏依ナキヲ主トス

總兵 一兵制ノ法則アルヘシ、故ニ記サス

城代 一城代並ニ非役番士及ヒ寺社等ヲ支配ス

學校幹事 一學事ヲ管轄シ並ニ幼弱ニシテ未タ兵ニ入ラサルモノハ學校詰テ命シ之ヲ支配スヘシ

傳達 一政府ヨリ令スル處並ニ下ヨリ願達スル事ヲ受付シ及ヒ定式ノ事ヲ掌ル市在惣會所並ニ組合會所編伍ノ法則一惣代ヲ撰ムハ市在組合會所ノ入札タルヘシ一元締市在金傑良實ナル者ヲ撰ンテ惣代ノ外ニ列シ趣法ノ可否ヲ判斷スヘシ一物産融通ノ爲ニ其商業傑出ナルモノヲ撰ンテ肝煎トナシ、産業ヲ壯大ニスルノ道ヲ議セシメ、又商人ノ作爲誠實ナルヤ否ヤヲ檢ス以上惣會所ノ員ニ備ヘ、衆庶會社ノ願意ヲ屆クヘシ一市在幾町又ハ幾村ヲ合シテ一組トナシ一會所ヲ設ケ忠貞良實ナルモノヲ撰ンテ組長トナシ、組合會所ノ役ヲ命シ、諸ノ傳達並ニ末々迄業ヲ送ルノ道ヲ起サシム、最モ人數並ニ手傳人等ハ物産ノ模倣ニ應ス一市在共ニ庄屋アリテ、土地ニカ、リ高ニカ、リタル事ヲ掌ル一丁夫五人伍組ヲナシ什伍ニ一長ヲ設ケ業ニカ、リ稼ニカ、リタル事ヲ掌ル、何モ組長ノ下吏ナルヘシ一什長ハ庄

屋組長ヲ助ケテ組合中へ令スル處ノ道ヲ果シ、専ラ人種蕃ニ移リ、土地ノ繁殖スルヲ要ス、右ハ下ノ願ヲ上へ達シ、上ヨリ下ル事ヲ下ニ布ナリ、又或ハ郷隣ニ下ル事アリ、ハ組合中ノ議ヲ定メテ申出スヘシ、一惣代又ハ屬スル役人時々組合所へ出張シテ市在引立方ノ勤惰ヲ檢シ、趣法偏依ナキヤ否ヤヲ計考スヘシ、一月ニ一度諸ノ組合所ノ内ヨリ一二名ヲ惣會所ニ集會シテ便宜ノ法ヲ議スヘシ、一司農司市ノ幹事常ニ惣會所ニ出張シテ惣代ノ威權ヲ助ケ家業ヲ勵マス、一遊ナ鼓舞シ下ル處ノ命令貫徹スルヤ否ヤヲ點檢シ、又下情ヲ上ニ達スヘシ、一年々四度市在組合會所ノ組長惣會所ニ集り四方ノ情ヲ通シ善ニ移リ先チ開クノ議ヲ起シ郷里ノ制度一ナルヲ要ス、若シ不便ノ法アラハ速ニ改メ事ヲ欲シテ幹事ニ達スヘシ、最モ幹事共ニ議スル事モアルヘシ、但願事小ナリト雖トモ必ス其要領並ニ年月人名ヲ記錄シ、後年ノ參考ニ備フヘシ、最モ當否並ニ善惡厭ハス、有説云ク風俗善惡アリ、舊染ノ事人皆其不良ヲ知ルト雖トモ頓ニ之ヲ改ムレハ扞格不堪、或ハ舊習ニ泥ンテ罪ヲサトラサル患アリテ終ニ其功ヲナサス、是古今ノ通患ナリ、甚キハ法ヲ立テ徒ニ罪人ヲ増シ、却テ國ヲソコナフモノアリ、故ニ事小ナリト雖モ必ズ良ニ之ヲ議シ、漸以テ善ニ移リ終ニ其功ヲ奏スルノ法ヲ立ツヘシ、一常事ハ預シメ評議シタリ、一非常ノ事ハ會同シテ決スヘカラス、必ス郷隣ニ下シ、人情開達ヲ得テ行フヘシ、朝命並ニ非常ノ事ハ會同シテ不待一總而古ニ法リ即今ノ人情ニモトラス萬國ノ法ニ適フテ行レ安キヲ主トシ、漸以テ善ニ勸ミ宜ニ至ラン事ヲ要スヘシ

恭惟ルニ今諸藩版籍ヲ奉還シテ古ノ所謂無非^二王土無非^三王臣國家大政興起セン事大希フト雖モ舊染ノ弊習ヲ不覺自ラ東西俗ヲ異ニシ、又然ラシムルモノアリ、故

ニ其心甚々之ヲシタフト雖モ頓ニ之ヲ改メ速ニ貫通スル事最難シ、漸以テ開化ニ至ラント欲セハ、先其要領ヲ擧ケ、其制速ニ一ニセスンハアルヘカラス、邸首述フルニ不足ト雖モ爰ニ政體職制ノ條理ヲ追フテ藩制ノ規模ヲ按シ、又其要領數條ヲ記シテ補相三條明公閣下ニ奉呈ス、臣公正誠惶頓首云

天恩汚 輒職今般於東京偏ク召侯伯探公職ノ盛舉アルニヨリ冒病敢テ獻言セント欲スト雖モ趨走スル事能ハス故ニ其固陋ヲ忘レ且其忌諱ヲ憚ラス聊所思ヲ記シ萬一ニ小補アラシキ事ヲ希ト云爾

臣公正誠惶誠恐頓首謹白

神道家

氣比氏治

氣比氏治一書に彌三郎太夫と稱す越前の人、敦賀氣比神社の大宮司たり、車駕再び延曆寺に幸するに方り、城を敦賀に築きて官軍の聲援を爲す、新田義貞公皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて敦賀に至る、氏治三百餘騎にて子齊晴と共に迎へて金崎城へ入奉り、自餘の軍勢を在家に宿さしめ、長途の勞を休せしむ、義貞の男越後守義顯北國の勢二千餘騎を副て越後へ下り、脇屋義助千餘騎を副て瓜

金崎城に
自太子を
迎ふ

新田義貞
入る

城中糧食
盡す

生が柚山城へ遣し金崎の後攻を爲さしむ、さて金ヶ崎にては後攻を待けれども
 瓜生保の軍勢敗北せしことを聞き、大いに落膽し兵糧欠乏を告げ、終に秘藏の名
 馬を落して食と爲すに至る。是に於て總大將兄弟竊かに城を出て柚山へ入り兵
 力の軍勢を催して寄手を追拂ふべしとの軍議に依り、新田義貞脇屋義助洞院左
 衛門督實世河島維頼を案内として上下七人延元二年三月五日の夜半柚山城に
 入る。瓜生宇都宮悦び今一度金崎へ向つて先の耻を雪ぎ、城中の者を蘇せしめん
 と思案しけれども、足利の兵十萬騎寄手に加はるに義貞の兵勢僅に五百餘人、い
 かゞせんとして二十日を経過しける。金崎馬を食ひ盡して食事を断つこと十日に
 及び、軍勢大いに疲勞す、爰に大手攻の兵どもの語りけるは、此城中馬四五十頭も
 あるらんと覺へて常に湯洗に水を蹴散したるが近ごろ之を見ず、試に今一攻せ
 ばいかにと、大將之を然りとし三月六日早朝大手搦手十萬餘騎一時に切岸の下
 へ進撃す、城兵是を防がんとし遂に三重櫓の亂杭逆木を打破り二の木戸に攻入
 ける。時に由良長濱の二人義顯の前に出て城兵疲勞して、敵兵一二の木戸を討破
 つて近づきたり、早く春宮良恒を小舟に召させて落し奉り、自餘の人々一所に集り
 て御自害あるべし、我等は責口へ向つて戦ふべしと言捨て立出けるが、木戸脇に

新田義顯
自害の法
を教ゆ

官幣中社
金時宮に
尊良恒を
崇親王を
崇元親王
元行親王
原義房を
田義新を
比行親王
齋藤氏を
保等氏を
靈祭る

射殺されたる死屍の股肉を切て食ふもの二十餘人、是を以て氣力を得戦ひける
 河野備後守搦手より責入り敵を支へて戦ふ事半時、遂に重傷を負けれども一歩
 も退かず共に割腹する者三十二人、越後守義顯は一宮の御前に跪づき、合戦の有
 様今は是迄に我等力なく弓箭の名を惜む家にて候へば自害仕候、上様にはたと
 へ敵の中へ御出あるとも矢を進むることあるまじく候と申せば、一宮には打笑
 せ玉ひて、主上帝都へ還幸成し時我を以て元首將とし汝を以て股肱の臣とし玉
 ふ、夫股肱の臣なくばいかんぞ元首持べけんや、されば吾命を白刃の上に縮め怨
 を黄泉の下に報ひんとぞ思へり自害はいかにするぞと宣へば、義顯感涙を押へ
 ケ様仕る者にて候と直に刀を抜いて逆手に取直し左脇に突立て右脇肋骨二三
 枚かけて掻破り、其刀を抜て宮の御前に差置き忽ち俯伏して息絶ゆ、一宮應て其
 刀を召さるゝに柄口鮮血滑かなりければ御衣の袖を以て刀柄を握り親ら心胸
 に突立て義顯が屍の上へ打伏隠れさせ玉ふ、氏治、頭大夫行房、里見大炊助時義、武
 田與一、大田帥法眼等と共に割腹して果ぬ

(太平記)

氣比齋晴

神道家

金崎落城
皇太子を
奉じて
木浦に
達す

齋晴は越前の人、氣比氏治の男にて、氣比神社の大宮司たり。延元二年、新田義貞の皇太子を奉じて敦賀に至るや、齋晴父氏治と共に兵三百を以て迎へて金崎城に入る。敵將小笠原貞宗來り攻む。齋晴素と多力、矢鳥七郎等と撃て之を卻ぞく。既にして城陷る。齋晴走て舸を索め得て、春宮(恒良親王)を載す。倉卒にして櫓楫なし。乃ち纜を臂に結びて海を遊ぶこと三十餘町。蕪木浦に達す。知る人無ければ浦人の家に托し、此御方は日本國の主にならせ給ふべき人にて渡らせ給ふぞいかにもして、柚山城へ入參らせてくれよと言含め、もとの海を遊ぎ歸つて父氏治が自害して伏たる背上に自ら我首を搔落して片手に提げ、膚を脱て死す。實に延元二年三月六日、金崎遂に落城す。

因に云、皇太子恒良親王を隠し奉りし蕪木浦は、筈飯海の東北にある蕪木浦なり。今は蛇谷と稱し、敦賀郡泉村の地域に屬す。

石徹白胤住

胤住通稱彦右衛門大野郡石徹白源三郎胤弘の養子なり。家祖は藤原宇合の後藤原高光より出づ。後小河合と云人あり、始めて白山神主となり。石徹白に城を構へ

小田原攻
の軍功

依て石徹白を以て姓とし、紀伊守と稱す。四世源三郎に至り郡上の城主。東常慶の女を娶り二女を擧ぐ、長を住賀見と云ふ。則ち胤住の室たり。胤住初名長住武勇あり。金森長近飛驒征伐の時、胤住江島經正鍋山忠晴牛丸重近川尻備中守等を召集して三木軍屬を尋ね、天正十八年秀吉相州小田原を攻む。金森長近奮撃のとき胤住大に軍功あり。後奥州に轉戦す。秀吉征韓の時亦肥前名護屋に従ひ伏見に歸つて病卒す。高野山に納む。時に慶長元年九月なり。室住賀見養子藤十郎若年に付自諸般の事を理し、後見上村某が石徹白家を押領せんと謀りし事の曲直を北庄藩廷に争ひ大阪陣の時家康公の爲に武運を祈願し、爲に上京する等節操貞烈の名あり。慶長五年七月十七日歿す。法名妙意土人尼公と稱す。代々白山中山居神社の神職を勤む。

〔石徹白家記〕 石徹白藤之助氏所藏

互取替起請文事 長澄承法印命而自呈其學、誰誇至誠、耶、明了不得已、因本寺答數行寄長澄、以呈無詭詐云云 誓所謂長澄者、越前國石徹白産也、斯地是北陸白山麓也、有當寺末學也、即威德寺與圓周寺是、故此地社職累代當寺檀越而修念佛、長澄爲人好勇入武門、英切踏軍場、是以將軍秀吉教、隊四輩於群士中而號、御朱印來、被付法印、所謂阿波賀藤四郎飯白九八耶里村治兵衛尉石徹白彦右衛門尉也、是皆其實、而死予節之

神道家

匡也、就中法印征飛州時長澄務先陣、成功宥密也、爲其勸賞、天正十六年戊子春、以內島
 苗領小島白川、賜千五百斛、長澄勉、餘衛、慶長元年丙申秋、於城州伏水死矣、云、長澄無
 子故死後、沒收一跡於可重、云、岷江記に彦右衛門病死云云子なき故に妻女に百石
 を賜り餘は金森家へ取上られたり、
 今度息平四郎此方へ罷越候處於三呂師御未印留置、嗣平四郎殺害の跡無、是非次第
 に候、則彼在所悉令放火候、張行之者爲籠者候間、可加成就候、父子忠節神妙候、於屬本
 意者一廉可與恩賞候、彌可被抽忠節、專專用候、猶向河内守石徹白彦石衛門尉可申候
 恐々謹言

信 親

島 計富

角鹿朝臣計富は通稱島空十郎、敦賀の人、博聞強記にして頗る書を能す、萩原兼從
 卿に隨て國學を學び、中院通茂卿に隨て國風を習ふ、元祿年中某侯の需に應じて
 廿一代集を書寫す、其稿本一部今矢島家に藏す、其他歌書の寫本傳聞の寫本記録
 五百卷餘、斯後人の爲に努力する事最切なり、晚年氣比神社大宮司に任ぜられ、寶
 永六年卒す、年八十四

廿一代集
を照寫す

山本簡齋

試に乞丐
と爲る

簡齋は勘齋、又簡默翁と號す、福井板屋町、板屋町古帳口
山本勘齋表口、吳服商東郷屋の子なり、
 六間五寸、表三間は九間三尺三間五寸は九間但二
間、役家元祿十年三月十日連判の上札上る也とあり、姓山本、幼より異相ありて常人
 と交らず、十二三歳のころ早朝家を出て、日暮歸宅す、兩親何處に行きじやと問ふ
 に、凡そ人の嫌ふ者は乞食、穢きものは人の食殘し也、故に今日は乞食して夫を試
 みたるなりと、親驚き呆れて將來を案じ煩ふと、又佛書を讀むことを好み、殊勝の
 處に至つては巻を掩て泣く、年十八寺町妙性寺に詣り自ら髪を切る、住僧驚て父
 母に告ぐ、兩親止むことを得ず、遂に僧となす、夫より佛典を修して不羈自在、或時
 は赤帽を蒙りて行歌し、裸形にして街衢に走る、山居水宿寢を忘れ、食を斷ち、難行
 苦修することこゝに數年終に往て、隱元禪師を黃蘗山に謁して掛錫すること二
 年、又熊澤蕃山先生を訪ひて、聖佛の異を説に感激し、自ら其非なるを知る、更に土
 佐に行脚せんとし、偶河水を涉らんとして、謬つて海に入る、死瞬息にあり、莊子の
 與齊俱入、與汨俱出、從水之道而不爲私の語を記得し、漂流こと三里許、幸に漁船に
 救はる、簡齋錫を掲て微笑す、舟人之を奇とし、伴ひて家に還る、村人敬禮して其所

隱元禪師
及熊澤蕃
山を訪ふ
海に溺れ
て微笑す

度會延佳
に入門す

神佛の
三道を學ぶ

に留る、處士寺西某あり藤樹の學を信ず相語て舊識の如し、簡齋蕃山の言を稱す、處士感歎して會ふ毎に諫争して止まず、一日奮然罪を謝し過ちを誨ひ、忽ち衣鉢及携る所の佛書を燒きて儒に歸す、時に年廿五、學を講ずること三年郷に歸る、父既に没す、母に事へて孝爲に小堂を營んで愛日と名づく、又出て伊勢に往て度會の延佳延佳妹山口内宮の副官正四位下信濃守なり古事記舊事記を研究して世に鳴るに神道を學ぶ、或日宮廻りをなしけるに年ふりたる松を見て

すなほなる道ををしゆる神かきにかまれる松のなとか生ひけん
と戯れに口占けるを伴ひ來りし延佳の
一子延經まだ十三歳の童子なるが取敢ず

やさかにのまかれる玉もあるものをなにくゆる君は松のみをとふ

と答歌をなせしと、歸るに臨んで延佳送りて途中別んとして歎じて曰く、神道中興の器なりと、福井に歸り初て婦を娶る、時年三十四、三女を設け四十五にして男子を得たり、母歿す哀痛常に過ぐ、愛日堂を思親堂と改名し、再ひ熊澤蕃山を攝州有馬に見へ後親炙すること多年、四十九にして妻逝く復娶らず、嘗て蕃山人に語て曰く、今の世學を以て氣質を變ずる者を見ず、唯越前に簡齋あるのみと、性又酒

愛日堂を
思親堂と
改む

を好めども半醉に止む、詩を賦し琵琶を彈ず、特に尊圓親王の筆法を學びて書名高し、寶永七年庚申二月十一日卒す、日蓮宗妙性寺内に葬り墓に簡齋靈と彫たり、簡齋若年の時一親友あり互に志を得ば其時報知せんとて別る、後數年江戸より書狀來る、簡齋ゆきて尋るに麴町通にて大なる藥種商にてありければ案に相違し必ずや暴利を食りて斯豪商となりたるものならむ、語るに足らずとて一首の歌のみ送りて對面せずして歸れり、あち山谷のむもれ木朽はて、花さく門を

筆
よそに見る哉、簡齋日本橋邊に宿泊せしが看板の需に應じて書く本材木町三丁目味噌屋の看板とて有名のもの又無邊流の槍術家宮北八郎左衛門簡齋に逢

蹟
て先生は槍は遣ひ玉ふにやと問ければ遣ひ候と云ふ、さらばと槍をしごき何にても持て向へ玉へと云、簡齋扇を持つ、宮北槍を簡齋の顔へ塵拂ふ許に二三回突出すに瞬もせて坐せり、宮北只今のは皆先生の顔を突候と云へは、簡齋左に非ず皆鎗先を見せ玉ふ許なり眞に突貫心に成玉はば自然に扇にて留申べきと、宮北其心頭をさめたりしを感ず、簡齋親戚あり菓子屋勘兵衛と云、一乘簡齋松風

先
目前の槍

神
道家

七百九十一

の一種を考へて賣出しに授けたり之を簡齋焼と云て流行せり 初雁の琵琶は京師の志津間檢校祕藏の名器たり福井藩士有賀齋宮十人扶持に傳はりて秘

ひかしへやかくやはありしかさならすわらやの床にゆらく玉の緒繪にうつす月をやしたふ友や戀ふはつ雁か音の袖に落來て

横たつ山守

右初雁琵琶添養有賀齋宮詩歌



簡齋先生肖像

福井市 多田甚七郎氏

藏幅

同遺愛初雁琵琶

同市 島田信治氏

所藏

藏せしが貞享の御半減に御暇となり阿古に引籠り居て自火の災に罹る此琵琶のみ抱きて逃れ出たる爲に道具残り少く焼失てけり後不運續きて小丹生浦の

醫師診察
忘れ病
忘る者

刀綱茂兵衛が家にて果たる也則食しき中にも琵琶は無下の者の手に渡さむも口惜とて山本簡齋の望むにより賣てけり或日簡齋少し病氣にて友人三崎宗庵に診察を乞ふに宗庵來りて座につくや先初雁の琵琶の事を話し有賀の家榮ける時時々行て彈たることあり今は何處に有やらん惜き事なりと云へば簡齋夫こそと琵琶を見せしに宗庵驚き喜びかく手に觸るゝことの不思議さよと落涙しつゝ搔鳴らして平曲を語る簡齋も同じくしは枯聲にて語出し互にやゝ久しく笑ひ興じけるがさらばと暇を申て歸り終に宗庵は脈を伺ふことを忘れ簡齋は心地あしきをも打忘れたり簡齋歿後琵琶は親友島田良明發坂屋の家に傳はれり(挿齋參照)

〔島田文書〕初雁琵琶譜狀

家來河合猪介方迄毎度之御狀全披閱候御家内無別儀候由珍重山家無異儀尋し候然者初雁琵琶の事枕にしつれく慰よすかに候へどもふたりの家僕是非をわきまへず金にかへ候様にと申に付なみたなから參せ候上家袋十二律はしり火の折から焼失其後不拵無之候此琵琶の作京都内記祖父今は又一代定而通可申歟志津間檢校手馴數十年所持の琵琶成すくれて音能候されとも去年の烟のまきれに柱落候山賊かわさにて付申候へは音不快に候堪能の人さし直し候はむかしの聲出可申候此等之旨委勘齋老人へ御ものかたり被下候へ且又ことし此胡琴を置し

神道家

ていひしそゝること書そへ候、是又かの雅翁へ御つたへ可給候、飛脚之者早く返し候はんと申殘候、猪期、後音候以上

即 越

くれく さてく 残念なるものに候へどもかゝる身と成てやつこともの申をいなといふ事不本意候ゆへまいらせ候、是成儀は定而猪介方より可申也

〔日本紀神代講述鈔跋〕 今古殘葉所載

右日本紀神代の鈔は勢州外宮の祠官度會の延佳神主の講述をきよて、一座々々に筆記せしを拾ひ綴り草稿し、且神主の刪正を加へつゝすゝるに此一部となして神代講述鈔と名つけ傳るもの也、むかし神主日本紀の解作らんとて、かたはし平書してひめをけりしを去ぬる庚戌の年の圓縁に書庫烏有となりしかは、其あらましも空しく且歳たけて世間の塵冗をいとひ、老を直庵の窓のうちに養ひつゝ、春秋の草花を庭にうへて、朝には手から水そゝき塵はらひなとし、夕には露をあはれみ、月に詠して閑居の氣味を酒杯に添るの外、講習討論のことなともひたすらもてはなれたるさまなりしを、ことし壬子の暮春玉津島の神主高松氏橋吉重と云人、數島のわかのうち波をわけあさもよひ紀の山みちをたとりてはるくしたひ來りつゝ、しはく門下に遊はんことをねかひ、又ふるくより延佳神主にしたかひても、學びたる釜屋氏泰正好といふ人なと相ともに強てすゝめられしかは、さすがに其志をこはみかたくや有けん、遂に固辭する事を得ずして水無月の廿日あまり六日の日より日本紀神代の巻を講せる事となり侍りし、やつかれも幸ありてその末席につ

延佳の自

らなりにき、斑白の翁のことつくるはて心のそこより脱出せるみな人すせうのこにおもひけり、やゝうるふの一月をへたてゝ、過にし文月はつかあまり六日の日に講讀すてにみて侍りぬ、ひそかに神主の人となりと思ふに、放曠にして外儀にかはらすといへともまた禮ありて流蕩せず、直にして人の惡を新かす、分辨なきに似て介あり、文簡にして簡をおこなふひとにはあらず、一日吉重をみて問ていはく公神主を信すや、吉重のいはく我たゝ神主のしたしみ有てしかも比せざることを信すと、一日又正好にとふ、正好のいはく我神主のもとより物に執滞せざることを信すと、二子の言又見るところあらん、一時夜のついでに三子の言を以て神主につく、神主のいはく三子の我を見る事何ぞそれしかるや、もし我に取て身のいましめとすへきならは我弱冠の比より女子のましはりたる興宴の席にのそます、人とゝもに博奕の具を手にとらすして今年五十八歳にいたる、そのはしめはつとめたりといへとも後は自然のことし、此二事の外われにとるへきなしといへり、書成てその來由をしるす、そのつひて身のいましめにせよとの事いみしくおほへて併せて遂にこゝにしるしぬ、そもく此鈔にのするところすへて師説のをもむきなれと、愚者のしるせしものなれば、そのあやまりもおほく、又神主も多病にしてかつ書籍さへ焼失せしかは、刪正もまたからずしてやつかれか筆のあやまりのそのまゝ殘れるところもあらん、みん人つみゆるしたまひてよ、于時寛文みつのえ子はつきこゝぬか勢州山田の旅店にして北越の山本廣足つゝしみてしるす

〔松虫音〕

神 道家

はなちかふ夏野の草の高ければ駒の尾髪につたふ白つゆ

山本廣足

此人はしるもと何かしのまぢうとなりとそおさなき時心に思ふ事有て法師になり
りにき其後しちきぬにかへりてくすしの道をまなひ又老子の道をおさめて其ふ
みのちうなとつくりける老て後は中津國のみくさのおしへをたうとひわたらへ
のかうぬし延住につきて神代の巻をうけ講述鈔といへる文を顯はしけりやまと
たましゐの世にもちひらるゝさへもつよふ侍り

〔雪の枝折〕

山本廣足かゝけるものゝ今も ちさかやにのこれる中にて見つと人のかたり侍
りし

雪いかい御なかも候や面白きなかもよりは寒さに堪かたく爐にうつくまり猶
あたゝかに豆腐にてたうへんとすかくなれたるか御入候はしと折句に申侍る
一笑

黙翁

峯々もそはのいはほもたえくくに松さへ雪のへたてつる哉
これか返し

みはの山そのかひもなき杉むらの梢の雪のしるし斗りに

因に云 黙翁が親友島田良明に味。贈。給。への折句を送りければ良明味。贈。少。しの返
歌を味。贈。に添ておくりける當時の雅交想ふべし淡野菴山菴蔵その真蹟に霜月十
六日良明丈の宛名あり又杉田在淵と善く交る在淵詩文を能す福井藩家老杉田登
岐守三正の二男にして通稱五太夫順成別家して秩祿二百五十石大御番を勤む

山本簡齋傳

簡默翁越之若耶溪人曾祖山本氏某嘗事羽柴秀一于東郷遭亂降于庶人終失其
系譜父猶有膽氣不强抱於勢利母荒木氏慈愛貞諒能惠人翁幼有厭世慕佛之志
迄讀佛書至於殊勝之處而掩卷必泣年十八入寺手自切髻僧徒驚歎告于父母遂
作緇倫心潛誓謂永離名利一得解脫凡所愛惜與之於人或焚棄之常入墓所作白
骨觀矣隣鄉有高坂氏某居士者佛儒兼學才識過人傳聞甚善焉翁亦知有其人往
見而屢論講居士頻稱聰明矣明年舉見明星悟道之話一日省親宿于舊里半夜忽
有省呵呵大笑父母駭以爲狂之翁曰莫怪今吾真出家兒使公等上天自茲不羈自
在或着弊衣被赤帽而行歌或裸形走于街衢然自謂雖理頓解而非行以漸循則不
可乃坐禪行脚山居水宿忘寢斷食浴于風雨齒於雪霜勉難行苦修之事有不多讓
于古人者居士嘗勸曰佛有隱元儒有了介晝往見焉因登黃蘗山掛錫一兩年憂痾
出于京師請見於菴山先生先生不見三而後見以語之聖佛之異狂狷中行之義修

辭立誠工夫。翁便感激頗知異端之非。而猶有未釋然者。文行脚于土州。將涉河水。詔而入海。死在瞬息。記得莊子與齊俱入與汨俱出。從水之道而不爲私之語。而漂漾可三。里。偶遇漁舟于澳。爲之見拯。翁揭錫微笑。舟人奇之。伴而還家。起居如常。村里敬禮留於其所。有處士寺西氏某者。嘗信藤樹之學。相語如舊識。翁稱蕃山氏之言。處士感歎每會諫爭。一日奮然謝罪。悔過忽燒衣鉢及所携佛書。以歸于儒。時年二十五。寫帖爲食講學三年。既而歸鄉。父早逝矣。事母志於孝。營小堂名以愛日。定省孝養。又往于勢州學神道於度會。延佳神主而還。神主送行歎曰。神道中興之器也。三十四欲娶以篋。乃吉納婦。生三女一男。男初生年四十有五。其詩曰。弄丸高士生男歲。事偶同兮命豈同。天意不知成壽者。人情所願又豪雄。琴書從此強藏匣。酒食居常要保躬。經世固無望注脚。一篇擊壤寫胸中。母卒哀戚過常。思慕骨立。改愛日曰思親堂。其詩曰。斷去分分腸有盡。拂來滴滴淚無乾。奈何殘月照顏曉。思親堂中思萬般。再見蕃山氏于攝州有馬。又數往于幡州和州親炙多年。四十九喪儻乃不復娶。恬然將終身焉。嘗好讀象山陽明之書。并老莊。晚年見得程朱之學。殆孔孟之統而闢異之有深意。平日玩索易春秋語孟學庸爲工夫之軌範。餘力講習會友。從事於下學上達之旨。即踐履之實以求造道之極。往昔蕃山先生語人曰。今之世未見嘗以學變氣質者。唯有前越之某。

耳。其人以告翁。翁聞之而悅。然而不安於小成。其詩曰。磨來藝去老猶努。向後能償前債麼。又六十吟曰。誰敢庸常論順耳。竊歎遽瓊化來新。年年添得鬢毛雪。不識憂心孤負春。翁幼而柔輒壯而豪厲。向老磨礱日就平實。不甚異於鄉人也。性嗜酒而止於微醺。半醉醉後乘興賦詩。或鼓琵琶。其詩曰。空腹半醺酒。一箇適意時。桃源非避世。槐下夢何爲。不括因無塞。寡憂在改非。性偏難克處。還恨未孜孜。又作琵琶之銘曰。塞兌閉門。爲腹良背。妙音自然。虛中可愛。好草書自爲隱者之業。因以尊圓爲師法。有屢稱焉者。而不自滿。餘力以習熟。蓋游於藝之意。而娛有收歛抖擻之益矣。自幼多病。鍼灸藥餌尋常自療。居安於容膝。衣取於蔽體。食取於適口。大概世間一切之事。知足而無求於人。待於外矣。常誦曰。萬物皆備於我矣。反身而誠。樂莫大焉。嗚呼。翁之爲人。不知爲善人乎。爲信人乎。抑將升堂乎。誦其詩讀其傳。視其真。而知其人。則在乎人耳。贊曰。銅不經鍛。不可以成寶刀。斯人德之輝。因少壯苦學之勞。教育英材。各自薰陶。受生於季世。大化之淳風。依然在焉。嗚呼。豪哉。

元祿甲申六月己丑。默齋手書。蓋傳自作之贊。杉田氏某。我族之所繫也。

糟谷興乘

藩主より
叙任傳奏
を乞ふ

興乗は、越前府中總社神主精谷忠寄の長男なり、寛文年中駿河國府中總社祠官志貴宮内少輔に就て皇國學を修す、同七年福井藩主松平昌親公の召に依て江戸へ出づ、延寶七年府中總社大神宮神主の名義を以て叙任の義公より京都吉田家へ傳奏を乞はれ、即從五位下に叙し、主膳正に任ず、公吉田家宗源行法懇望につき其法を請て之を公に傳ふ、依て其賞として葵章自紋上下并に時服千幣木綿綴等を賜はる、貞享三年六月十二日祿二十石五人口を以て藩列に加へらる、此時福井石塲堂後町に於て邸宅を給ふ、享保二年丁酉四月十二日卒す、小山谷村臨濟宗瑞源寺に葬る

足羽敬明

内藏權頭敬明は雉山人と號す、福井足羽神社々司なり、其先馬來田皇女より出て其四十七代の裔なり、性忠直篤恭、少にして志操有り、發奮京都に遊學し、諸經紳の殊遇する所となり、國典制度經傳歴史諸子百家の書涉獵せざるものなし、平居質朴にして節儉を尙び、家に餘資あり、藏書數百千卷、今に足羽文庫書籍の多きもの敬明の力なり、後勤勞を以て從四位上に叙す、嘗て足羽神社の式内社たるに拘は

巡見使を
叱す

祭神の説
明

寶藥看板
に方言を
書す

らず元龜天正當時の戰亂を經、甚だ頽敗して荒涼に任せ、後舊時の狀無きを慨する所有り、自ら四方に遊説して寄附を募る、多年ならずして社廟を修造せり、ある時巡見使の社境に到る有り、身輿に乗り華表内に進まんとす、敬明淨衣を着し社頭の椽上にあり、一喝して曰く下乗すべしと、其聲雷の如し、使大久保七兵衛山岡五郎作二人大に驚き、直ちに輿より下り、徒歩して社頭に向ふ、敬明之を迎へず、七兵衛之を怪み問うて曰く是如何なる故ぞ、敬明肅然として應へて曰く、當社は宮中の五神を崇め、繼體帝を合祀せり、以て尊貴比類希なる處故に無位無官の者は畏れ多し、七兵衛謝して曰く吾此社格を知らず禮を失すること汗顔なり、請ふ其緣記を示さんことをと、即懇々之を説明し、且つ貸與するに舊記を以てす、七兵衛乃ち熟讀し謝を表して去る、敬明書に巧なるを以て或人來て霍亂の藥元結の看板を囑す、乃ち筆を揮つて、もと「ありはくらみのくすり」越前の方言と書す、其人曰く是は片言にてくわくらんと書く可し、敬明曰く否斯の如く書く時は、はくらみを病む者求めに來るべし、くわくらんと知る者はこの寶藥は服さぬ者也、是則はくらみを疾む者の助け也と、又江戸に祇役せんとする者來つて訓誡と爲るべき先哲の言を示さんことを請ふ、敬明之に應ぜず、即曰く昔時朝鮮人來朝し富士山下

先役を師とせよ

を過ぐ、偶本邦人朝鮮人に問ふに其國の地理を以てす、朝鮮人乃ち富岳を指して曰く此岳の高さは如何、邦人語屈して止むと云へり、今足下江戸に參勤せんとす、焦心察すべし、勤務の方法須らく之を先役の人に問ひ能く其任を全うすべし、故らに近接の事を措き、漢土の書の事等質す可らずと懇示せりと云ふ、敬明亦奇傑の士なり、寶曆九年己卯二月十日卒す、時に年八十八、臨濟宗華藏寺に葬る、法名大光院、從四位上月山自圓居士と云、著書は足羽社記、越前國式社地名考、續日本紀故事考、續日本後記故事考、文德實祿故事考、三代實祿故事考、日本逸史故事考等有り、其足羽社記は藩主松平吉邦公に獻して嘉賞せらるる時に享保二年なり

敬明

かつらきやしくれの雲はなかたえて月夜そわたるくめの岩はし
なには江やことうらかけてかすみしくはるをはいかみつの濱風

因に云三代實祿故事考は書中の故事用典を擧げたる一部の書にして卷首に足羽社司正五位下内藏權頭足羽敬明考男從五位攝津守足羽住夏輯と記し卷尾に寛保二年壬戌八月敬明七十一歳とありて歌二首を載す「海人のかる藻屑もすてぬことはりに躬を忘れてそ書あつめつる」果敢なしな跡を先へと書つむる事をあまたの代々の古言

杉本左近

唯一神道を學ぶ

名は義宣字は伯猶通稱左近林泉と號す、本姓伊野原又三神と稱す、始兵部卿後周防守と稱し神祇道長上吉田家の門下たるが故に中臣の姓を與ふ、父は上總中臣永宣と稱し母は文子、世々越前大野郡石徹白村白山中居神社の神頭職たり、甫めて八歳江州三井寺に入り、三藏坊某に隨ひ十九歳にて名古屋河村益根に學び、後山崎垂加の唯一神道を學ぶ、又冷泉前大納言入道等覺を師とし和歌を學び、醫學易學を兼修し大に蘭法をよろこぶ、又比喜米に至ては靈驗神に通ずと云ふ、常に衆濃信諸州の人士に交はり殊に濃州苗木藤堂家、八幡青山家、信州福島山村甚太夫、尾の成瀬渡邊生駒の諸家に愛重せらる、又九條、白河、西園寺諸家に入出し、圓滿院青蓮院等に仕候せしことあり、其天性篤實にして朴直を好み、寡言沈着、敬神の念深く又克く人を容れ、溫容威嚴犯す可らざるの風あり、毎旦裸體冷水を浴し、嚴冬と雖未だ一日も廢せず、微恙の日と雖早旦之行へば神氣自ら爽快に復すと云ふ、天保九年三月廿八日三井寺坊官西の坊に於て卒す、死に至るまで端座容を亂さず、遺言して唯一神道を以て葬儀を行はしむ、享年五十三、嘗て青山家の老

臣小出公純の宅に至る、其佩刀の製粗なるを見て、心大に悔りひそかに取て之を見るに秋水の如し、公純大に感心し且其無禮を謝す、義宣云ふ身は山間にある粗衣を纏ふと雖心常に正宗ならんことを欲すと、公純大に悟り益其徳に服す、常に唯一神道を尊信し以て之を後進に誨ふ、又吉田家の兩部神道を以て唯一神道となさんと欲し、深く盡力する所ありしと云ふ、長瀧詩話和訓神道正系略等を著し之を門生に示せり、生前交通せし河村益根、小出公純、村瀬忠左衛門、桃井太輔、中川右門、近藤織部等の書狀現存せり、中に就て中川近藤の手紙に定家卿五百五十回忌靈前手向和歌募集の狀古今集秘傳箱の院宣を仰く云々とあり

石塚資元

從五位下安藝守大中臣朝臣石塚資元は敦賀の人、遠祖は常盤大連にて、常盤大連は天種子命より八代の孫、伊勢神宮祭主大鹿島命より十一代の孫にて、欽明天皇より始て中臣の姓を賜はる、常盤の大連より七代の孫、中臣雄繼、天平年間伊勢神宮より氣比神宮に轉じ、同神宮司となり、敦賀に住せし以來、子孫氣比神宮の神官たり、資元氣比神宮大宮司從五位下河端伊豫守大中臣朝臣親義の次男なり、安

加茂季鷹
を師とす

永七年十二月二十七日に生れ、幼名を辰藏と稱す、天明八年石塚上總元美元美は龍公美の門に入り、詩文の義子となり、寛政三年三月十五日石塚家の家督を繼ぎ、名を改めて嚴滿と稱す、後累遷して氣比神宮權宮司に補し、從五位下に叙し、安藝守に任ず、在職五十餘年にして、弘化二年五月官に請ふて致仕し、邸内に別荘を新營して、紫陽花園と號し、閑居風月を友とし、讀書を樂む、其稟性優雅にして、容姿高尚、幼より已に令名あり、和漢の學に通じて、博聞強記、加茂縣主山本季鷹を師として歌を

筆蹟



敦賀町 山本 元氏所藏

社傳の誤
を正す

詠み常に本居大平、伴信友、平田篤胤、足代弘訓、香川景樹、富士谷御杖、加納諸平、田山敬儀、松田直兄、城戸千楯、田中大秀、倉谷友干等と深く交りて互に往來せり、門弟亦多く小宮山長庵、田中寛和、山田正秋、萩原弘濟、河端親禮、平松周玄等皆薰陶を受たるの士なり、神宮に奉仕する事五十餘年爲に貢獻する所多く、殊に古史に徴して、社傳の誤れる、祭神の名を正せしが如きは最も卓見といふべし、晩年敦賀郡中の

神道家

敦賀志稿
を著す

古書舊記の散逸するを惜み、自ら社寺及び舊家に就き、秘藏の古文書類を謄寫し、其眞偽を取捨し名勝舊跡義民孝子さては物産俚語方言に至るまで其事實を選び、且國史中散在せる事蹟を拔萃して、敦賀志稿四巻を著述し、親友足代弘訓、伴信友等に校正を請ひ且歌道の技折、紫陽花園隨筆、國語解、紫陽花の散殘等の著書あり、又詠歌は多く近世名家和歌集、鮫玉和歌集を始め其他の歌書に出たるが之に洩たる晩年の作二三を擧れば寒月を見て

山のはに利鎌の如く月さへてみを切るはかり寒き夜半哉

深雪

歸る山冬きて見れば郭公なきし梢も雪の下守

幼子の成長を待つとて

吾身には惜き月日も幼な子の生先みんといそかるゝかな

致仕を思ひ立て

今は身を安きにゆかんつとに起夜半にいぬるも限こそあれ

閑居

世のうさを聞ぬ庵の静けさやあらしはかりをとふ人にして

金戸たてくるに釘さし籠りゐて静に書の限りをも見む

老衰

西山に傾く月をなかめつゝ思へは今の吾身なりけり

卒去の春には、老にけり思へは惜き櫻花みるもことしや限りなるらむと死期の近きを知りて花に別れを惜み其年の秋病に罹りしに足代弘訓特に伊勢より來り病ひを問ひしに「思ひ残す事は此代になけれ共きみに再度逢ぬかなしさ」とよみて弘訓に示し其夜卒去したり、弘訓いたく歎き惜みて「世の中にあらましかはと思ふ人またしもひとりなくなりけり」とよみて其靈を慰めぬかくて天筒山の南宇杉森山の墓地に神葬す、享年七十一、二男一女あり、長男天し、次男資梁嗣ぎ女は鳥相摸守憲元に嫁す

石塚資梁

大中臣朝臣石塚資梁は、石塚安藝守資元の二男にして、文政元年十月十日に生れ、幼名を忠千代丸と稱す、稟性穩和にして思慮深く才智亦人の意表に出づ、幼にして氣比神宮神職に補せられ、改名して主税と稱し、累進して同神宮副祝に補せら

る、明治元年神祇官に至り、氣比神宮社格に昇進の建白をなして、採用せらる、其他同神宮の爲に貢献する所多く、且廣く知名の士に交る、父資元の薫陶を受けて和漢の學に通じ、又碁を嗜みて、北國の名手と稱せらる、其詠歌の一二を擧れば

淡路島あはとみしまに雲晴て月になり行すまの海面
一かともあらぬ吾身の占なれやくつらん物も石となりぬる

明治三年致仕し、専ら讀書を樂む、同十六年八月二十八日病卒す、行年六十六、杉森山の墓所に神葬す、一男四女あり、長男資雄、其後を嗣ぎ、現に官幣中社金崎宮の禰宜にして長女天し三女嫁す

芳賀眞咲

幼名三作、眞之助、後眞咲に改む、福井藩士芳賀男依の子なり、母は赤尾氏、天保十四年正月福井に生れ、歌を橘曙覧に學び、又平田鐵胤の門に入りて皇學を修む、新潟宮城二縣に屬官たりし後、鹽竈志波彦神社宮司となり、黄金山神社祠官を兼ね、明治二十四年内務省に入りて神社課長を勤め、尋て多賀神社宮司に遷し、後淡川神社に轉ず、從六位に叙せらる、三十五年辭職し、三十九年五月病卒す、享年六十六、著

淡川神社
宮司に任
ぜらる

書に語法指南、土佐日記讀本、松島道案内あり、皆刊行す、遺稿「孔舎農家詠草」一卷あり

〔孔舎農家詠草〕 鈔 錄

箭

眞

咲

生いてしはきのふはかりと思ひしをいくよかのひしかきの箭

競馬

勇ましく競ひあひたる眞手つかひいつれも劣るいろ見せぬかな

順徳天皇

もゝしきやふるき軒端の御夢をはあらひそ波のうちやさましゝ

後鳥羽天皇

よみちをもふみわけぬへしおく山のおとろの下の山ほとゝさす

矢一よりますらをのゆはすのみつき我はわか文

の林をかりてさゝけむといひおこせければ

うへよけむ文の林をかりて見は睨もあらむ鶴もすむらむ

上杉不識庵

神道家

春日山夜半のあらしのさそはすは高峯の櫻かゝやかましを

常磐

子をおもふやみにもましてはかなきははゝそのもりの雪の下みち

多賀里にて

歸やまこえてこそ來ねこゝもまたゆきふる里といははいはまし

湊川神社に仕へ奉る年のはしめに

くみてこそ仕へまつらめ七度もいきかへりてときくのした水

林源吾の父は七十に母は六十になれる年の賀に

近江國の名所を

六十七八十のみなとちこく船は千々の松原さして行くらむ

大石良雄

我君のこゝろを酒にくみかへて世になからふるとし月そうき

眞吾か出征の途に上る折大船停車場迄見送りけ

るに雨のふり出てければ

あすはいつくいかなる風にくしけつる今そ浴み初めしゆふ立のあめ

大阪にて古き家をかりてうつりける夜

ふる家のあなかしかまし我よりもさきに鼠の住み馴れてあり

眞吾か財囊の中に彈丸入りたれとも錢に中りて其錢

凹みたるのみにて體軀に障らさりきといふを聞きて

よく見れば玉のあとありて懐の錢こそあはれそりかへりぬれ

よろこひのあまりあとさきのことともおもひつゝけて

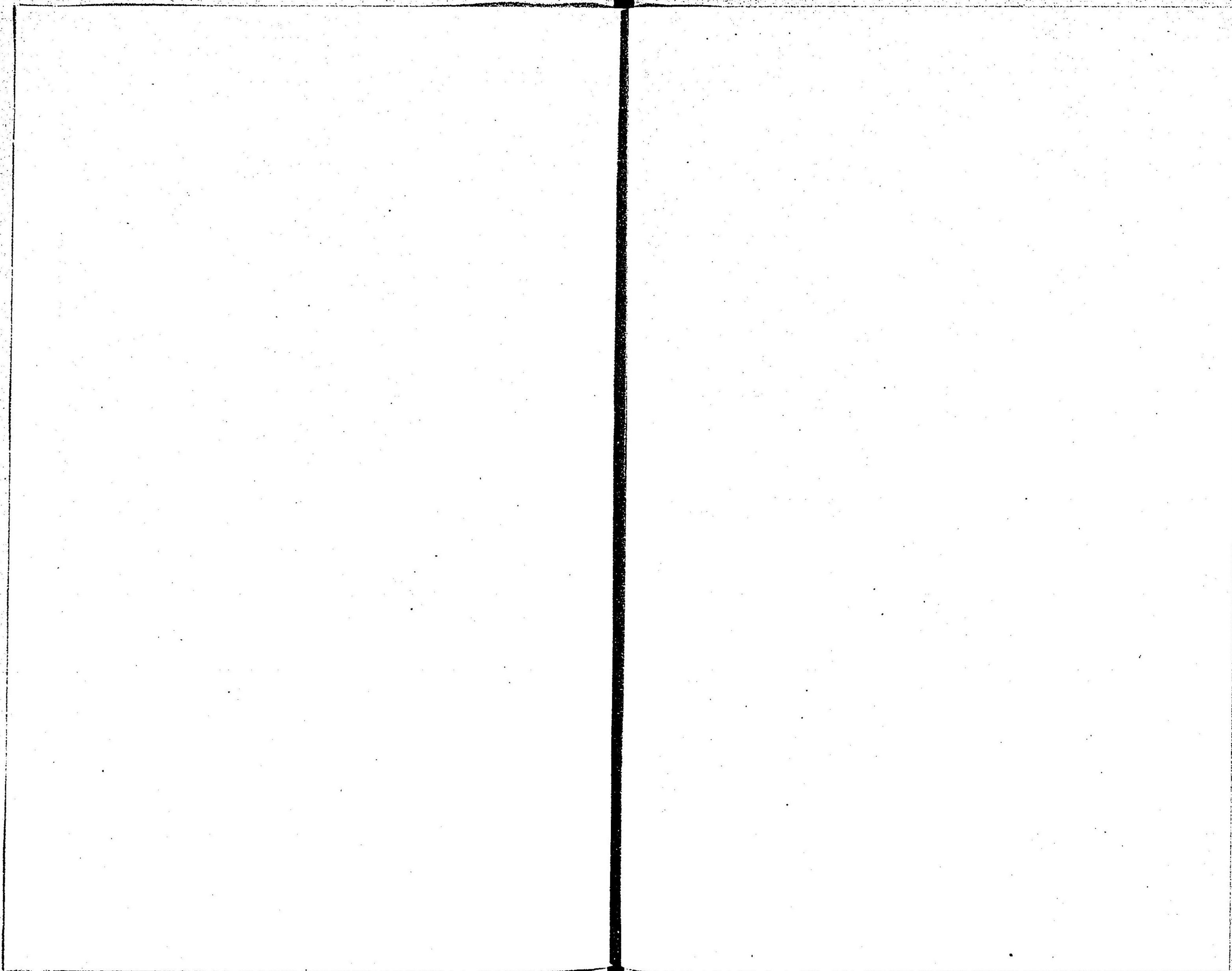
死なはをし死なすはうしろみせんかの子をおもふ暗も今そはれぬる

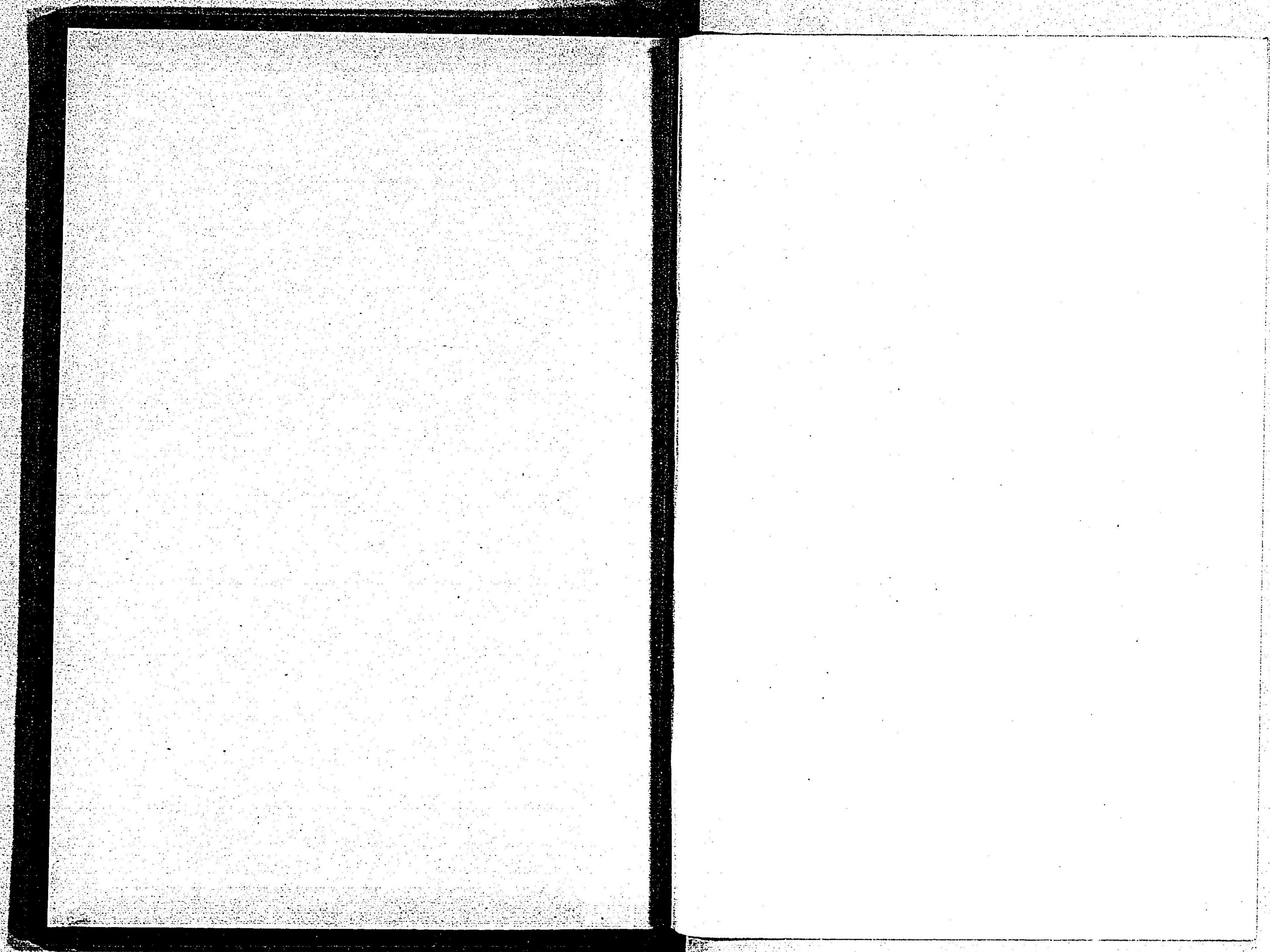
24263

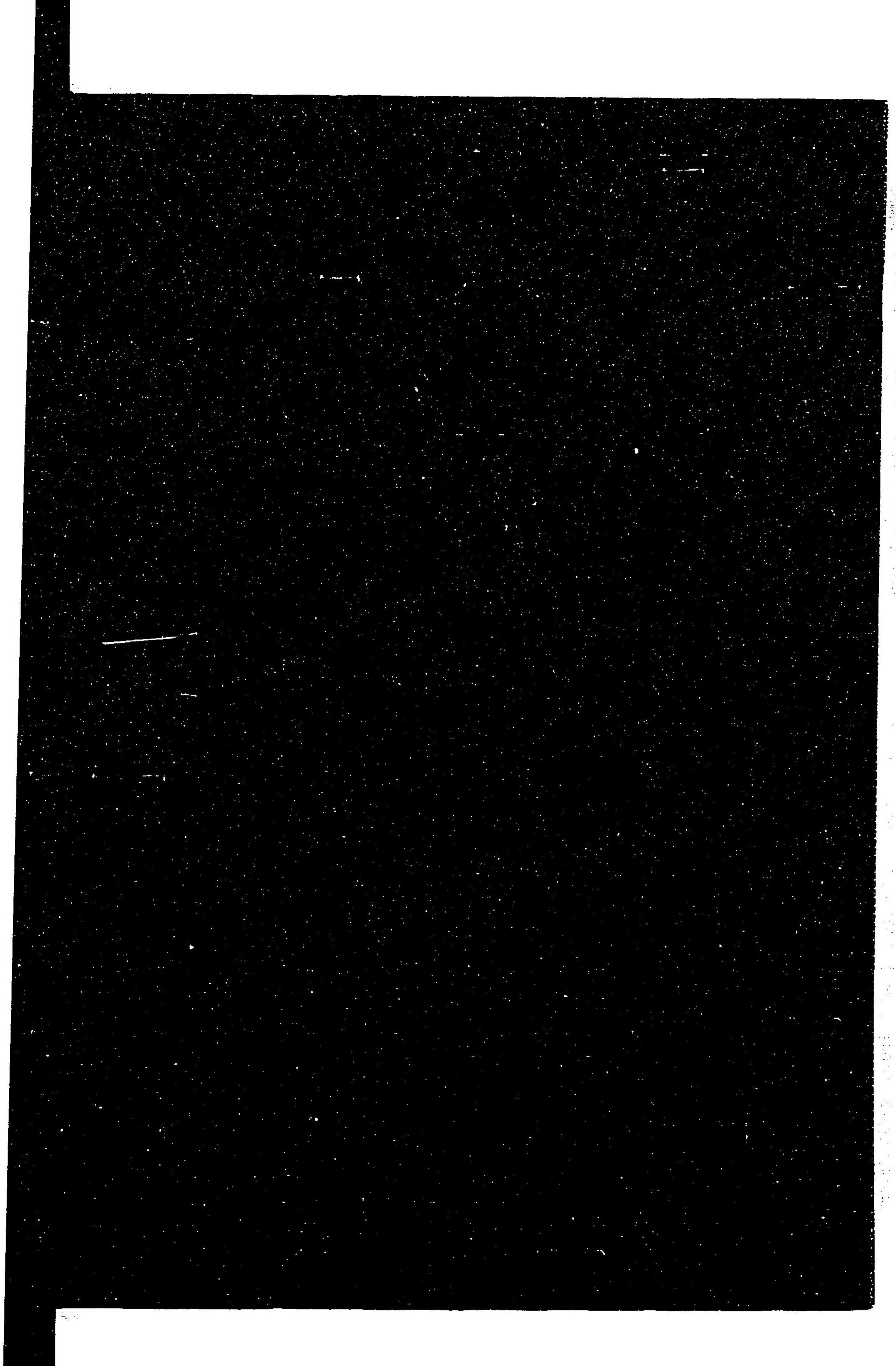
越前人物志 上卷

越前人物志 上卷終

八百十二







281.44
H762e

004135-001-8

281.44-H762e

越前人物志

福田 源三郎/著

M43

ACE-0485



